社　　神

社神るなと心中の合結的神精の員團民移

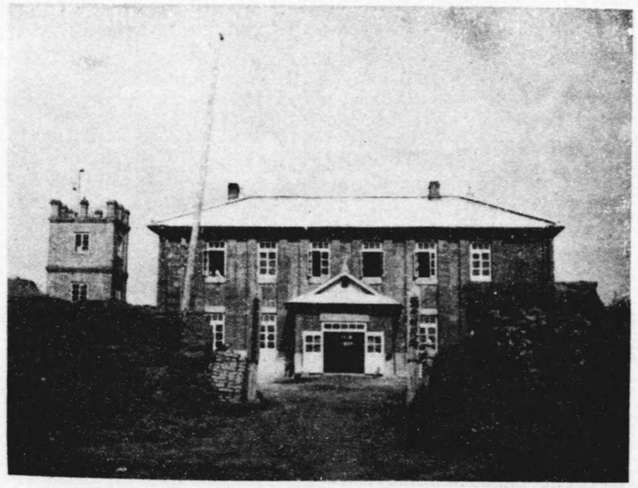

場　役　村

る上來出が場役村な派立ばれなに村てし立獨が團民移

見事な蔬菜類
移住地では土地が肥沃なので立派な蔬菜が出來る

食器洗ひ
訓練所で一番樂しい食事後の後片附を各自で食器を洗ふ

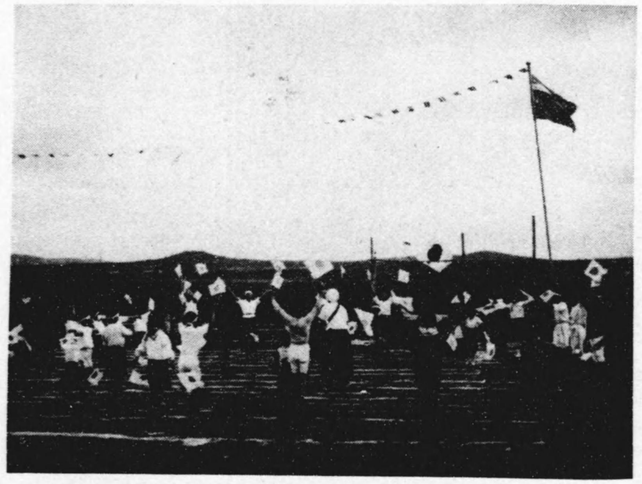

運動會
年を經るに從て小學校生徒も殖へ樂しい運動會も開く

診察
人口の增加と共に醫者も段々と多忙になる

芋　と　り

北滿の曠野には種々の芋が生える

宿舍に歸へつて

一日の訓練も終り宿舍に歸へつて一と休み

蔬菜の收穫

一人當二町歩の實習耕地で作つた蔬菜

饅頭作り

オヤツの饅頭も義勇軍の手で作る

ロシヤ南瓜

見事に實を結んだ南瓜に打跨り喜色滿面の村民

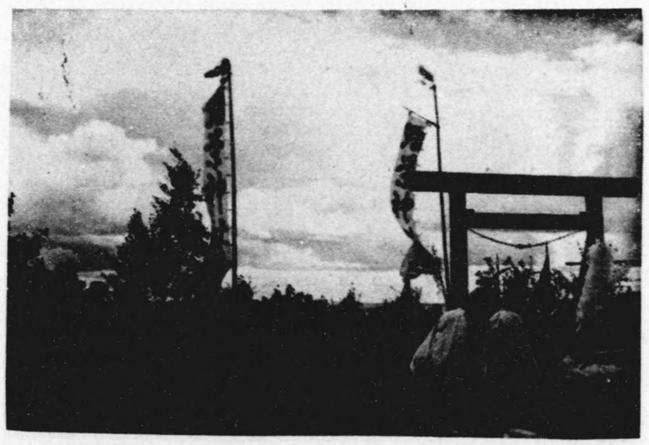

祭禮

山の幸を祭殿に供へ萬神に豐作を告る彌榮村の人々

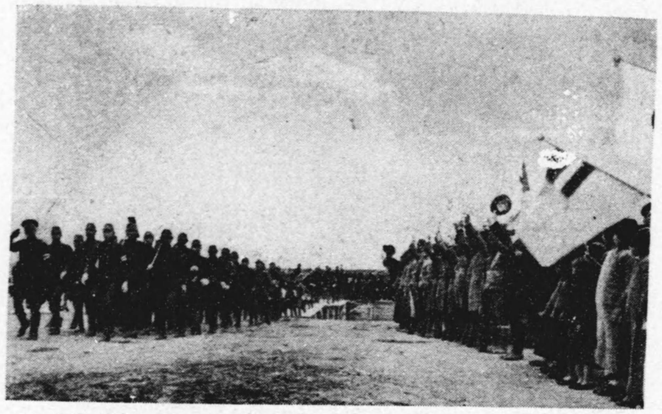

青年移民の現地入植

隊遣先とんせか咲花の和協族五し設建を場樂の緑
委勇の民移年青すると植入に裡迎歡の達人滿

收穫

農方一むしそいてしと々孜に練教に科學
民移年青ふ味をび喜の穫收け受も導指事

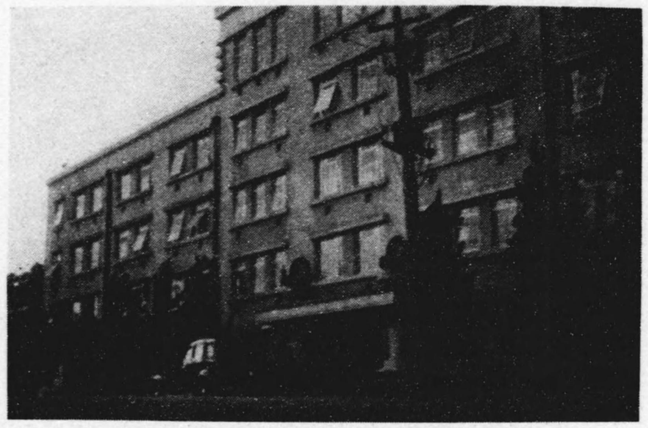

面正所養教住移立國戸神るす泊宿間週一約前船乗が者住移米南

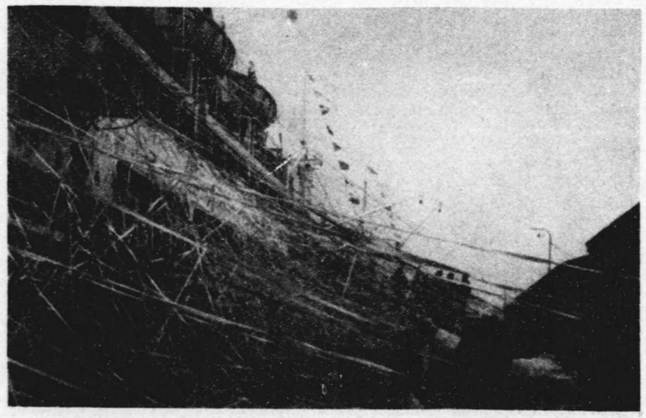

に正今が(噸〇〇〇、〇一約)船米南社會船商阪大
景光るすとんせ帆出を港戸神

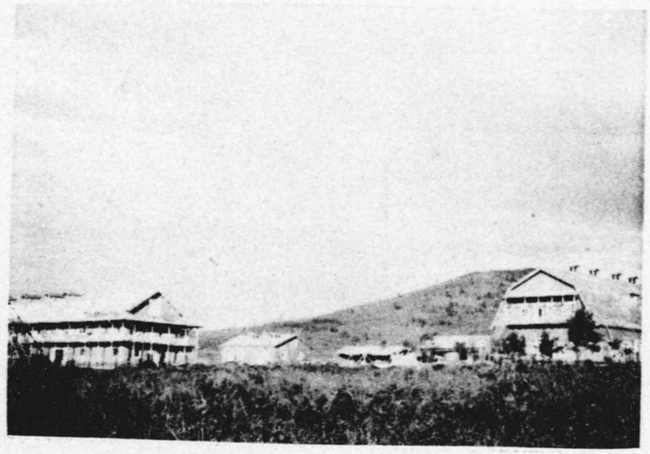

場　畜　種

む進に月に日は設施諸の地住移滿北てつ向に現實想理

穀　　脫

民移年青るすを穀脫の麥小てし用使をーヤシツレス

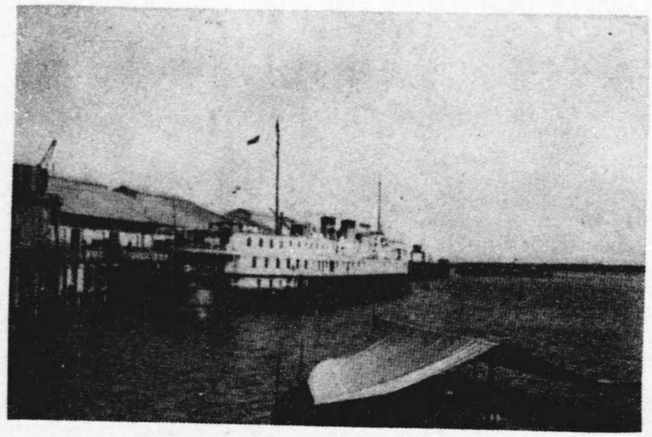

頭埠陸上者住移ンオシンスア國イアグラパ

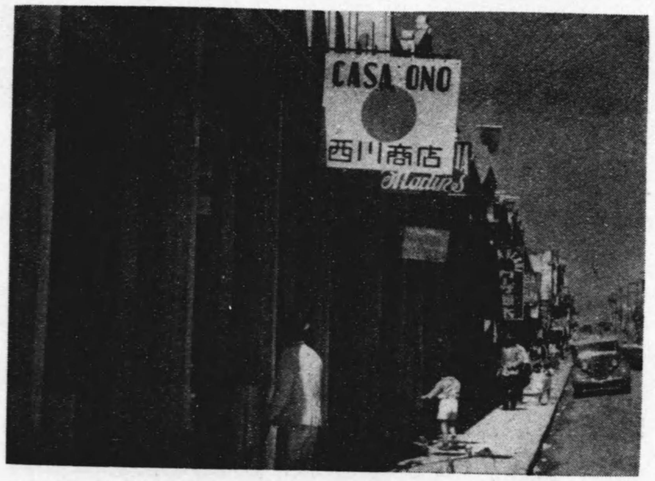


伯國サンパウロ州内に於ける邦人の商業の發展狀況

# 第五編　移植民及海外拓殖事業

## 第一章　移植民

### 第一節　移植民の沿革

**南米移民の沿革**　**創始時代**　我國の海外發展は遠く足利時代に始まり、慶長の頃既に海外へ渡航した者もあつたが、明治以前に於ける渡航者には移植民として考究すべき問題少なく、從つて明治以後のものに付て述べることとする。明治元年横濱駐在の布哇領事が、日本政府との交渉の結果布哇の甘蔗園に日本の移民を送る契約を結んだ。是れに依つて先づ百五十三名が最初の移民として布哇へ渡航した。然し是等の移民は風俗習慣の差異、言語不通等で殆んど失敗に歸し、翌二年には四十名の歸國者を出した。其の後政府は移民の取扱を中止するに至つたが明治十四年布哇王の來朝に次ぎ同十七年には日布渡航條約、日布勞働移民條約、航海條約の締結あり、其の結果同十八年再び九百五十一名が布哇へ渡航した。爾來布哇の有望なること漸次認められ逐年移民は增加し、明治二十七年迄には約三萬人が渡航した。

**移民會社活躍時代**　前述の如く移民の增加は政府の事務を益々煩瑣ならしめ、且つ日清戰役の爲他事を顧るの遑少く、又此の時に於て民間移民會社が移民の取扱を希望し來つたので、明治二十七年政府は移民會社に移民取扱事務を

委ねることとなつた。戰後の好況に依り海外發展の氣運興隆し爲に移民會社が續設せられ、政府も亦明治二十九年には移民保護法を制定して其の保護指導に當ることとなつた。當時の渡航者數を見るに、同三十一年には布哇へ一萬餘カナダ、濠洲へ各一千、翌年には布哇へ二萬三千、北米へ三千、カナダへ一千七百、南米最初の移住者としてペルー へ七百九十、其の他合計三萬一千餘人が渡航して居る。然るに布哇移民は殆んど契約移民であつたが、耕主の橫暴や移民會社等の惡辣なる行爲に依り、移民は彼地に於て塗炭の苦しみを受けねばならなかつた。更に布哇は明治三十一年北米合衆國に併合せられ、同三十三年には其の一州となるに及び、當時米國に於て勵行せられたる契約移民禁止が此の地にも適用せられた爲、移民のみならず移民會社も亦大打擊を蒙り續々解散の已むなきに至つた。然し其の殘存會社は中米、南米兩方面に進路を見出し、明治三十六、七年頃には比律賓へ二千二百人、ペルーへ一千三百餘人、メキシコへ一千二百餘人を送出した。

**自由渡航時代**　米、布に於ける契約移民の禁止は自由渡航者の增加となつた。明治三十七年頃より布哇在留の邦人は米本國へ續々轉航し、又內地よりも直接米大陸へ自由渡航する者多く、同三十九年には一千七百、同四十年には二千七百の渡航者あり、米國に於ける邦人は同三十五年には五千人に過ぎなかつたものが、六年後の同四十三年には九萬一千餘となり、每年一萬人の增加を見る狀態となつた。然し渡航者の風采及教養上の缺陷、布哇耕主の惡宣傳に依り、俄然米國人の非難を買ひ邦人の激增は益々其の不評を高め、且つ將來に於ける邦人の發展を忌み之を恐れて遂に排日運動を起すに至つた。玆に於て明治四十年、日米間に所謂紳士條約が成立し、我國は自ら移民を制限せざるを得なくなつたのである。此の結果一時墨國熱が高まり、同三十九年に五千人、同四十年に三千七百人が契約移民として



**移民制限時代**　紳士協約の締結にも拘らず、米國に於ける排日運動は益々猛烈を極め、邦人の土地所有又は租借の禁止、市民權附與の制限等移住の目的は大半失はるるに至つた。明治三十五年以來一萬人に近かつた布哇移民は、同四十一、二年に於ては三千人より二千人に減じ、米本國への入國は全く困難の狀態となり、同四十一年には少數の自由渡航者があつたのみである。此の政府の移民制限方針は甚の他の方面にも現はれ、明治三十五年來每年一萬三、四千人より三萬六千人にも達した移民が、同四十一、二年には一萬人より四千人へと減少した。

然し此の時期に於て注目に價するものは邦人の南米進出である。明治四十一年最初の伯剌西爾移民として八百名の契約移民が、又ペルーには二千八百名の移民が渡航した。爾來漸次南米移民の增加を見、移民會社取扱の移民は大部分ペルー、伯剌西爾、亞爾然丁に渡航したのである。

**官民協力時代**　政府の移民制限方針に依つて、明治四十二、三、四年と激減したる移民數も、大正元年頃より再び增加の趨勢に向ひ、翌二年には二萬人を越ゆるに至つた。其の後移民は常に一萬人に達したが、我が國情に鑑み人口問題、食糧問題と關聯して盛んに海外發展が唱導せられ、移民制限方針は當然破棄されねばならなくなつた。民間に於ける移植民宣傳奬勵機關は古くより存在し、移民會社と共に努力して來たが、大正四年廣島及熊本の兩縣に海外協會が設置せられ、移植民の宣傳奬勵又は指導保護の事業を開始した。大正七年頃よりは和歌山、防長等の海外協會相次いで設立せらるるに至つたが、是等の氣運に促され政府に於ても前の制限方針を廢し、日本人を排斥せざる地方へは積極的に移民を渡航せしむる方針を採るに至つた。

先づ政府は大正十年海外興業株式會社に補助金を交付して、海外移植民思想の宣傳普及と移植民の保護敎養との施設を講ぜしめた。大正十二年には、關東大震災の罹災者にして移住希望者に渡航費を補助し、百十一名を伯剌西爾へ渡航

せしめた。是れが渡航費補助の初めであるが、翌年よりは罹災者以外の一般人にも一定の條件で渡航費を補助し、之を以て移植民奬勵の一助とした。又從來移民會社は移民より渡航手數料を徴收して來たが、同じく移民の經費輕減の目的で大正十二年より之を全廢せしめ、政府が其の相當額を會社に交付することとした。

此の政府の方針に力を得、民間に於ては各府縣に海外協會が續設せられ、移植民敎育機關も亦設置せられて移植民の宣傳に又敎養に努めて來たが、政府に於ても大正十二年以來、是等の團體に對し奬勵助成金を交付することとした。爾來南米殊に伯剌西爾の移住適地なることが認められ、官民共に力を注ぎし結果移民の數も亦激增するに至つた。又民間の會社、個人等にして伯剌西爾に投資する者出で、海外協會の中信濃、熊本、富山、鳥取等の各協會は、大正十三年伯剌西爾國サンパウロ州に土地を買入れ、以て移住者を送出する計畫を樹て、信濃海外協會に於ては翌十四年に四百五十名を其の購入地に移住せしめた。

政府は曩に設置せられた横濱、神戸、長崎等の海外渡航者講習所に交付金を與へ、移民の保護敎養に資すると共に、從來諸種の點に於て缺陷の多かつた移民出發港に於ける移民の宿泊、衞生、敎養等の改善又は統制を圖る爲、昭和二年神戸に移民收容所を設置し後其の名稱を神戸移住敎養所と改め諸種の移住に要する敎養を施して居る。

昭和二年には海外移住組合法制定せられ、是れに依つて從來の勞働移民と性質を異にしたる所謂企業移民、卽ち初めより土地を購入して開拓事業を營むところの組合移住者を渡航せしめ、其の資本と敎養とを以て效果を擧げんとする海外移住組合が、昭和二年七月岡山縣に、次いで山口、廣島、三重、和歌山、福岡、鹿兒島の各縣に設立せられ、同年八月には海外移住組合聯合會が設立せられた。此の移住組合の數は昭和十三年現在に於て四十四を算するに至つた。而して從來是等の事務は內務省の主管するところであつたが、昭和四年六月拓務省の設置せらるると共に移植民及海外拓殖事業に關する事務は當省の主管に移り拓務省に於ては移植民の保護奬勵施設を爲し、海外拓殖事業の助成に努め、民間の關係團體と協力して我國海外發展の實を擧げることとなつた。特に昭和七年九月よりは多年の懸案であつた支度金の補助をも爲し伯剌爾西移民旺盛時代を現出するに至つた。

**南洋移民の沿革**　邦人の南方發展の歷史は既に安土桃山時代（十六世紀ノ後半）にその端を發しその後、豐臣時代より寬永の頃にかけて邦人の南洋進出は史上曩古の盛觀を呈し各地に日本人町を建設したが寬永十六年（一六三九）德川家光の發したる鎖國令は此の輝しき發展途上にあつた我國民の海外發展の勢を一擧に彈壓してしまつた。現在の南洋方面在留者は從つて前述の鎖國以前のものとは全く無關係のものであり、從つて此處に於ては鎖國令廢止後の新なる移住者のみに關して略述する事にする。（濠洲、その他太平洋諸島を含む）

南洋契約移民は明治二十六年吉佐移民會社により鑛山勞働者として濠洲ニューカレドニヤ島方面に送られたるものを以て嚆矢とし引續きクインスランド、フイジー等に夫々數百名の契約移民が送られた。

既に明治十八年來布哇に向け契約移民が送出せられつつあつたが、明治三十一年同島が米領となると共に契約移民禁止法が施行せられ、爲に當時亂立狀態にあつた多數の移民會社はその營業の危機に直面し何等かの手段によりその局面を打開すべき必要に迫られた。南洋地方はかかる事態の下に新なる移民送出地として登場したのである。

**比律賓地方**　南洋移民發展の基礎となつたものは明治三六年、比律賓島のベンゲット道路工事に雇傭せられた勞働移民である。卽ちマニラよりダワバンを經てバキオに到る道路工事の爲明治三六、三七年の兩年に亘り約三千名の勞働者が契約移民として渡航し幾多の苦難と犧牲の後三十八年道路工事を完成したが、同時に彼等は其の職を失ひ、旅費ある者は辛じて歸國し旅費なき者は職を求めて比島各地を流浪するの止むなきに立ち至つた。此の時に當り比島開

拓の先驅者太田恭三郎氏は此等同胞救濟の爲ミンダナオ島ダバオ灣内のスペイン人所有地に失業者約百八十名を入籍せしむる事に成功した。是れ即ち現今同地方に於ける邦人飛躍的發展の端緒である。以來今日に到るまで約二十年邦人の麻栽培はその間麻價の如何により多少の盛衰はあつたが一歩一歩其の堅實の歩みを進め遂に今日の隆盛を見るに到り比島の麻栽培界に確固不動の地位を築くに至つた。

前述の如く道路工事勞働者の一部は麻栽培業者に轉化したが他のものは小規模の小賣業として其の生活の途を拓かんとした。以後麻耕地移民の渡航相次ぎ邦人商業者の地位も次第に進み特に最近に於ける日本貨の進出と共に邦人小賣業者の進出も目覺しき發展を示し從來經濟界に不動の地位を占めつつあつた華僑の地位をも脅しつつある。

蘭領印度地方　近代に於ける蘭領印度邦人發展の歷史は明治三十一年後藤實史なるものがバタビヤに於て貿易商を營みたるを以て始る。その後漸次邦人の小賣商の進出を見たが此の時代に於いて特筆すべきはスマラン、スラバヤ方面を根據として各地に活躍したる賣藥業者である。

大正初期に至るまでには此の方面に於ける邦人は未だ著しき發展を示すに至らなかつたが大正三年世界大戰の突發は邦人の商業的進出を量的並に質的に强化した。卽ち戰爭勃發と共に歐洲方面の物資の輸入途絶したる爲此の間に日本商品の目覺しき進出を見、之に附隨して新に輸入業者、邦人大資本輸入商の進出を見た。大戰終了と共に歐洲諸國よりの商品輸入の復活及不況による購買力の減退等により本邦商品の輸入又激減し、同時に大輸入業者は引上げ又は解散し大いに其の數を減じたが此等輸入業者の從業員店員等の多くは小輸入業者又は小賣業者に轉化し小賣商は增加した。其の後昭和五、六年頃より低廉なる邦貨の輸入激增しこれが取扱業者たる輸入商も增加したる爲邦人商社の從業員として渡航する者又漸次增加し其の數年々約四百名に達し、現在商業關係者は在留邦人有業者の七割に達するに至つた。以上により明なる如く蘭領印度に於ける邦人の發展はその當初より今日に至るまで專ら商業的であり此の點に於いて比律賓等とその赴を異にする。商業以外農業、鑛業、水產業等に從事する者もあるが此等は主として大資本を背景とする企業的のものであり、此等拓殖事業も又其の發達の形態としては商業者による小經營に其の端を有するものである。昭和八年入國令の改正、同十年非常時外國人勤勞條令の制定により邦人從業員の入國は著しく困難となり邦人の經濟的發展上勘なからざる障碍を來たしつつある事は甚だ遺憾である。

其の他英領馬來、シヤム、佛領印度支那地方　此等地方へ本邦人の渡航は、明治四十年代より大正の初期にかけて始まつたものである。此等の地域への邦人發展の經過も又商業的と云ふべく渡航者は商業從業員がその大部分であつた。然し華僑の優勢と民度の低位、政府の排外的政策等の爲今日に到るまで大なる發展を示して居ない。只英領馬來に於ては明治四十年頃より護謨企業擡頭し邦人の護謨企業の爲渡航する者相次ぎ、又護謨企業の活況は經濟生活を活潑ならしめ邦品の輸入も增加したる爲商業從業者としての渡航者も增加し商業界、栽培界に於ける活躍は相當見るべきものもあつたが大戰後の不況と數次に亘る華僑の日貨排斥により非常なる苦境に陷つた。然し最近の我が輸出貿易の進展に伴ひ商業從業員の入國再び增加しつゝある。

漁業移民、商業移民と相並んで特記すべきものは漁業移民である事は不可能であるが稍組織的に行はれるに至つたのは朝鮮、臺灣等の外地出稼漁業が下火になつた頃、卽ち大正の初期からであつて官廳の指導奬勵がこれに與つて力あつた。斯くて我が漁業者は南支、比律賓群島、馬來半島よりスマトラ、ジヤバ、セレベス等南洋到る所に進出するに至つたが彼等は土人の幼稚なる原始的漁獲法に對し巧妙に優秀なる技術により沿岸漁族の捕獲に從事し漁業者として拔くべからざる勢力を形成するに至つた。

濠洲地方　本邦移民の濠洲大陸發展は相當古い歴史を有し明治二十年代より三十年代にかけて渡航者も少なくなかつた。當時クインスランド東岸は甘蔗栽培の初期であつた爲勞働の需要多く此の方面に契約勞働者として渡航するものが多かつた。氣候馴化に強い本邦移民は北濠の酷熱の氣候によく耐へて活動を續け日本移民の新發展地として其の將來を期待せられて居たのであるが、白濠主義の壓迫は明治三十五年遂に甘蔗耕作地の耕作移民を中絶せしむるに至つた。眞珠貝採取業者の渡航も明治二十年代に始まつたが技術優秀なる邦人は忽ちにして斯業に於ける勝利者となり不拔の地位を占むるに到つた。之が爲本邦人を拒否する時は濠洲の主要産業たる眞珠貝漁業の基礎を危くし英國商人に大打撃を與ふる事となる爲、耕作移民を禁止したる後に於ても眞珠貝採取業に從事する者のみは例外として其の入國を認め今日に到るまで依然邦人勞働者の活動が續けられ此等地方の眞珠貝漁業に絶體的地位を占めて居る。

既に述べた様に邦人契約移民の端緒となつたものは明治二十六年ニューカレドニヤ方面に送出せられた鑛業移民であり以後大正八年に至るまで引續きニツケル鑛山勞働者として約三千五百餘名の邦人が送られたが其の後今日に至るまで邦人の渡航は途絶えて居る。大正八年を境として邦人の渡航が途絶した理由は明ではないがフラン貨下落の爲生活困難となつた爲であると思はれる。

尙ニューカレドニアは一九三〇年移民法を制定し、勞働移民の入國を禁止したる爲、現在其の入國は困難なる事情にある。

英領北ボルネオ　昭和七年以來本省は當領に於ける日本人の集團地たるタワオ地方を調査の結果氣候風土其の他凡ゆる點より邦人の移住適地たるを認め更に同地に於て大正五年以來護謨園を經營せる日本産業護謨株式會社をしてマニラ麻の試作を行はしめた處好成績を得たので同社をして邦人農業家族移民を入植せしめマニラ麻栽培を行はしむることとし昭和十二年より六ケ年間に六百二十五家を移住せしむる計畫を樹て着々實施中であつて其の將來を期待されてゐる。現在入植數五十一家族、三百十七名に及んでゐる。

## 第二節　移植民の現況

**第一　總說**　前節に於て述べたる如く、近年政府に於ても亦民間に於ても海外發展に對する諸種の施設を爲して其の奬勵指導を怠らず又一般國民にも海外思想普及し社會的、經濟的に難局に立てる我が國情と相俟つて、移民の渡航も亦漸次增加の趨勢を辿るに至つた。昭和八年以降の移民數を渡航地別に示せば左の通りである。

| 渡航地別＼年別 | 昭和八年 | 同九年 | 同十年 | 同十一年 | 同十二年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 伯剌西爾 | 二三、二九九 | 二二、九六〇 | 五、七四五 | 五、三五七 | 四、六七五 |
| 比律賓群島 | 九四一 | 一、五四四 | 一、八〇二 | 二、八九一 | 三、八七六 |
| ペルー | 四一八 | 四七三 | 八一四 | 五九三 | 一六六 |
| 英領カナダ | 九一 | 一〇五 | 五七 | 八二 | 一〇九 |
| ソヴイエツト聯邦 | 一、〇九五 | 一、三二〇 | 三二二 | 二九七 | 二五九 |
| 馬來半島 | 三二二 | 五九八 | 五八三 | 五三四 | 四一四 |
| 蘭領東印度 | 四六八 | 三五六 | 三八九 | 一四五 | 一三一 |
| 亞爾然丁 | 一三五 | 一一二 | 二〇一 | 三四九 | 三〇七 |

次に本邦内地人にして海外に在留する者の數を觀れば、外務省調査に依れば、在外邦人總數は九十九萬七千百十五人にして、此の數字の中には官吏、會社員等も包含して居るが、大部分は海外移植民と見て差支へない、是等の邦人を在留地別に示すと左の通りである。

| 國名 | 人員 | 國名 | 人員 |
|---|---|---|---|
| 滿洲國 | 三七六、〇三六人 | ブラジル | 一九三、〇五七 |
| 中國及香港 | 六〇、七〇八 | 其他 | 三六、四〇八 |
| 南洋 | 三六、四六七 | 南北米諸國計 | 五一三、四四一 |
| 其他 | 四、三五九 | 歐洲諸國 | 二、六二九 |
| 亞細亞計 | 四七七、六三〇 | 濠洲地方 | 三、二〇五 |
| 北米合衆國 | 一一一、一八四 | 亞弗利加 | 二一〇 |
| 布哇 | 一五二、一九九 | | |
| 英領カナダ | 二〇、五九三 | 總計 | 九九七、一一五 |
| メキシコ | 八五 | | |
| 濠洲 | 五九 | | |
| 其の他 | 三四一 | | |
| 計 | 二七、三一七 | | |
| | 八〇 | | 六二 |
| | 一〇五 | | 二二二 |
| | 四三四 | | 五二〇 |
| | 二八、〇八七 | | 一〇、七四四 |
| | 五三 | | 六五 |
| | 九二 | | 二二二 |
| | 七五五 | | 五二〇 |
| | 一〇、八一三 | | 一〇、七四四 |
| | 六二 | | |
| | 二二三 | | |
| | 五八六 | | |
| | 一一、一一九 | | |



右の如く在外邦人の發展を數の上より觀れば、先づ滿洲國を第一とし、伯剌西爾、布哇、北米合衆國等之に次ぐが、滿洲國及中華民國は海外移植民問題より觀るときは、他と趣を異にし特別の關係に在るを以て之を除き、又布哇、北米合衆國、英領カナダ等は現在に於て我が移植民の對象とならざるを以て之をも除き、中南米諸國及南洋方面に於ける邦人の狀況を次に概述することとする。

**第二　中南米地方**　伯剌西爾　南米移民の大宗は云ふまでもなくブラジル移民で邦人の初めてブラジルに進出したのは明治四十一年の事である。北米移民の制限が漸次強化さるゝに從つて鬱勃たる國民の海外發展欲がペルーに轉じ更にブラジルに轉じたものである。ブラジル移民の特色は全然無資本なる勞働者が移住後直に且つ極めて安全なる契約勞働の組織を有する農場に間違ひなく雇傭せらるゝ事と此契約勞働は數年にして獨立農として土地所有者となるに必要なる資金を蓄え得る事並にハワイ、北米、ペルーが單獨勞働者に重きを置く點に比較してブラジルに於ける農業は年々數萬と云ふ多數の家族勞働者を必要とし且つ家族勞働者を以て最も好ましき勞働者とする點に於て顯著なる特色を有する、此の特色は世界に於ける各種移殖民地中其の類例を見ざるものであるが故に我が邦人のブラジル渡航は開始以來三十年間に亘つて極めて順調に極めて歩調強く發展し現在其の數二十萬を超ゆるに至つてゐる。

次に此の二十萬邦人の職業分類並に其の經濟的實力を見るに何と云つてもブラジルが世界有數の農業國であり、農業の經營に特に國家の保護篤きこと並に邦人移住者が何れも眞摯なる農業家族である爲に邦人の殆んど全部即ち九七パーセントは農業に從事し殘り二・三パーセントが商業、工業、水産業等に分れてゐるに過ぎない。

今此の邦人の産業關係に付いて見るに二十萬人約四萬家族の農業者の昭和十一年の農産額は邦貨に見積つて約一億三、四千萬圓に達して居り一家族平均三千數百圓に當り內地農家收入と比較して大なる差違を呈してゐる。而してそ

の主産物は棉花の九千七百萬圓、コーヒーの二千萬圓、野菜類の八百萬圓、其の他バナヽ米等も各々二三百萬に達して居り、爾來一層其の産額を增大してゐる。例へば棉花の如きは數年前までサンパウロ州の産棉の二、三割に過ぎなかつたが、昭和十一年には同州生産十八萬噸に對し邦人は九萬七千噸、十二年には全體二十四萬噸に對して邦人十二萬噸を生産し年と共に目覺ましい躍進振りを示し、伯國農界に對して實に驚くべき大なる貢獻をなして居る。米、野菜類、繭、バナナ、紅茶等に付いても其の産額は必らずしも棉程大でないが、サンパウロ州に於ける生産高に對して棉以上の實力を發揮し今後益々此の方面の産業に對して活潑なる飛躍を遂げんとして居り既に現在に於てもサンパウロの農業を語るに當つて我が邦人の活動と貢獻の事實を無視する事は出來ない狀態となつて居る。尙こゝ數年來在伯邦人は其の産業的實力と永年の經驗を基礎として本邦物産の伯國に對する輸入本邦必需品の輸出其の他同國に有望なる工業の經營、本邦に於て不足せる鑛物の取得等各方面に對して活潑なる活動を見せて居り、將來は同國に對して强力な基礎を以て居る英米人或はドイツ人、イタリー人の辿つて來た步調に習つて進展するであらう。猶同國が一九三四年制定の憲法に於て外國人勞働者の入國に對して二分制限を規定し之を實施して見たが、同法は伯國の産業經濟開發上尠からず支障あるが爲に一九三八年公布の外國人入國規則に於て適當に之を緩和する規定が設けられるに至つた。右は日伯國交親善上將又通商關係より見ても甚だ喜ぶべきことである。

**亞爾然丁**　明治四十年始めて本邦移民が移住し爾來多少增減はあるが每年渡航者を見つゝある。現在其の數はブラジル移住數程は無いが亞國全體を通じて約六千人に達してゐる、其の主なる分布地域は首都ヴエノスアイレス及び其の近郊に最も多く其の數約五千人で此の地方に於ける邦人はブエノス市內外に於て蔬菜を栽培するものヴエノス市內外に於て花卉を栽培するものが大多數で蔬菜花卉共に邦人の綿密周到なる注意と熱心さを以て從來見なかつた優良蔬菜を生産し花卉に於てもカーネーション、蘭、其他品種優良なものを生産し每年行はるゝ大統領カップを獲得する有樣で今後この方面に內地新進氣鋭の農學校卒業者等が進出するに有望である。又西部メンドーサ州方面に於ける果樹蔬菜の栽培ミショネス州に於けるマテ茶煙草業の栽培も有望で夫々健實な經營をして居りこの方面に對しても或る程度に資本を有する農業者の進出に見込がある。

**ペルー**　ペルー共和國は面積百二十四萬九千餘方哩、人口は千九百三十五年の調査に依れば約六百八十四萬にして氣候は溫和である。ペルーは農業と鑛業との國にして、農業では棉と甘蔗との栽培が最も進歩して居る。其の他米、玉蜀黍、麥、葡萄、珈琲、カヽオ等を産する。鑛産物では金、銀（世界第四位）、ヴアナヂウム（世界第一位）、銅鉛、石油等アルパカ等の飼育が盛んである。東部の山岳地方は將來林業地として注目に價すると云はれて居る。

ペルーに於て初めて本邦移民の渡航せしは明治三十二年にして、歷史は南米諸國中最も古い最近に於ける渡航移民は昭和八年に四百八十一人、同九年には四百七十三人、同十年には八百十四人である。ペルーは從來外國移民を制限せず、在留邦人の數も亦伯國に次いで多數であつたが、同國は昭和十一年移民入國法を改正し移民制限を實施した結果、在秘邦人移移者の限度を一萬六千人と定めた。在秘邦人は旣に右數を遙に超過して居る爲、邦人移民の入國は今後事實上禁止されることとなつた。昭和十一年三月現在に於ける在秘邦人數は二萬二千六百八十人にして、リマ市に約一萬九千人、其の他は各地に散在して居る。在留邦人は都會集中の傾向を有しリマ市、カヤオ市及其の附近に集團して居る。

次に是等邦人を職業別に觀れば、商業の約五千人、農業の約二千人、工業の約五百人、公務自由業の百三十人である。リマ及カヤオ兩市に集中せる邦人は殆んど商業に從事せる者にして、其の數一萬二百餘人であり地方に於て商業

に從事する者を合すれば一萬八千六百餘人に達する。斯くの如き都會集中の傾向は勤もすれば排日の氣運を醸成する原因となるので、同地方中央日本會が母體となり昭和六年秘露拓殖組合を設立し、奥地森林地帶に邦人を分散移住せしむることとなつた。プニサス植民地が是れである。現在十八家族の入植者があり目下事業進捗中である。尚同國に於ける邦人農業者は主として棉花の栽培に從事して居るが、既に土地を購入して其の栽培を爲せる者もあり、本邦の會社も二、三棉花栽培事業に著手した。同國では更に米作甘蔗の栽培、林業及牧畜等に發展の餘地ありとされて居る。

**パラグアイ**　共和國は面積約四十五萬七千方粁、人口約九十萬人の小國にして、首府アスンシォンと雖も十萬人の小都市である。地勢、氣候、風土、等は伯國サンパウロ州及びパラナ州と大體同樣である。主産業は農牧林業にしてパラグアイ産のマテ茶は世界的に有名である。其の他棉、米、煙草、柑橘等栽培せられるが、未だ技術が幼稚である爲め他國産のものに比べて品質が悪い。然し同國産業特に農業の發展は健全なる農村人口の增加と相俟つて全く將來に屬して居る。

從來パラグアイに移住した邦人は其の數甚だ少く、第二世を加へても猶三十名に達しない狀態であつたが、海外移住組合聯合會は昭和十一年同國に對し組織的移住計畫を樹て、同國の略々中央地帶に約八千三百町歩の農耕地を購入し、玆に邦人の入植を奬勵して居る。既に昭和十三年十一月末現在に於て七十二家族五百十二名の邦人が入植したが、今後共更に相當數の邦人農家が入植する豫定である。

要するにパラグアイは邦人にとりては極く最近開けたる移住地にして、其の成績如何は勿論今後に俟たねばならぬが、同國が氣候溫暖にして天然資源に惠まれたる極めて將來性のある國である關係上今後は邦人も年々大いに移住するものと思はれる。

**其の他**、南米諸國　其の他南米には智利、コロンビア、ボリビヤ、ウルグアイ、ヴエネズエラ等の諸國がある。是等諸國は孰れも邦人の入國を制限することなく、又各種の栽培事業に適して居る。コロンビヤへは昭和十年拓務省が福岡移住組合員より成る企業移民十家族を送つた。然し昭和十一年十月現在に於ける在留邦人は極めて少數にして、智利に六百八十六人、ボリヴイヤに六百八十三人、コロンビヤに二百三十六人、ウルグアイに七十二人等である。

**中米**　中米に於て邦人の最も多く在住する國はメキシコ共和國である。墨國は鑛業と農業との國にして、石油、銀及甘蔗、玉蜀黍、麥、豆、アルファルファ等を主なる産物とする。

我國の移民は明治三十年初めて此の地に渡航した。其の後明治三十六年契約移民渡航してより漸次渡墨熱高まり、殊に日米間の紳士協約の結果、同三十九年及同四十年には移民の激增を見るに至つた。是等の移民は炭坑、砂糖耕地に於て勞働することとなつたが、熱病、革命其の他の不祥事の爲失敗に歸し、又移住者も其の後に甚だしく減少し近年に於てもさして增加しない。昭和十一年三月一日現在に於ける在留邦人數は五千七百六十人にして、其の分布狀態は首都メキシコ市及中部地方に約半數及北西部三州、低加州に殘りの半數が在住して居る。

次に是等邦人を職業別に觀れば、農耕、園藝、畜産業者數最も多く、次が物品販賣業者で其の他は漁業、製鹽業、銀行、會社、食糧品製造、理髮、浴場等の職業に從事して居る。

其の他中米地方中パナマは米國の勢力大で移住に適せず、玖瑪は甘蔗の栽培に適する地であるが入國の制限がある在留邦人數はパナマに八百四十六人、玖瑪に七百三十七人にして近年の移住者數も數ふるに足りない。

**第三　南洋地方**　南洋方面への渡航者は南米又は滿洲地方に比し其の數は著しく尠い。是は此の地方の特殊なる事情（移民制限、低廉且豐富なる勞働力の存在）の爲大量移民、契約移民を送出し得ぬ事情に在り拓殖事業に附隨する

自由移民丈けに止めるに依るのであるが經濟的には頗る重大性を有してゐる。

現在南洋各地在留邦人數は約三萬九千三百餘人に達し農業、水産業、商業、鑛業等に從事してゐるが何れも拓殖事業と不可分の關係にある爲拓殖事業の章に於て更に言及するであらうから玆では總括的に簡單な說明をするととする。

南洋地方の在留邦人は昭和十一年度に於て僅かに三百人の增加を示したに過ぎなかつたに反し昭和十二年度は一躍二千九百餘人の增加を見た。此は比律賓に於ける邦人人口が二千八百五十人增加したのに基因するのであるが此を職業別に見れば農業者の四百餘人の增加を始め更に工業に從事する者は五百名、商業關係者は百餘人の增加を示し從屬者も一千七百五十一人の激增振を示してゐる。此の他に遲羅に於ては七十四名英領北ボルネオ及サラワツクは百六十人增加してゐるが、他の地方に於ては英領馬來の百五十人、蘭印の十二名等減少を示してゐる。此等の減少は支那事變に因る華僑の排日運動が一因を爲したものと思はれるが、英領馬來に於ては護謨栽培業の不況も其の原因となつてゐる。

**南洋地方在留邦人地域別及職業別人口**（昭和十二年）

| | 遲羅 | 佛領印度支那 | 英領馬來 | 英領北ボルネオ及サラワツク | 蘭領印度 | 比律賓（グワム島含ヌム） | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （一）農林業 | 二 | 二 | 一四八 | 一六三 | 二七八 | 六、〇五五 | 六、五五七 |
| （二）水産業 | 〇 | 一 | 一、一八七 | ※四〇〇 | 三〇七 | 一、一九四 | 三、〇八九 |
| （三）鑛業 | 〇 | 〇 | 二一四 | 〇 | 一九 | 一六 | 二四九 |
| （四）工業 | 一四 | 七 | 二九五 | 三四 | 二七三 | 一、八三四 | 二、四二七 |
| （五）商業 | 二〇八 | 七三 | 一、三五八 | 一四八 | 二、三二 | 二、五九七 | 六、九六六 |
| （六）交通業 | 二 | 〇 | 一三 | 〇 | 三四 | 一二六 | 一七四 |
| （七）公務及自由業 | 六八 | 一三 | 一九二 | 二〇 | 一九五 | 三〇一 | 八八八 |
| （八）家事使用人 | 一四八 | 五四 | 二四四 | 一〇 | 六九 | 一〇九 | 四〇〇 |
| （九）其ノ他ノ有業者 | 〇 | 〇 | 八一 | 〇 | 五九 | 二一〇 | 二五〇 |
| 無業（主トシテ家族） | 二一三 | 九三 | 二三〇 | 三一 | 二、九五九 | 一、六四五 | 四、八九二 |
| 計 | 三五二 | 二五三 | 七、〇三〇 | 一、一〇六 | 六、四八五 | 二三、九九一 | 三九、三八五 |
| 對昭和十一年度增加（△減少） | △一 | 一 | △一五〇 | △一六一 | △二 | 二、八五〇 | 二、九一八 |
| 自一至九ノ合計 | 三五八 | 二五九 | 七、〇八五 | 一、〇四五 | 六四三 | 二三、四三一 | 三〇、〇九〇 |

1　佛領印度支那ノ數字ハ昭和十一年十月一日現在

2　※印ハ概數ナリ

其の他普通に謂ふ南洋中には含まれないが南太平洋方面の現況を略述すれば此の地方（濠洲、ニューギニア、ソロモン島、フイジー島、トンガ島、ニューヘブリーデス島、ニューカレドニア島等）に在留する邦人は合計約三千餘人であり、內濠洲に千七百人、ニューカレドニアに千三百人、ニューギニア其の他の諸島に約二百人居留する。此等の者を職業的に見れば濠洲に於ては木曜島方面の眞珠貝採取業關係者約五百人、クインスランド州の甘蔗耕地勞働者約五十人及洗濯業者百四十人を主たるものとし、佛領ニューカレドニア在留者は島內各地に散在して居り農業者最も多く

（四百人）、ニツケル鑛業勞働者、小賣業者等之に住ぎ其の他漁業者、建築日傭等の勞働に從事する者となつて居る。ニューカレドニアは現在勞働者の入國困難な事情にあり大正八年來殆と新なる渡航者はない。

要するに南洋地方の在留者は他地方に比し數的には必ずしも多くはないが、之は現在大量移民、契約移民の送出を不可能ならしむる如き種々の事情が存する爲であり、南洋地方が移住地として不適當なる爲では決してない、未開の原野と無限の資源に惠まれた南洋こそ歷史的に地域的に密接の關係ある我が民族の今後の發展地として最も有望なる地域と言ふべきである。

## 第三節　移植民の種別及渡航方法

**第一　移植民の種別**　**南米移民の種別**　移植民は地域、職業等其の觀察點を異にするに依つて種々分類せられるが、現在の本邦移植民に付ては中南米移民と南洋移民とに關して記述すれば必要且つ充分にして、其の中特に伯國及芭國移植民と比律賓移植民とに付て述べる必要がある。

南米及南洋移民は大部分農業移民と稱して差支へ無く、之を資力其の他の點より分類して勞働移民と企業移民とに分類せられる。伯剌西爾に於て前者に屬するものに珈琲園移民があり、後者の企業移民と云ふ語は稍々移民の觀念に則しない憾もあるが、小資本を携帶し最初より獨立業者となる爲、土地を買入れ栽培業を營むものにして、之に屬するものには海外移住組合の移民と拓殖事業會社の事業地に入る移民とがある。其の他の南米地方行移民は主として勞働移民であるが、職業は農業其の他種々雜多である。其の他の南米地方には商業移民と漁業移民とがある。

**珈琲園移民**　珈琲園移民とは伯剌西爾、主としてサンパウロ州の珈琲園に於て勞働する爲移住する者を謂ふのである。珈琲園移民は總て海外興業株式會社の取扱に係るものであるが、多くは珈琲園主との契約に依り勞働する契約移民である。

珈琲園に配耕された移民は其の珈琲園に於て契約に定められたる期間（普通は一箇年、十月初め頃より翌年九月末頃迄の一農年）一定の賃銀に依つて勞働に從事することとなるのである。

珈琲園勞働者は耕主の與へる住宅に住み、働手一人に付て珈琲一千五百本乃至二千本位の割合で珈琲畑を受持ち、其の區域の除草及珈琲の實を採取を爲すのである。尙珈琲園の中珈琲樹の若いものの間に間作として、又は別に餘作地と云つて珈琲受持本數に依つて一町歩又は二町歩なりの畑を借り、無地代、無肥料で此處に米、玉蜀黍等を栽培し、住宅の周圍では養鷄、養豚等を爲し、野菜果樹を栽培して食料の自給自足を圖る。是れは餘れば他に賣却する此の外に珈琲の乾燥其の他の日傭勞働に從事することも出來るので、除草、採實賃と是等の收入とを以つて生計を立てるのである。二年目よりは是等の勞働に慣れ要領も得、又珈琲樹の受持本數を增加し得るので、是れに依つて收入も相當增加することとなる。從つて又家族多く、勞働する者の多い程收益を擧げ得るのは當然にして、珈琲園移民を募集するに付ても先づ家族の構成、卽ち五十歲未滿の夫婦及五十歲未滿十二歲以上の近親者一人以上を基準として一家族を成すものを選定するのは是れが爲である。

珈琲園の契約勞働者は珈琲園主に對して一農年在耕した後、更に引續き翌年の九月末頃迄就働する義務を負ふのみであるが、海外興業株式會社に於ては移民の利益の爲勸く共二、三箇年は最初指定されたる耕地に於て勞働することを勸めて居る。斯くの如くして數年の努力に依り相當の貯蓄が出來ると獨立農となる、又嘗てサンパウロ州にて珈琲

植付の出來て居た時分に珈琲樹仕立の請負をする方法があつた。珈琲樹仕立の請負は普通一家族で七千本位を引受ける。是れには四年契約と六年契約とがあり、四年契約は地主が開墾して植付け、住家を建てた所に入つて四箇年珈琲の栽培を請負ふのが普通で、請負賃、間作收入と四年目の珈琲(四年目には多少實が成る)とを自己の收入とする六年契約は地主が單に土地を貸付けるのみにして、請負人は開墾、植付、家屋築造等の一切を爲し、最初は間作收入、四年目以後の珈琲收穫及珈琲仕立賃とを以て收益と爲すのである。

斯くの如く移民は珈琲園勞働を以て將來獨立農となるべき一の過程とし、其の經驗と資金とを以て或は生地を買入れ或は借入れて珈琲の栽培を始めるのであるが、千九百三十二年十一月珈琲價格の釣上げを目的とせる大統領令が公布せられ、向ふ三年間珈琲樹の新植を禁止したる爲、本令は今日も續行し居る爲め珈琲の栽培よりは寧ろ他の有望なる作物を栽培する方が得策である。現に新しく獨立する邦人農業者は棉、米、煙草、果樹、蔬菜等の栽培を爲す者漸次增加するに至つた。

**海外移住組合の移民**　從來の勞働移民が移住地に於て獨立農となるには相當の年月と貯蓄とを要するので、是等勞働移民の外に相當の資金を有し、比較的教養の高い所謂企業移民の送出を圖り、勞働と資本とを併合して大いに海外發展の實を擧ぐべく、昭和二年三月海外移住組合法が制定せられた。而して現在本法に依つて設立されたる海外移住組合は、一府縣一組合の建前で昭和十二年十二月末現在に於て其の數四十三を算するに至つた。本組合は組合員の自作農として渡航するを助成するを主たる目的とするもので、移住の奬勵、渡航の斡旋等を行つて居る。而して各組合は全國的に結合して更に海外移住組合聯合會を組織し、聯合會は渡航の斡旋を行ふの外、伯國に其の代行機關である日南產業會社に所屬するブラジル拓殖組合を、芭國にパラグアイ拓殖部を設け、是れに對する諸般の施設及移住者の送出等の事業を實施して居る。海外移住組合移住者は此の組織に依り、最初より伯國に於ては二十五町步、芭國に於ては二十町步の自作農として渡航するものを謂ふのである。

海外移住組合の移民となるには、先づ本籍地又は寄留地の移住組合に加入し、出資一口(一口の金額五十圓)以上を持たねばならぬ。然し組合員が渡航する爲には、必ずしも出資全額の拂込を了したる後たることを要しない。次に必要なるは勞働能力にして、一家族中活動力を有する者尠くとも三人あり、且つ必ず家族を構成して居らねばならない。是れは移住地到著後直ちに自己の廣大なる土地を開拓する爲、豐富にして且つ團結したる勞働力のあることが成功の一要件たるが爲である。尙移住者は開拓資金として三人(十二歲以上の者)一家族に付相當額の準備金を必要とし、出發前之を聯合會に供託し置き入植後の開拓資金、生活費等に充當する爲時々移住地に於て拂戻を受けるのである。尙移住組合の移民は政府より渡航船賃の全額竝に渡航支度金を補助される。

現在聯合會の移住地は伯國サンパウロ州、パラナ州及芭國イビチミ驛附近に在り、入植者は移住地に到著すると抽籤に依り普通一地區(二十五町步又は二十町步)の割當を受ける。土地代は交通の便否や地味、林相の良否、施設狀況の如何に依り附近の地價を參酌して定められて居る。割當を受けたる者は一時移住地に設けられたる宿泊所に起臥し、先づ割當地の入植準備を終了し其の地區に移轉し、愈々自作農としての第一步を始めるのである。作物は伯國では珈琲、米、棉、玉蜀黍、豆、蔬菜、煙草、バナナ、オレンヂ、パインアップル等で、芭國では棉、米、マンジョカ等を作り其の他に豚、鷄、馬、牛等の家畜をも飼育する。在伯邦人にして入植する者相當あるが、內地より移住したる組合員は昭和十二年十二月末迄に、伯國一千二百四家族、七千六百三十九人、芭國四十七家族、三百四十二人である。

**拓殖會社の移民**　我國の海外拓殖事業は滿蒙、南洋、南米等に於て著しき發展を遂げて來たが、南米殊に伯剌西爾に於ける拓殖事業は歐米各國企業家の視聽を集め、日に月に産業の發達を見るの狀態にあるとき、我國の企業者も亦之に和して廣大なる土地を取得し、珈琲、棉、茶等諸種の栽培事業を營むに至つた。是等の拓殖事業會社は他と類を異にし、植民事業を行ひ其の所有地に內地農民を移住せしめ農業に從事せしむるのである。此の拓殖事業會社の事業地に移住する移民に就き左に略述することとする。

(イ)　**海外興業株式會社**　同社は伯國サンパウロ州イグアペ郡にイグアペ植民地を經營して居る。イグアペ植民地は大正八年海外興業株式會社が、伯剌西爾拓殖株式會社を合併した際其の經營を承繼したるものにして、昭和十年十二月末現在に於て七萬七千四百七十町歩の面積を有し、邦人入植者七百八十六家族、四千九百十五人に及んで居るイグアペ植民は海外移住組合の移民と同じく植民地の一部(普通一地區二十五町歩)の分讓を受け、初めより自作農として耕作に從事することとなるが、一地區(二十五町歩)一千圓にて讓り受け、其の代價は一時拂又は七箇年年賦で償還する。

而して移住地到著後最初の仕事は假小屋を建設することと開墾とである。開拓が終ると各種作物の栽培、家畜の飼養を開始する。イグアペ地方では、米、珈琲、茶の栽培が最も盛んにして、米(陸稻)はイグアペ米と稱し相當名高い其の他甘藷、煙草、豆、玉蜀黍、果樹等の栽培にも適する。家畜殊に豚の飼育は簡單にして成績良く、養蠶も亦相當盛んである。

(ロ)　**南米拓殖株式會社**　同社の事業地は伯國パラー州アカラ及モンテアレグレに在る。アカラ植民地は面積六十萬町歩にして、アマゾン河口パラー州の首府ベレーン市の南方八十哩、モンテアレグレは其の面積四十萬町歩にして、ベレーンの西方四百哩の地に在る。一定の條件を以て植民に分讓する。此の地に入植する植民は農業植民であることを要し、渡航船賃は政府より補助される。

植民は一家族で森林地一地區約二十五町歩宛の分讓を受け、自作農として開墾に從事するのであるが、入植後先づ各家族は人數に應じて五町歩乃至十町歩を切り拓き耕作する。土地代は一地區百三十圓前後にして、一時拂か又は三箇年年賦で拂込むこととなつて居る。

アカラ植民地は諸種の農作物に適するが、就中植民の從事する栽培物の主なるものは棉花、米、カカオ等で、其の他マンヂヨカ、麻、胡椒、玉蜀黍、落花生、豆、果樹、蔬菜等がある。又豚、牛、馬及鷄等の家畜を飼育して居る。同植民地へは昭和三年以來同十一年十二月末迄に三百六十家族、二千百二十人の移住者があつた。

(ハ)　**アマゾニア産業株式會社**　同社は伯國アマゾナス州パリンチス郡に植民地を經營してゐる。此の地に入植する植民は獨立自作農を主としてゐる。渡航初年度の生計費に充當する爲め渡航前に最低三百圓を當社に預託し渡航後必要に應じて拂渡さるることとなつてゐる。渡航船賃は全額政府より補助される。植民一家族に對し森林二十五町歩を極く低廉にて分讓される(收穫につれ數年間に年賦償還を以て拂込む)。米、マンヂヨカ、ジュート、甘麻、護謨、ガラナ等を栽培し、養豚、養鷄をも行ひ、著々成績を擧げつつある。尙植民地には農事實行組合設けられ、植民は皆組合員となり、隣保、和親、相互扶助、共存共榮の實を擧げてゐる。

尙ジュート栽培は從來其の成績充分でなかつたが此兩三年間に非常に良質麻の栽培に成功して以來植民は何れもジュート栽培に從事するに至り將來有望と認められてゐる。

**南洋移植民ノ種別**　南洋植民は拓殖事業に附隨して少數づゝ送られることは既に述べた所であるが、之は其の從事

する業務に從ひ左の如く大別することが出來る。

**農業移民**　農業移民として先づ擧ぐべきものはダバオ麻耕地移民である。同地に於ける邦人の麻栽培は明治三十八年に始まるが、以來邦人の拂つた努力と犧牲とは未開野蕃な荒地に過ぎなかつた同地をして今日群島最大の麻産地たらしむるに至つた。比律賓に於ては契約移民又は補助的移民の入島を禁じて居る爲、自由移民として入島し、最初は邦人經營の耕地に入り雜役に從事するのであるが事業に慣れ資金を蓄積すると共に漸次獨立して邦人又は比人經營の耕地に於いて自ら請負耕作をするのである。

近時連年麻耕地移民の健實なる增加により現在ダバオ麻耕地に於いて事業に從事する者の數は約一萬六千人に達して居る。

其の他農業移民として擧ぐべきものに英領北ボルネオ移民があり、此は日本産業ゴム會社の耕地に入りマニラ麻の栽培に從事するのであるが、同地方は農業移住地として地域的にも我が國に近く且邦人は先天的に漁業に獨得なる技能を有する爲早くより漁業關係者の發展を見たが既に明治二十年代より濠洲方面に渡航し、螺貝採取に從事する者が少くなかつたが更に大正の初期より官廳の援助の下に南洋到る所に進出し、各地に於て邦人漁業者の名聲を擅にした。現在南洋地方に於て斯業に從事する者は三千五百人に達し、シンガポール、バタビヤ、メナード、マニラ、ダバオ、ピナン、アムボイナ、ダヴオ等を根據地として活躍し南洋の漁業を到る所に於いて完全に支配しつつある。

**漁業移民**　南洋方面の移民として注目すべき者に漁業移民がある。外南洋方面は漁族豐富にして地域的にも我が國

**商業移民**　現在南洋方面に於ける在留邦人の商業人員は六千七百人を數へるが彼等が商業に從事するに至る經路は



三つある。

卽ち最初より商業經營を目的として渡航する者、邦人商社の從業員たりし者が其の經驗と資を得て獨立する者及當初農業移民として渡航したる者が其の後種々なる理由により商業に轉向する者である。

蘭領印度に於ける者はその第二に屬するものが多く比律賓に於ける者は第三の部類に屬する者が多い。

商業移民と謂ふ時には獨立して商業經營を營む目的を以て渡航する者と邦人商社の從業員として渡航するものとがあるが、後者に屬するものとして注目すべきものに南洋協會の移民がある。

卽ち同協會は昭和四年より十年五月に至る間に爪哇、スマトラ、シンガポール、ヒリツピン及シヤム方面へ二百七十四名の青年を送り商業見習生として同地の商社に勤務せしめて居るが、彼等のある者は既に經驗と技術とにより獨立の商人となつた者もあり南洋への經濟的進出上注目すべき試である。

**第二　渡航方法**　海外渡航に關しては、單一なる法規なく種々の制限條件があり、其の手續き亦雜多である。其の內容を綜合して觀れば、我國に於ける關係のものと外國に於ける關係のものとに分たれ、前者を更に移民法規と旅券法規とに區別する。以下主として移民關係に付て記述する。

**外國に於ける關係法律其の他**　法令又は取扱上本邦移民の入國を制限乃至禁止して居る國に次の諸國がある。卽ち北米合衆國は再渡航者以外移民の入國を禁止し、ペルーも昭和十一年より移民の入國を禁止した。比律賓群島は自由渡航者として入島出來る濠洲は眞珠貝採取人の外取扱上移民の入國を禁じ、南阿聯邦では其の政府の許可を要する。伯剌西爾は憲法に依つて各國よりの入移民に對する制限を行つて居る。我國との移民協約國としての加奈陀は、再渡航者及在留者の呼寄に係る妻子、家事使用人、農業勞働者、店員のみ渡航出來るが、是れも數の上で制限がある。

尙本邦移民の入國に付制限規定を設けぬ其の他の諸國も、國民の感情より亞細亞人殊に支那人を嫌ふ傾向を有し、我が邦人も亦之に捲添へを蒙る處があるので、是等移民の質を嚴選する方針を採つて居る。

我國に於ける關係法規其の他　外國に渡航せんとする者は先づ外國旅券の下付を受け、移民は更に外國渡航の許可を要する。又目的國に依つては更に本邦駐在の當該領事より旅券の査證を要する。是等の規定を概述すれば左の通りである。

（イ）移民保護法及其の附屬法令　移民保護法は明治二十九年に公布せられたるものにして、其の内容は移民、移民取扱人、保證人、移民運送船、罰則等に分れて居る。尙之に附屬して明治四十年に外務省令たる移民保護法施行細則がある。

是等の法令に依れば、移民とは農、漁、工、鑛、土木、運搬、建築、炊事、洗濯、理髪、裁縫等の業務及給仕、看護等に關する勞働に從事する目的を以て、支那以外の外國へ渡航する者及其の家族で之に同行し又は其の所在地へ渡航する者を謂ふのである。然し實際上は、斯る移民なりや否やの區別は困難である爲概括的な區別をして居る。移民が外國へ渡航するには先づ行政廳の許可あることを要する。渡航許可は地方長官の爲すものにして、出願書には本籍地、身分、職業、氏名、生年月日、渡航地及渡航の目的を記載し、本籍地又は寄留地の地方長官に提出するのである。渡航許可のあつた場合は本人に其の旨通知があるが、許可證は其の府縣廳より直接移民出發港である神戸、横濱、長崎の各縣廳に送付し、此の許可證に基いて是等縣廳は旅券を下付することとなつて居る。渡航の許可は許可の日より六箇月内に出發せざるときは效力を失ふのである。

次に右の渡航許可の外に一般海外渡航者も同樣旅券の下付あることを要する。此の下付出願書は渡航許可願と同一の書面に認め、本籍地又は寄留地の府縣廳へ提出するのである。

（ロ）旅券法規　旅券に付ては昭和十年七月改正の外務省令に依る外國旅券規則がある。旅券とは外國に渡航又は移住する者に對し、外務大臣が本人の國籍を證明し併せて便宜供與方を依頼する公文書である。下付の出願は前述の通り地方廳に爲すものにして、身元申告書、戸籍謄本又は抄本、寫眞等を添附して提出する。尙領事の證明書、外國官憲の發給する入國證明書を有する者は之を出願書に添附して提出する。前者の中重要にして普通に用ひられ且つ便宜なものは、呼寄證明書と再渡航證明書とである。前者は外國在留者が同國の本國領事に本國に在留する者を呼寄せる旨を出願し、領事の證明書の下付を受けて之を本國の被呼寄人に送付するもので、被呼寄人は之を旅券下付願に添附する。再渡航證明書は本人が歸國する際、領事より再び渡航することの證明書を受け旅券下附願に添附するのである。

尙中南米諸國には入國者に種々の證明を要求して居るものがある。例へば伯剌西爾に於ては善行證明書、身分證明書、種痘及健康證明書を要求し、亞爾然丁に於ては身分證明書、生計能力證明書を、又ペルーに於ては品行證明書を、メキシコに於ては婚姻證明書と品行證明書とを要求して居る。是等も旅券下附願書に添附することを要する。

移民の旅券は他のものと異り、出發港所在の縣廳が作成して本人に交付する。手數料は五圓である旅券も交付の日より六箇月内に出發せざるときは其の效力を失ふのである。

（ハ）査證　旅券の下付を受けたるときは、目的國及通過國の駐日領事の査證即ち旅券の裏書を要する。前述の諸證明書等も此の査證の際必要なものである査證を請求するには査證料を要し、約四圓が標準である。然し我國との取

極で相互的に査證を要しない國がある。其れは佛、獨、伊、蘭等の歐洲諸國である。尙伯剌西爾、コロンビヤ、キューバ、比律賓、濠洲、ニューカレドニヤ、タヒチ島等への移民渡航手續、殊に旅券の下附、領事の査證等に付ては移民取扱人たる海外興業株式會社及其の代理人が指導斡旋の任に當つて居る。

## 第四節　移植民奬勵及保護指導に關する施設

**第一　政府の施設**　**宣傳に關する施設**　我國は德川三百年の鎖國主義に縛されてか、狹隘なる國土に戀々として海外發展の思想を普及するに至らなかつた。大正の中年より我國に於ける移植民問題が喧しく論議せられ、其の必要の唱導せらるるに及び、政府は先づ移植民の安全保護の爲、誇大なる宣傳を廢して正しき移植民思想の普及發達を圖るの必要を痛感し、茲に海外興業株式會社をして適切なる宣傳施設を講ぜしめ、其の費用の補助を爲すこととなつた。更に大正十二年度よりは政府に於ても宣傳奬勵費を設置し、自ら宣傳の任に當ることとなつた。是れが爲政府は或は人を派し或は在外公館をして移住地の事情及移植民の情況を調査研究せしめ、或は新移住適地を調査せしめ、其の報告に基き各府縣廳又は移植民後援團體其の他に於て主催する移住地事情及移植民講演會、講習會に講師を派して其の研究を發表し、又自らも講演會を開催して宣傳に誤なきを期して居る。

尙政府に於ては移住地又は移植民狀況を活動寫眞に依つて紹介し、或はラヂオを通じて移植民思想の宣傳普及に努めて居る。又各府縣の海外協會其の他移植民團體、移植民會社の宣傳事業に付ても政府は其の統制と指導とを怠らず、昭和六年十月各府縣の移植民事務主任、敎育者等に對し長期の移植民講習會を開催した更に當省に於ては月刊拓務時報を發刊し、移植民に關する案內書、情報等を頒布するの外、昭和六年度より省內に海外移住相談所を設け、移住希望者に對して直接直談に應じ又は書面による照會に對しても懇切に指導し移住の便を圖つて居るが、是れ亦相當の成績を擧げて居る。

**奬勵に關する施設**　政府に於て實施して居る移植民奬勵施設は、移植民の汽車賃割引、渡航船賃の補助、移民取扱手數料に對する補助、支度金の補助等があるが、是等は孰れも移民の渡航費を輕減し以て移住を容易ならしめんとするものである。概述すれば左の通りである。

(イ)汽車賃割引　鐵道省に於ては移民の經費を輕減し移住を奬勵する意味に於て、其の乘車船賃及荷物運賃を割引する。之が割引を受ける移民の種類は內地、外地、滿洲移民と南米諸國、太洋洲諸島、南アジヤ、南洋諸島移民とである。割引の率は移住地に至る順路に依り片道一回限り三等旅客運賃の五割引である。

右の割引を受ける爲には移住者乘車船割引證を要する。此の割引證は海外移民に在つては外務省を經て道府縣又は警視廳より本人に交付されることとなつて居る。又移民の手荷物に付ても其の無賃制限重量を超過する分に對しては、普通運賃の五割を低減される。

鐵道省線以外の鐵道、軌道及航路で鐵道省線と連帶運輸の取扱を爲して居るものは、同樣に乘車船賃及手荷物運賃を五割引する。(連帶運輸規則及同取扱細則參照)右の連帶運輸の取扱を爲す鐵道、軌道及航路竝に連帶運輸の範圍一中に記されて居るが、內地、朝鮮、臺灣、樺太、滿洲の主なる鐵道は大部分之に含まれて居る。尙特に昭和十二年十一月一日より本省滿洲農業集團移民(家族を含む)に限り朝鮮淸津より移住地迄全額免除のこととなつた。

(ロ)渡航費補助　由來我國の海外移民は殆んど小農民にして資力に乏しき爲、海外に渡航するに付ても渡航費其の他の準備金を調達するに困難であつた。邦人の移住に適して居る南米殊に伯剌西爾等の如きは遠隔の地であり從つて多額の渡航費を要するを以て、同地への移住者には渡航船賃を補助し、其の經費輕減に依つて移植民の奬勵を爲して居る(ハ)移民取扱手數料全廢報償金　元來移民取扱會社は移民取扱に關する手數料を直接移民より徴收して居たが、前述の渡航奬勵金の趣旨と同じく、移民の經費を輕減し之が渡航を奬勵する目的で、移民會社に對し移民よりの手數料徴收を全廢させ、其の代り政府に於て其れに相當する金額を移民會社に報償することとした。是れが卽ち移民取扱手數料全廢報償金である。

此の報償金は大正十二年度より開始したるもので移民取扱人の取扱に係る移民に對して交付されるものにして、家族、夫婦、單獨移民には三十五圓、呼寄渡航者及再渡航者に對しては十五圓宛報償される。

(ニ)支度金補助　政府は昭和七年九月より、農村救濟對策として一層海外移住を奬勵する爲、伯剌西爾移住者に對して多年の懸案であつた渡航船賃の外、新に一人に付滿十二歳以上五十圓、滿七歳以上二十五圓、滿三歳以上十二圓五十錢の支度金を補助することとなつた。折角渡航の希望を有しながら、支度に多額の費用を要する爲、躊躇するのが從來の實情であつたが、此の費用迄も補助されるに至つたことは移住者にとつて最大の福音である。

拓殖訓練に關する施設　政府は昭和八年度より文部省所管として、海外に移住せんとする意志鞏固にして身體强健なる青年に對し、須要なる技能の修得、堅忍不拔の精神及勤勉力行の習慣の涵養竝に心身の鍛錬を目的として、左記三箇所に拓殖訓練所を設置した。

第一拓殖訓練所――盛岡高等農林學校内
第二拓殖訓練所――三重高等農林學校内
第三拓殖訓練所――宮崎高等農林學校内

第一、第二拓殖訓練所に於ては滿蒙方面の移住者を入所せしむることとなつて居る。

各所共昭和八年六月の開設で、訓練期間は一年、入所資格は中學校(實業補習學校を含む)卒業程度以上の學歴を要し、年齡は滿十八歳以上滿三十歳以下である。收容人員は一所約三十名である。

渡航前に於ける教養保護に關する施設(移住教養所)　從來伯國行移民は出發港たる神戸に於て、所謂移民宿に宿泊して不當なる宿賃を徴せられ、又移民の風紀、衞生、教養等に付極めて遺憾なる情況に置かれて居た。玆に於て神戸に移民收容所設置の必要が認められ、昭和二年七月勅令第二百二十九號を以て移民收容所官制の公布を見、同三年二月建築費二十三萬餘圓を投じ、寢臺六百臺を備へたる總建坪一千八百坪の鐵筋コンクリート五階建の收容所の完成を見た。昭和三年三月、開所以來伯國行渡航者に對して約十日間無料にて宿泊せしめ、其期間に移住地の言語、地理、慣習、農業事情等の教養を與へる一方、入移民國たる伯國法規に從ひ種痘、チブス、コレラの豫防注射竝にトラホームの檢診驅除等を行ひ、專ら移民の衞生、教養に努め相當の效果を擧げて居る。移民を此處に入所せしむるに當つては、先づ渡航に必要なる體格檢査を行ひ、之に合格したる者のみを入所せしめるのである。伯國の檢疫がトラホームの檢査には充分注意を拂つて居る。尙昭和四年度には渡航者增加の爲、從來の建物に狹隘を告げたので增築し、更に二百五十臺の寢臺を增設した。

收容開始以來昭和十三年十一月末迄の收容回數は百八十四回、百九十四回、其の收容總日數は一千四百五十六日、

一千五百四十一日及び、收容人員は實に十二萬六千二百二人の多數に上つて居る。尙昭和七年十一月十一日、從來の移民收容所は神戸移住教養所と改稱せられ、神戸の移住教養所が設置せられ、同年二月には寢臺二百臺を備へたる年一月よりは南洋方面への渡航者の爲に、長崎市にも移住教養所が設置せられ、同年二月には寢臺二百臺を備へたる延坪六百一坪の鐵筋コンクリート三階建の竣功と共に收容事務を開始するに至つた。衞生、教養施設共に略々神戸と同じである。收容開始以來昭和十三年三月末迄の收容回數は百三十八回、收容總日數は千五百十五日、收容人員は七千六百二十四人である。

輸送に關する施設　a、鐵道　移民の輸送に付ては國內に於ける鐵道、汽船等が特別なる取扱をして居るので、移民は鐵道省所管の鐵道、航路及之と連帶運輸の取扱を爲す鐵道、軌道又は航路に付て乘船港迄の乘車賃及手荷物運賃五割引の特別取扱を受けることは前述した通りである。

b、移民船　我國よりの移民は大部分南米行移民にして、南米は遠隔の地である爲移民の輸送、保護は重要なる任務を持つて居る。移民の海上輸送に關する我國の特別法規には移民保護法及同法施行細則竝に船舶檢查法等がある移民保護法に謂ふ移民運送船とは、命令を以て定むる地方に渡航する五十人以上の移民を搭載する船舶にして、其の指定せられたる地方とは南米諸國の外布哇、加奈陀、太洋洲諸島を謂ひ、比律賓群島は近海航路區域內であるので之を除外してある。

移民運送船に依る移民の運送は行政廳の許可あることを要し、移民運送運賃の認可を受けねばならぬ。又船舶檢查法施行細則には移民船の檢查に付て規定がある。移民船は其の船舶と同樣特別又は定期檢查を受け、船舶其のものの安全に付ての檢查の外、尙移民船として特に要求されて居る船內設備に付、特別の檢查を受けるのである。現在移民運送船は大阪商船株式會社所有船舶の南米航路に付てのみ存し、七千噸乃至一萬噸級のブエノスアイレス丸、サントス丸、リオデジヤネイロ丸、モンテビデオ丸、ラプラタ丸、を定期に使用し、昭和七年以來右船舶が交互に每月一回出帆する其の他同會社のアフリカ航路のアフリカ丸、ハワイ丸、サリソナ丸、アラビヤ丸、マニラ丸等の一萬噸級船をも最近は南米迄延長航行し、每月二船宛移住者の輸送に當つて居る。

航路及寄港地は橫濱、神戸、香港、シンガポール、モンバザ(東阿)、ダーバン、ケープタウン南阿、リオ・デ・ジヤネイロ、(南米)サントス、ブエノス、アイレス(亞國)等で、南米迄の航海日數は南米航路船は四十五日、六日アフリカ航路延長船は約六十日である。尙大阪商船株式會社の五隻は、遠洋航海補助法に依り命令航路として南米航路を航行して居る。補助航路は政府の補助を受け一定の期日、賃金等に依つて航海するもので、一面南米移民に對する一般的保護となるのである。

c、輸送途上に於ける教養保護施設　移植民の輸送上に於ける保護施設は前述したが、其の人的施設とも稱すべきものに移民監督其の他がある。此の保護施設は現在海外興業株式會社をして當らしめて居るが、政府は此の費用に對しても補助して居る。

移民監督は政府が任命して各移民船に一名宛乘船せしめ、助手及船舶職員と協力して移民の教養保護に關する事務を主掌する。

移民監督に於て行ふ衞生施設は、移民として入國を禁止せらるる疾患卽ちトラホーム、癩疹其の他傳染病の檢查、豫防注射及療養を施し、船內に於ける消毒、給水、入浴、食事等に付て特に衞生上の處置を嚴格にし、治療費、藥代等は無料である。教養施設は大體移住教養所の施設と同樣で、伯剌西爾の風俗、習慣、衞生、宗教及農業事情の講習

伯國語の教授等を爲し、兒童に對しては不充分ながら小學校と同樣な教育を施し、女子に對しては裁縫の教授をも實施する。其の他娯樂等に付ても運動會、演藝會、赤道祭等を催し、移民をして愉快に航海せしめて居る。移民監督は斯くて移民を目的地に上陸せしめ、之を移住地の事務員と事務の引繼を爲し、玆に其の任務は終了するのである。

**移住地に於ける教養保護施設**　在外邦人の教養、保護施設は現在主として外務省に於て之を實施して居るが、先づ一般在留者に對する指導啓發の爲、在外公館は日本人會等の團體と協力して或は講演會を催し、或は印刷物を頒布して一般在留者の知識の向上に努めて居る。伯剌西爾國サンパウロ總領事館には勸業部があつて移民の一般的指導を爲すと共に、特に產業上の保護指導を行つて居る。尙同國に於て邦人の多數在留する地方には、技術者を配置して產業に關する指導者たらしめて居る。

教育施設としては在外教育機關に對する補助がある。昭和十三年十一月一日現在に於ける邦人の經營する小學校は、伯剌西爾に四百三十八校、職員七百九十五人、生徒三萬一千二百八十五人がある。ペルーに三十三校、職員百六十七人、生徒五千五十四人がある。南洋には二十九校、職員百六十人、生徒二千七百二十二人あるが、是等に對して政府は其の創立費、經營費を補助して來た。又保健衞生は移住地に於ては困難なる問題である爲、政府は南米、南洋に於ける病院其の他醫療機關に對し或は創立費を或は經營費を補助して來た。

尙海外移住組合及移民を伴ふ拓殖事業會社では、夫々教養保護の施設を有して居る。移住組合の移住地では後述する如く諸種の施設を講じて居るが、教育方面としては小學校、總數三十一校、教師百一人（內伯語免許五十九人）、兒童三千百一人あり、衞生方面に於ては病院七、醫師十、藥劑師五、看護婦九、其の他遠隔病舍、製氷所等も備つて居る。

**民間諸團體に對する指導助成**　移植民事業の如く其の範圍が國內のみならず海外に及び、未だ發達不充分なるものに付ては政府のみならず、民間に於ても一致協力して其の完成を期すべきは言を俟たぬところにして、又是等移民間に於ける種々の移植民に關する施設に對しては、政府も亦十分其の指導と助成とに腐心して居る。

移植民に關しては民間に於て實施せられて居る施設は後述の通りであるが、之に對し政府の指導助成を爲して居るものは、大體次の如きものである。

先づ移植民の宣傳に付ては前述の如く、各府縣又は團體等に於て開催する移植民講演會等には政府より講師を派遣し、又是等の宣傳機關に對しては、正確なる宣傳を爲さしむべく之に情報を與へ、或は印刷物を配布して居る。海外興業株式會社の講じて居る。移植民保護教養施設移民輸送其の他の施設に付ても之に補助金を交付して居る。海外移住組合及聯合會の事業の範圍は、國の內外に亘り其の經費は相當多額に上り、且つ未だ創業期に在るを以て政府は組合及聯合會に對し相當補助金を交付し、又聯合會に對しては海外企業費及生產資金の低利貸付を爲して居る。海外企業費借入金は聯合會に對し移住者の取得、道路の築造、土地區劃、測量、山伐、管理費、地租公課等に充當する爲貸付するのである。生產資金借入金は移住地が、豫め聯合會に供託する開拓資金準備金を以てしては入植後尙不足を感ずるので、大體一家族五百圓程度を以て移住者の生產資金に充つる爲貸付する。

民間に於ける移植民の宣傳奬勵機關として、其の沿革も古く數に於ても多い團體に海外協會及之に類似のものがある。現在此の種の團體は五十七を算し、各々移植民思想の普及發達を圖る爲講演會、講習會を催し雜誌其の他の印刷物を發行し、海外渡航の指導斡旋に努むる等移植民の指導、保護の方法を講じて居るので、政府は是等の團體の事業を助成する目的を以て夫々若干の助成金を交付して居る。

民間に於ける移植民教育機關として海外發展を志し、開拓事業の指導者たるべき者の教養に當つて居る移植民學校は、其の數未だ少數であるが、各其の卒業生をして海外に渡航せしめ、南洋に又南米に海外開拓事業に活躍せしめて居る。且つ是等の學校に於ては生徒に對する教授の外、一般人に對しても移植民思想の宣傳、普及に努力して居るので、前述の海外協會等と同じく政府より助成金を交付して居る。

**第二　民間の諸施設及其の活動狀況**　海外興業株式會社は移民保護法に謂ふところの、行政廳の許可を受けた商事會社たる移民取扱人であると共に、又一つの拓殖事業會社である。大正六年十二月、當時移民事業會社であつた東洋移民株式會社、南米殖民株式會社等の六會社を合併し、資本金九百萬圓を以て創立し、其の後他の移民取扱會社を合併して本邦唯一の移民會社となつた。同社は本店を東京に、神戸に出張所を、支店を伯國に置き又ペルーに出張所を有し、內地主要都市及南洋、濠洲其の他に業務代理人を置いて居る。

現在海外興業株式會社に行て行ふ移植民取扱事業に付て略述すれば、先づ宣傳に關しては各地に講演會、活動寫眞映寫會を開催し、案內書を頒布して宣傳奬勵に努め、尙同社の業務代理人も宣傳に努めて居る。移民の募集は社員の巡回講演、新聞廣告等に依るの外、各府縣に在る同社の業務代理人が主として之に當つて居る。同社では移住地の事情、移民船の都合等を考慮して各地方に募集人員を割當てる。而して代理人は割當人員を應募者中より移住の條件に適したる者を選び、渡航許可の手續をとらせるのである。渡航許可のあつた者に對しては神戸移住教養所への入所手續を爲し、健康證明書、豫防注射證明書其の他必要なる書類を作成し、兵庫縣廳を經て旅券の交付あるときは、神戸駐在の渡航國領事より査證を受ける手續をする。

是等の手續を終つて移民を乘船せしめ、輸送監督及助手が航海中の保護教養に當ることは前述した通りである。船が伯剌西爾國サントス港に到著するや、同地駐在の同社支店員が移民取扱事務を引繼ぐのである。支店員は移民の入國手續終了の上夫々珈琲園に配耕する。配耕に當つては先づ本邦移民を要求する珈琲園主に就き、其の需要數、勞働條件等を參酌して配耕豫定を作り、移民上陸の際移民の希望を加へ、同地駐在の帝國總領事館及サンパウロ州農業勞働局の認可を得て配耕を決定するのである。尙同社支店及出張所は移民配耕後の保護指導の爲、移民耕主間の紛爭の調停、耕主の契約履行監視、移民の救助、歸國處理等の任に當つて居る。尙大正六年創業以來の移植民取扱數は伯國、比律賓、ペルー、濠洲、玖馬、其の他メキシコ、ニューカレドニヤ、沿海州、コロンビヤ、タヒチ島、大洋島等を合し、昭和十二年末迄の移民取扱數は合計十七萬一千五百二十人である。

海外興業株式會社は移民取扱人たると共に、一面拓殖事業會社であり、其の拓殖事業としてイグアペ植民地及アニューマス農場を經營して居ることは前述の通りである。イグアペ植民地は伯剌西爾國サンパウロ州に在り、昭和十二年末現在に於て七萬七千餘町歩の面積あり、此處に邦人約七百五家族、四千七百三十二人を入植せしめ、其の土地を分讓して米、珈琲、茶、玉蜀黍等の栽培に從事せしめて居る。其の投資額は約百萬餘圓にして、昭和八年度に於ける生產額は一千八百四十一コントス、同九年度には二千三百六十コントス、同十一年度には二千七百コントスに達して居る。產業施設としては精米所、珈琲精撰所、發電所、甘蔗、酒製造工場、製糖工場、製茶工場、製材所、倉庫、日用品販賣所等を設け、公益施設としては醫局の外、小學校二十五校、農業補習學校一校、幼稚園が設けられて居る。

アニューマス農場はサンパウロ州パウリスタ線コレゴリコ驛近傍に在り、一千四百六十町歩の土地を有し、投資額四十五萬圓にして、此處に請負勞働者、借地農、小作人等を入れ、珈琲、棉等の栽培を行つて居る。同場には昭和十

二年末現在に於て八十九家族、五百三十三人あり、其の中約六割は五十五家族三百二十二人本邦人である。産業施設には珈琲乾燥場、同精撰所の外製材工場、倉庫、搾乳場、精米場等があり、公益施設には小學校一校と其の他に簡易醫局等がある。

**海外移住組合**は相當の資金と教養とを有する組合員を自作農として送出し、最初より自己の土地に開拓事業を行はせる目的を以て設立されたことは前述した通りである。今移住組合の目的及組織に付て略述すれば左の通りである。

一　海外移住組合の目的は組合員又は組合員と同一の家に在る者の海外移住を助成するに在る

二　組合は法人にして其の組織は有限責任である

三　組合は一區域に付て一箇限り設立を許可される、其の區域は現在道府縣を以て一區域とする

以上の外、移住組合は大體産業組合法に準據して組織せられ、特に必要なる條項以外には同法の規定が準用される。移住組合は信濃の如く從來の沿革上自ら移住地を經營せるものの外は、移住者の募集、宣傳及奬勵等が主たる事業である。

海外移住組合聯合會は、是等海外移住組合が共同して其の目的を達成する爲設立せられたるものにして、海外移住組合法に依る法人にして、其の組織は有限責任である。此の聯合會は現地に於ける事業の代行機關として、伯國の法令に準據して有限責任ブラヂル拓殖組合を設立し、又パラグアイ國にはパラグアイ拓殖部を設け政府の援助の下に移住地の取得、分譲竝に之に對する諸施設、移住者の送出等の事業を遂行して居る。

海外移住組合は昭和五年度迄は其の數十八に過ぎなかつたが、同七年に入つて更に組合設立の機運起り、現在設立完了を見たるもの四十四組合に上つて居る。昭和十一年十一月末現在の組合員數は總計約一萬四百三十一名に上り、



福岡、和歌山の如きは一千名以上の組合員を有して居る。是等の組合が昭和四年四月より同十三年十一月末迄に送出した人員は伯國に一千二百二十五家族、七千九百六人、芭國に七十二家族五百十二人である。

海外移住組合聯合會は昭和十一年十二月末現在に於て會員數五十八にして、海外移住組合は四十三共他は一般會員である。聯合會の取得したる土地の面積は夫々伯國に於て二十一萬九百六十五町歩餘、芭國に於て八千三百町歩餘にして外に五萬二千四百三町二十歩のコンセツションがある。是等は所在地に依りバストス移住地、チエテ移住地、アリアンサ移住地、トレスバラス移住地及び芭國コルメナ移住地と稱し、就中バストス、チエテ兩移住地は最も重要なものである。又アリアンサ移住地は信濃、富山、鳥取、熊本の四海外協會の創設に係り、海外移住組合の成立に依り之に肩替されたものにして、是等の移住地には協會時代既に入植したる者が相當ある。トレスバラス移住地は既に伯國に移住せる小作農が獨立して入植するを原則とし、內地よりの入植は例外である。芭國コルメナ移住地は昭和十一年度より入植を開始したものである。

聯合會は是等の入植者の爲に、種々保護、指導竝に教養等の任に當つて居るが、現在バストス、チエテ兩移住地の主なる施設は、土地の區劃、道路の築造、一市街地區劃の外、小學校、病院、移住者宿泊所、製材所、煉瓦工場、精米所、倉庫、製糖所、製絲場製氷場、、瓦工場、電話、製粉場、製油場、精綿工場、蠶種製造所、煙草乾燥場等であり、孰れも皆移住者の爲利益するところが尠くない。又巡査駐在所、公證役場、郵便局、旅館、墓地等の施設も終り、既に創業の時期を脫し、バストス移住地の如きは殆んど滿植を告げ、今や移住地は著々其の完成に向ひ、更に新移住地を物色しつつある。

聯合會の伯國に於ける事業は右の如く完成の域に達しつつあるので、これを恒久化し、更に積極化せんが爲昭和十

二年法律第四十三號に基き十二年七月日南産業株式會社が設立せられ、伯國に於ける現移住地の經營完成に當る外、移住地内外の邦人に對する金融、農具肥料一般商品の供給、伯國産原料品の本邦に對する輸入等を行ひ尚伯國以外の外國に於ける新移住地の購入及經營を行ふこととなつた。

南米拓殖株式會社　は伯國パラー州政府の提供せる百萬町歩の土地に於て事業を行ふ爲、昭和三年八月設立されたものである。資本金は一千萬圓で主たる事務所を東京に、伯國ベレーン市に支店がある。同社の事業は海外開拓事業竝に之に附帶して商工業殊に土地の賣買、管理、經營等にして、パラー州に百萬町歩の土地を取得し、此處に移住者を送出すのである。昭和三年度より其の事業地に移民を入れ事業を開始したが、其の後同十一年十二月迄に總計三百六十家族、二千百十四人を入植せしめ、現在約百四十家族在植して各種の栽培事業に從事して居る。

同社が事業地に於て講じて居る施設の主なるものは、ベレーン市の移民收容所、棧橋、植民地内の病院、學校、宿舍、倉庫、精米所、製糖、製粉工場、カカオ乾燥場等にして、漸次他の産業施設に及ばんとして居る。

アマゾニア産業株式會社　は伯國アマゾン河流域に於ける移植民及拓殖事業竝に之に關聯したる事業を行ふ爲、昭和十年十一月設立されたものである。資本金は百萬圓で、財團法人アマゾニア産業研究所、三井、三菱、住友、東拓等の諸會社の出資に依る。主たる事務所を東京に、伯國アマゾナス州パリンチンスに支店がある。同社の事業は元、財團法人アマゾニア産業研究所が昭和五年以來其目的として遂行し來たりし前記アマゾナス州に於ける邦人移植民地經營上の諸般の調査研究を了したる所に從ひ開始したる植民事業を引繼ぎ經營せるものにして昭和十一年末現在總在住者約四百名に及び、植民は主として米、護謨、黃麻を栽培して居る會社自らも、直營農場を經營してゐる。同社が事業地に於て講じてゐる施設の主なるものは、精米、製糖、製材の生産加工竝に道路、船、棧橋を初め、病院、學校宿舍等の公益施設を行つて居る。

移植民團體　國民の海外發展、移植民に關する思想及知識の宣傳普及は政府の施設と共に民間の施設を必要とする。其の役割を演ずるものは各府縣に在る海外協會及之に類似の移植民團體である。其の目的、事業内容は大同小異なるも要するに海外移植民思想の普及發達を圖り且つ移植民保護奬勵に關する諸般の調査、斡旋及施設を爲すことに在る。

尚右の外移植民思想涵養、開拓指導者の養成に努めて居る移植民學校其の他之に類似のものは未だ其の數僅かであるが孰れも相當の活躍を續けて居る。政府の助成して居る是等移植民團體名及所在地を示せば左の通りである。

**（一）　移植民助成團體一覽表**

| 團體名 | 設立年月 | 所在地 |
|---|---|---|
| 青森縣海外協會 | 昭和六、四 | 青森縣廳内 |
| 岩手縣海外協會 | 〃　一〇、一二 | 岩手縣廳内 |
| 宮城縣海外協會 | 〃　七、九 | 宮城縣廳内 |
| 秋田縣海外協會 | 〃　七、九 | 秋田縣廳内 |
| 山形縣拓務協會 | 〃　八、九 | 山形縣廳内 |
| 福島縣海外協會 | 〃　三、五 | 福島縣廳内 |
| 茨城縣海外協會 | 〃　六、五 | 茨城縣廳内 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 栃木縣海外協會 | 〃 | 一二、五 | 栃木縣廳内 |
| 群馬縣拓務協會 | 〃 | 六、四 | 群馬縣廳内 |
| 埼玉縣拓殖協會 | 〃 | 六、八 | 埼玉縣廳内 |
| 千葉縣拓務協會 | 〃 | 七、一〇 | 千葉縣廳内 |
| 東京府海外協會 | 〃 | 一〇、一〇 | 東京府廳内 |
| 神奈川縣海外協會 | 〃 | 一二、三 | 神奈川縣廳内 |
| 新潟縣海外協會 | 〃 | 一〇、四 | 新潟縣廳内 |
| 富山縣海外移民協會 | 〃 | 二、一 | 富山縣廳内 |
| 石川縣移植民協會 | 大正一四、三 | | 石川縣廳内 |
| 山梨海外協會 | 昭和二、九 | | 山梨縣廳内 |
| 信濃海外協會 | 大正一一、一 | | 長野縣廳内 |
| 岐阜縣移民協會 | 昭和三、四 | | 岐阜縣廳内 |
| 靜岡縣海外協會 | 〃 | 二、八 | 靜岡縣廳内 |
| 愛知縣海外協會 | 〃 | 八、一〇 | 愛知縣廳内 |
| 三重縣海外協會 | 大正一三、一二 | | 三重縣廳内 |
| 滋賀縣拓務協會 | 昭和一〇、八 | | 滋賀縣廳内 |
| 和歌山縣海外協會 | 大正七、一一 | | 和歌山縣廳内 |





| | | | |
|---|---|---|---|
| 鳥取縣海外協會 | 昭和六、八 | | 鳥取縣廳内 |
| 島根縣海外協會 | 〃 | 一二、二 | 島根縣廳内 |
| 岡山縣海外協會 | 大正九、一 | | 岡山縣廳内 |
| 廣島縣海外協會 | 〃 | 四、九 | 廣島縣廳内 |
| 防長海外協會 | 〃 | 七、一一 | 山口縣廳内 |
| 德島縣拓務協會 | 昭和七、五 | | 德島縣廳内 |
| 香川縣拓殖協會 | 大正八、一一 | | 香川縣廳内 |
| 愛媛縣海外協會 | 昭和一〇、一〇 | | 愛媛縣廳内 |
| 高知縣拓務協會 | 〃 | 四、七 | 高知縣廳内 |
| 福岡縣海外協會 | 〃 | 一四、一一 | 福岡縣廳内 |
| 佐賀縣海外協會 | 昭和三、六 | | 佐賀縣廳内 |
| 長崎縣海外協會 | 大正一四、二 | | 長崎縣廳内 |
| 熊本縣海外協會 | 〃 | 四、七 | 熊本市南千反畑町三三 |
| 大分縣海外協會 | 昭和四、三 | | 大分縣廳内 |
| 宮崎縣海外協會 | 〃 | 一二、一 | 宮崎縣廳内 |
| 鹿兒島縣海外協會 | 大正一三、一一 | | 鹿兒島縣廳内 |
| 沖繩縣海外協會 | 〃 | 一一、一一 | 沖繩縣廳内 |

## (二)　其ノ他ノ團體ノ部

| 團體名 | 設立年月 | 所在地 |
|---|---|---|
| 北海道海外協會 | 昭和六、一 | 札幌市南五條四五丁目八 |
| 海外協會中央會 | 大正一二、二 | 東京麹町區有樂町一ノ七蠶絲會館 |
| 海外婦人協會 | 昭和二、一二 | 〃　內幸町一ノ三大阪ビル |
| 海外貿易振興會 | 昭和一〇、七 | 東京市赤坂區溜池三會堂ビル |
| 東洋協會 | 明治四〇、二 | 東京市麹町區內幸町大阪ビル |
| 日本力行會 | 〃　三一、一 | 〃　板橋區小竹町二六四二 |
| 大阪YMGA海外協會 | 昭和四、八 | 大阪市西區土佐堀町二丁目 |
| 南洋栽培協會 | 大正二、五 | 東京市麹町區丸ノ內二ノ一八昭和ビル |
| 南洋協會 | 〃　四、二 | 〃　二ノ一〇 |
| 日本羅甸亞米利加協會 | 明治四〇、三 | 〃　二ノ二三三菱ビル |
| 神戸日伯協會 | 大正一五、五 | 神戸海岸通一 |
| 日伯中央協會 | 昭和七、一一 | 東京市麹町區丸ノ內二ノ一〇南洋協會內 |
| 晨星海外協會 | 〃　九、五 | 宮崎市第三拓殖訓練所內 |
| 海外渡航助成會 | 〃　一〇、一二 | 兵庫縣籠內 |
| 遞羅協會 | 〃　一〇、六 | 麹町區八ノ一九 |
| 日蘭協會 | 〃　五、九 | 麹町區丸ノ內二ノ一〇 |
| 熱帶文化協會 | 〃　一〇、一二 | 京橋區槇町一ノ五梅田ビル |
| 財團法人　柳生南洋記念財團 | 〃　四、一二 | 麹町區丸ノ內二ノ一〇 |
| 比律賓協會 | 〃　一〇、八 | 麻布區我善坊町三二 |
| 海洋漁業協會 | 〃　一一、五 | 麹町區丸ノ內丸ビル四階 |
| 日甸協會 | 昭和一二、七 | 麹町區下六番地一〇 |
| 南洋水產協會 | 〃　一〇、三 | 赤坂區溜池町一番地三會堂內 |



## (三)　移植民學校ノ部

| 團體名 | 設立年月 | 所在地 |
|---|---|---|
| 海外高等實務學校 | 昭和七、六 | 東京市神田區淡路町一ノ一 |
| 東京植民貿易語學校 | 大正七、九 | 〃　淀橋區西大久保四ノ一七〇ノ三九 |
| 日本力行會海外學校 | 大正一二、六 | 〃　板橋區小竹町二六四一 |
| 八紘學院 | 昭和五、四 | 札幌市外豐平町大字月寒一三五 |
| 日本植民學校 | 大正一四、四 | 札幌市北六條西五丁目 |

| | | |
|---|---|---|
| 廣島海外學校 | 昭和七、三 | 廣島市愛宕町 |
| 東京高等拓殖學校 | 〃　八、五 | 東京市北多摩郡小平町 |
| 海外殖民學校 | 大正七、四 | 東京市世田ヶ谷區北澤二ノ四四 |
| 早稻田國際學院 | 昭和一〇、九 | 東京市淀橋區戸塚町一ノ五五〇 |

財團法人海外渡航助成會其の他　財團法人海外渡航助成會は昭和十年十二月二十一日省の認可に依つて設立せられたる團體である。同會の目的は當省所管神戸移住教養所の身體檢査で不合格となつた者及其の家族の救療保護竝移住者に對して良質低廉なる渡航支度金を供給するにある。是れに依り移住者の保護救濟は益々厚くなつた譯である。

以上の外に財團法人海外教育協會がある本會は昭和八年十一月二十五日、當省の認可に依つて設立せられたる團體である。同會の目的は在外邦人の子弟に訓育を與へ將來海外發展の基礎を樹てしめ、併せて在外子弟の教養に對する懸念を除き、邦人海外發展の奬勵を圖るに在る。而して昭和九年度には神奈川縣橘樹郡生田村に事業地十萬坪の借地權を得、此處に寄宿舍三棟及警守詰所を建棟し事業を開始して居る。

## 第五節　滿洲移植民

**第一　內地人移植民**　**沿革**　滿洲事變前滿洲に於ける內地人移植民の實績は、(一)南滿洲鐵道株式會社實施の除隊兵移民、(二)關東廳實施の愛川村移民、(三)大連農事株式會社の移民等がある。今其の概略を述ぶれば左の通りである。

南滿洲鐵道株式會社實施の除隊兵移民　南滿洲鐵道株式會社は大正三年より同六年に亘り、我が滿洲鐵道守備隊の除隊兵中より農業に從事して滿洲に定住せんとする者を南滿洲鐵道附屬地內に收容することとし、其の四年間に於ける收容者數は合計三十四戸を算へた。是等の移住者に對しては土地の貸付、農舍の建築、役畜及農具の購入、經營の指導等に就き諸般の便宜竝に補助を供與し、且つ所要資金の一部を貸與したが、其の結果を觀るに

一　右の移住者中には徒らに一攫千金を夢みて眞摯に農業に從事せざる者のあつたこと

一　耕地を支那人に轉貸し少作料の差額を收めんとする者のあつたこと

一　耕種竝に營農方法の組織等に就き十分の顧慮が拂はれなかつたこと

一　滿洲に於ける特殊經濟事情に順應せず經濟生活を放漫ならしめたこと

等の諸原因に依り移住者の過半は中途退耕するに至り、現在の殘留者は當初の半數卽ち十七戸を數ふるに止つて居るが、此の中眞に滿洲農業の本質を解し孜々として營農に精進せる者は今や成功の域に達して居る。

關東廳實施の愛川村移民　關東廳は大正四年春、金州附近に水田經營を主とする農業移民十九戸を收容し、土地家屋及農具等を支給して之が保護助成に努めたが、(一)當初に於て灌漑用水の不足甚しかりしこと、(二)移住者選擇の方法宜しきを得ざりしこと、(三)移住地に於ける生活條件の激變に移住者の耐へざりしこと、(四)當初の收穫不良に早くも移住者を失望せしめたこと等の原因に依り成績擧らず初年に退耕せる者十六戸に及び、其の後補充を行ひしも現存する移住者は僅かに七戸に過ぎない。然し乍ら是等農家は永年苦心經營の結果、大正十四年當局の施設せし地下水井戸に依り灌漑用水源確實となるに及び、水田經營自體は面目を一新した。然るに移住者は積年の負債に依り經濟的苦境に在つたが、移住者の負債償却の方法として最初の割當面積以上の開墾耕作を認め、昭和十年五月該開墾地全

部を無償下付し、右土地の一部を賣却することに依つて負債整理に當らしめ結果、漸く獨立自營の域に達し得るに至つて居る。

**大連農事株式會社移民**　大連農事株式會社は、南滿洲鐵道株式會社の傍系會社として昭和四年創立せられ、移住者に對しては年賦償還の方法に依り土地を讓渡し、家屋建築、農具及家畜購入等に要する資金の貸付を行ふの外經營の指導に當つた。創業後三年間に收容したる移住者戸數は七十二戸、各移住者の經營狀況も其の多くは尙未だ收支償ふに至らないが、右は

一　一般に經濟的不況に因り移住希望者に於て準備金の調達困難なること
一　會社の土地讓渡價格が現在にては可なり高價なること
一　移住後に其の過大なる借入金の負擔に經濟的壓迫を蒙むること
一　集團經濟の基礎たるべき精神的融和の缺けたること
一　移住初年に不作、水害等に惱されたること

等に基因するものと觀ることを得べく、昭和七年二月以後同會社は移民募集條件を根本的に改革する爲、移住者募集を一時停止して今日に及んでゐる。

**現況**　滿洲移植民に關する調査　滿洲事變後滿洲に於ける諸般の事情一變し、邦人の滿洲移住が對滿國策遂行上極めて重要なることが一層强く認識せらるるに至り、之に關する諸調査の實施が最も緊切となるに至つた。之が爲には先づ滿洲に於け移住適地を普ねく調査するの要ある爲、昭和七年度以降當省は農業竝に之に關する專門知識を有する者を以て移住適地調査班を組織し、出先各方面の後援を得て廣く南北滿洲に亘り實地調査を進め、尙ほ別に專門家に委囑して滿洲在來農業者の營農狀況、邦人移民に適應せる經營方式竝に衣食住其の他の生活樣式をも調査研究せしめた。

**農業集團移民**　拓務省に於ては昭和七年第一回特別農業移民四九三名（靑森、秋田、山形、岩手、宮城、福島、栃木、群馬、茨城、長野、新潟の十一縣出身者）、同八年第二回四九四名（前記十一縣の外、東京、神奈川、埼玉、千葉、山梨、富山、石川、福井を加へ合計一府十八縣出身者）を夫々滿洲國三江省樺川縣永豐鎭及依蘭縣湖南營に、同九年第三回二九八名（既募集地方たる山形、福島、宮城、新潟、山梨、長野六縣の外、岐阜、鳥取、島根、高知、廣島山口、福岡、佐賀、熊本、鹿兒島を加へ合計十六縣出身者）を同國濱江省綏稜縣北大溝に、同十年第四回五百名を（北海道、沖繩の二地方を除く全國各府縣より募集）、牡丹江省、密山縣城子河（三百戸）及び哈達河（二百戸）の二箇所に、同十一年第五次一千名（募集地域は第四回に同じ）を牡丹江省密山縣永安屯（三百戸）、朝陽屯（三百戸）、黑臺（二百戸）信濃村（二百戸）の四箇所に、同十二年第六次集團移民五千名、自由移民一千名を北海道、沖繩縣を除きたる全國より募集、其の中集團移民五千名を牡丹江省內六箇所、三江省內八箇所、濱江省內二箇所、龍江省內二箇所、合計一八箇所に、更に同十三年第七次には集團移民五千名、自由移民一千名を全國より募集、集團移民先遣隊一一二六名、早期入植者六四四名、合計一七七〇名を吉林省內四箇所、濱江省內一四箇所、牡丹江省內一箇所、三江省內二箇所、龍江省內一箇所、合計二二箇所に入植るしめ、內地においては目下本隊募集中である。

尙昭和十四年度第八次集團移民先遣隊九七四名は既に渡滿し、哈爾濱訓練所及び既設移住地訓練所において訓練中である。

昭和十一年政府に於ては、滿洲農業移民の重要性に鑑み、之を重要國策の一項目として採擇したるにより、拓務省に於ては二十箇年百萬戸移民案を立て、其の第一期計畫として昭和十二年度より五箇年間に十萬戸を送出することと

なつた。現在實施中の移民送出案は右二十箇年百萬戸計畫に基くものであつて、本年度は其の第二年として六千戸を送出する豫定にて目下着々進捗中である。

而して集團移民の募集選定に就ては其の都度關係各地方廳竝に聯隊區司令部の協力を得、身體强健、意志堅固にして滿洲農業移民として彼の地に定住せんとする青壯年たることを銓衡の主要條件として居る。

政府は移住者に對して渡航費を補助するの外、開田費、重要營造物、農具、家畜及共同產業施設費等營農に必要なる固定資本の約三分の一に相當する金額を各戸に補助するの外、組合事務所費及衞生獸醫費に付移民團の組合に對し相當額補助することにした、是等の補助額を通算せば一戸當平均一千圓に上る。各移民團には團長、農事指導員、畜產指導員竝に警備指導員數名宛を專屬配置して、同團に於ける事業經營の誘掖指導に當るの外、囑託醫各一名駐在して團員の診療衞生に努めて居る。

營農方針として畑作を主とし、之に一部水田作を取入れると共に、家畜飼養を加へたる混合經營をなすもので、農家一戸當面積は土地の狀況に依つて異るが、凡そ耕地十町歩とし、內水田一、二町歩を取入れ、役畜及用畜は牛、馬、豚及緬羊を飼養し、放牧地、採草地は之を適當に利用し又副業の爲にも用ひる外、共同經營の利益を擧げ得る樣に指導する。農耕は飽くまで自作農であるが、自家勞力に依る自給自足を原則とする。從つて初めは安全なる在來作物を栽培するが、將來は特用作物にも相當力を用ふることになる。

今各移民團の概況を各別に略述すれば左の通りである。

**第一次移民團**　本移民團は昭和七年秋入植以來既に六年餘を經、其の間幾多の難關を克服しつつ主業たる農耕、畜產の外農產加工、木工、鍛工、蹄鐵工等諸般の副業に著々成績を擧げ、昭和九年以後は家族招致を續々行つて彌々落



着きを加へ、昭和十年春よりは非公式ながら自治村制を布き、名實共に彌榮村としての內容を整備充實するに到つた。卽ち新に村長を置き各部落を區と改稱し、各區の代表者を以て村會を組織し、諸般の計畫及事業は合議制に依りて自治的に行ふと共に、從來の組合を擴大强化して各種經濟行爲を擔當せしめ、玆に村制と組合經濟とは相提携し渾然一體たる新農村社會の建設に邁進しつつある。之が概況は左の如くである。

**農耕**　本移民團に於ては農耕著手の初年度たる昭和八年には、勞力の不足と滿洲農業に不馴れなりし爲、又翌昭和九年には早春季に起りたる依蘭事件に因り計畫を攪亂せられたる等の爲、昭和十年に至り初めて本格的の農耕に著手し得たるものにして、其の收穫に對しては團員は大いに期待して居た。其の結果は麥類を除く畑作に早霜の被害はあつたが、水稻は可成りの成績を擧げ大體に於て食糧自給の基準は確立したのである。

尙昭和十一年度に於ては開墾に依り耕作面積倍加し小麥は收穫期に於て降雨及病蟲の爲收量に相當減收を見たるも他の作物は概ね良好にして食糧を自給して尙餘りある狀況なるを以て團員は彌々營農心に燃え移住村の建設に邁進しつゝあり。尙移住地內未墾地の開墾實施に付ては入植以來の懸案なりしも諸事情の爲其の實現を見ざりしが昭和十年に於て哈爾賓鐵路局より開墾用トラクター五臺の貸與を受け約一五〇町步開墾し同十一年に於ては滿洲拓植公社と契約し同社のトラクターに依り約五〇〇町步の開墾をなしたるが十三年度に於ては水田二〇五町五段步、畑一、八三〇町步、合計二、〇三五町五段步（一當戸當六町九段）の耕作面積を見るに至つた。

**畜產**　移民團の營農方式は主穀畜產混合農業を本旨となすを以て畜產にも相當力を傾注しつゝあり、本年度に於ては種畜場の擴大整備も大いに進捗し指導員の下に各係員を置き、優良なる種畜を養育し、其の蕃殖及交配に依り改良を圖ると共に各部落に於ても役畜並用畜を飼育し好成績を示してゐる。其の概數を見るに昭和十三年度に於いては、

牛七八頭、豚八三六頭、緬羊八〇〇頭山羊一四頭、鶏一、二三二羽、家鴨二七八羽、鷲一三〇羽、蜜蜂一〇六群である。

**農産加工**　冬季の農閑期を利用して生産物の加工及自給用物資の製造に要する機械を設備し製粉、精米、豆油製造醤油、味噌、清酒の醸造に付夫々特技の班を設けて之に従事せしめ相當の成績を擧げてゐる。

**家族招致**　移民團員の家族招致については大人一人(當十二歳以上)八十圓、小兒一人當四十圓の渡航費を交付するの外諸般の便宜を供與して居るが、本移民團の昭和十三年七月迄に於ける家族招致數は累計妻三一五人、子供三三六人、其の他の家族百七十六人、現地出生の者三三五人、計一、一四〇人を算へるに至つた。

**衛生狀況**　移民團の衛生機關としては病院の新築既に成りそれに囑託醫一名駐在せしめ以て必要なる醫療設備を整へて居る。唯既往症の再發等に因り十二名の死亡者を出したが食糧給與狀況頗る良好にして内地農民の食事に比し何等遜色はない。

**教育**　家族招致以來團員の子弟中初等教育未了者三十六名の爲團長自ら校長の職を兼ぬると共に團員中の經驗者三名を教師に當て小學教育を實施した處昭和十一年度よりは師範卒業の團員を迎へたるのみならず外務省より六、六〇〇圓の補助を受け新校舍を建築し教育方面の充實を圖つた。

**第二次移民團**　本移民團は入植第二年目たる昭和九年春依蘭事件の大難事に直面し、爲に諸般の事業に根本的の打撃を蒙むつたが、昭和十年には農耕にも本格的に全力を傾注することを得て大體食糧の自給可能なる域に達し昭和十一年度の耕作には更に多量の餘裕をを見たる爲、團員は益々定着の精神を固め積極的に其の經營に邁進しつゝある。昭和十三年度に於ては水田一三四町歩、畑一、七九八町歩合計一、九三二町歩、(一戸當六町)の作付面積を見るに至つた。尚本移民團には農事試驗場ありて品種改良、改良品種の普及等相當の成績を示して居る。

**畜産及農産加工**　昭和十三年度に於ては種畜場の擴大ありて優良種畜の養育、蕃殖、在來種と交配による改良に意を注ぐと共に各部落も多數の役畜、用畜の飼育に當りつゝある。其の飼畜數は同十三年十月現在に於て牛一四四頭、緬羊一、九四九頭、豚一、四二七頭、山羊一一頭、兎八五四、鶏二、四〇〇羽、家鴨一二七羽、鷲七二羽、蜜蜂四九群を算した。農産加工に於ては精米、製粉、製麺、味噌、醤油、清酒の醸造の外に燒酒及酒精醸造、大豆油の製造、煙草葉乾燥調製を行ひ團員の需要に供すると共に他に販賣して相當の收益を擧げてゐる。

**家族招致並に教育衛生**　昭和十三年七月現在招致家族數は三〇三名、子供三二七名、其他の家族一七四、現地にて出生の者二八三名、計一、〇八七名にして小學校は昭和十年四月開設し、學齡兒童五一名の教育に當つてゐる。本團は昭和十一年度に於て外務省より教育費九、一〇〇圓の補助を受けた。衛生機關としては同十二年移民診療所の落成ありそれに囑託醫一名を配し移民の保健衛生に努めて居る。

**第三次移民團**　本移民團は昭和九年十月濱江省綏稜縣北大溝に入植せるものにして、綏稜開拓組合を組織して著々其の基礎事業の歩を進め其の經過は概ね順調であつたが昭和十年七月組合本部及部落の一部が火災の難に遇ひ其の受けたる損害尠少ならざるものありたるも團員は不撓不屈の精神を以て之が復興に邁進したる以て建設事業進捗の跡は顯著なるものあり。

**農耕**　入植以來諸準備作業に精勵したる結果昭和十年早くも三三五町歩の畑地に播種したるの外三〇町歩の水田を開いた。昭和十三度に於ては水田二五〇町歩、畑一、五五一町歩、計一、八〇一町歩(一戸當七町七段)の耕作をなし各作物良好なる成績を示し食糧自給の基礎確立せられた。尚本移民團に於ては水田五〇〇町歩開墾可能なり。

畜産及農産加工　家畜の飼養數は昭和十三年十月現在牛八四頭、綿羊四九四頭、豚五三五頭、山羊二一頭、鷄二八九羽密蜂一群なり。農産加工は第一次及第二次移民團の行ふところと大差はない。

家族招致竝に教育衞生　昭和十三年七月迄に招致せる家族數内譯は妻一八三名、子供一六七名、其他八九名、現地にて出生せる者五七名、計五九六名である。小學校は昭和十一年三月に開設し就學兒童は五六名にして寄宿舍制度を採用し有資格者の教員が小學教育授業を擔當して居る。本團も同十一年度に於て外務省より八、九〇〇圓の補助を受けたり、衞生狀況は專任の醫師駐在し保健衞生に遺憾なきを期して居る。

**第四次移民團**　本移民團は昭和十年牡丹省密山縣なる城子河及哈達河に分れて入植せしが、第一次乃至第三次移民團の如く匪害及災害に遭遇することなく、極めて順調に移住地の建設に邁進して居る。

農耕　入植第三年なる十三年度に於ける耕作狀況は城子河水田二五〇町歩、畑一、二六五町歩、計一、五六〇町歩（一戸當五町四段）哈達河水田一九〇町歩、畑四一町五段、計一、〇三一町七段歩（一戸當五町六段）に及びたるを以て從來の移民團に比し極めて良好なる成績である。

畜産及農産加工　昭和十三年十月現在城子河牛一四〇頭、綿羊六〇二頭、豚二三二頭、山羊九頭、鷄一三〇羽、家鴨八羽、密蜂一六群、哈達河に於ては牛八〇頭、綿羊四〇一頭、豚五六頭、山羊四頭、鷄一〇〇羽、家鴨三五頭、密蜂一九群である。農産加工は兩移民團共精米、精麥、製粉、大豆油製造、味噌醬油の釀造に當つて居る。

家族招致及教育衞生　昭和十三年七月迄に招致せる家族は城子河妻一七二名、子供五二名、其他六六名、計二九〇名、哈達河妻一二四名、子供二七名、其他の家族五二名、計二〇三名である。教育狀況は城子河昭和十一年十一月、哈達河同十二年一月小學校を開校し有資格の教員授業を擔當して居る。前者は教員二名、兒童二四名、後者は教員一名、兒童二四名である。衞生方面に關しては兩移民團共既に完備せる病院を建築し之に專任の醫師を配し保健狀態に萬全の注意を拂ひ居る現狀にて移民の衞生は一般に良好である。

**第五次移民團**　本移民團は昭和十一年六月より九月の間に約二百名の先遣隊を牡丹江省密山縣の永安屯、朝陽屯、黑臺及黑臺信濃村の四地區に分れて入植せしめ、次いで本隊は十二年三月入植し先遣隊と併せて永安屯二百九十八戸、朝陽屯二百七十八戸、黑臺二百十二戸、黑臺信濃村二百十二戸を形成し直に農耕に着手したるが、匪害に遭遇することなく極めて順調に移住地の建設を進めてゐる。

農耕　入植以來鋭意部落の建設及農耕に從事したる十一年秋に於ける收穫非常に良好なりし爲、各團共活況を呈し本年に於ける耕作面積は既に永安屯水田二〇五町歩、畑六八六町四段歩、朝陽屯水田一二六町歩、畑七〇一町四段歩、黑臺信濃村水田一二八町七段歩、畑七八三町七段歩に及び食糧自給の基礎を確立するは勿論更に餘裕を生ずる狀況である。

畜産及農産加工　各移民團の家畜は昭和十三年十月現在永安屯牛七〇頭、豚七八頭、綿羊一六〇頭、鷄二四七羽、家鴨八七羽、山羊六頭。朝陽屯牛一六八頭、綿羊一〇五頭、豚一二〇頭、鷄二八羽。黑臺牛一三〇頭、綿羊一〇六頭、豚三三頭、家鴨一五羽、山羊六頭、密蜂二〇群。黑臺信濃村牛一一六頭、綿羊一一〇頭、豚八七頭、鷄一〇〇羽、家鴨四一羽、密蜂八群に及び農産加工に付いても既設移住地に倣ひ整備中である。

家族招致及教育衞生　昭和十三年七月迄に招致せる家族數の內譯は、永安屯妻一五五名、子供五八名現地出生子供四名、其他の家族一七九名、計三九六名。朝陽屯妻一七三名、子供四一名、現地出生子供八名、其他家族一二七名、計三三九名。黑臺信濃村妻一一二名、六三名。黑臺妻一六一名、子供四三名、現地出生子供二名、其他家族一四七名計三

子供四二名、現地出生子供六名、其他家族五四名、計二二四名である。

小學校は各團共既に開設し、有資格教員によつて授業が擔當されてゐる。就學兒童數は永安屯五九名、朝陽屯三一名、黑臺二九名、黑臺信濃村一七名である。

**第六次移民團**　本團は昭和十二年六月より七月に亘り先遣隊九四〇名を牡丹江省虎林縣の黑咀子、密山縣の東二道崗、西二道崗、六人班、北五道崗、南五道崗、三江省勃利縣龍爪、湯原縣湯原熊本、宮城、福島、茨城、靜岡、東北東海、濱江省綏棱縣黑馬劉、海倫、龍江省通北縣五福堂、老街基の十八地區に分れて入植せしめ、次いで本隊は本年三月入植し、先遣隊と併せて黑咀子二九七戸、東二道崗福岡村一七七戸、西二道崗九州村二〇一戸、六人班廣島村一五二戸、北五道崗山形村二九二戸、南五道崗信濃村二九一戸、龍爪二六一戸、湯原熊本村二二九戸、同宮城村二〇九戸、同福島村一八三戸、同茨城村一三八戸、同靜岡村一九七戸、同東北村二四一戸、同東海村二五〇戸、黑馬劉三〇六戸、海倫群馬村二二六戸、五福堂新潟村二一二戸、老街基埼玉村二一四戸を形成し、直ちに農耕に着手したるが、爾來順調に移住地の建設を進めてゐる。

**農耕**　入植以來鋭意部落の建設及農耕に從事し、第二年目なる本年度に於いては、耕地面積は黑咀子水田四十町歩畑四四八町歩、東二道崗福岡村畑四一四町歩、西二道崗九州村水田二〇町歩、畑一九三町歩、六人班廣島村水田三八町歩、畑一一六町九段歩、北五道崗山形村水田八五町歩、畑二二五六町九段歩、南五道崗信濃村水田五〇町歩、畑三一四町四段歩、龍爪水田六六町三段歩、畑二六〇町三段歩、湯原熊本村水田七〇町歩、畑三二一町歩、同宮城村畑三〇七町三段歩、同福島村畑四一四町歩、同茨城村水田七五町歩、畑一九九町歩、同靜岡村水田六〇町歩、畑一八九町五段歩、同東北村畑三〇〇町歩、同東海村水田一〇〇町歩、畑三二五町二段歩、黑馬劉水田一五町歩、畑三四一町五段歩、海倫群馬村水田一〇町四段歩、畑四〇六町八段歩、五福堂新潟村畑三八一町六段歩、老街基埼玉村水田四町歩、畑二一三町八段歩に及び、食糧自給の基礎を確立せんとしてゐる。

**畜產及農產加工**　各移民團の家畜は現在、黑咀子豚五頭。東二道崗福岡村牛五〇頭。西二道崗九州村豚六頭、山羊七頭。北五道崗山形村牛四頭、豚一頭、蜜蜂三群。南五道崗信濃村牛二二頭、豚二頭、鷄二〇羽、蜜蜂一〇群。龍爪牛四頭、豚九頭。湯原、福島村牛一〇頭、豚二頭、鷄七羽、家鴨三羽。同靜岡村牛三頭。同東海村牛三頭。黑馬劉豚二〇頭。海倫群馬村牛三頭、豚九頭、家鴨三羽。五福堂新潟村豚一〇頭。老街基埼玉村牛二七頭、豚二一頭、鷄二五羽、家鴨六羽に及び、農產加工に就ては、既設移住地に倣ひ、夫々準備中である。

**家族招致及教育衞生**　本隊入植後未だ一年を經過せざるが、家族を招致せるは、黑咀子妻七名、其他一三名、計二〇名。六人班廣島村妻五名、其他九計一四名。南五道崗信濃村妻一名、其他一名、計二名。龍爪妻一名。湯原熊本村妻七名、其他七名、計一四名。同福島村妻七名、其他一〇名、計一七名。同靜岡村妻一名、其他一名、計二名。同東海村妻一名。黑馬劉妻一七名、其他一七名、計三四名。海倫群馬村妻六名、其他六名、計一二名、老街基埼玉村妻一二名、其他五名、計一七名である。教育に就ては湯原福島村に就學兒童六名あり、之に對して小學校を設け授業を開始してゐる。又各移民團には專任の醫師駐在し診療に當つてゐる。

**第七次移民團**　本團入植豫定數は五千名にして、昭和十二年六月より十三年十二月迄に先遣隊として一、一二六名、早期入植者として六四四名、合計一、七七〇名を現植地に入せしめた。爾來本隊入植に必要なる基礎施設を爲してゐるが、入植地區は左の二十二箇所である。

第五編　移植民及海外拓殖事業　第一章　移植民

| | 省名 | 縣名 | 入植地區名 | | 省名 | 縣名 | 入植地區名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一 | 吉林 | 額穆 | 黑石屯 | 一二 | 同 | 鐵驪 | 安拜 |
| 二 | 同 | 舒蘭 | 四家房 | 一三 | 同 | 慶城 | 拉林 |
| 三 | 同 | 樺甸 | 八道河子 | 一四 | 同 | 珠河 | 三股流 |
| 四 | 同 | 盤石 | 煙筒山 | 一五 | 同 | 同 | 道河 |
| 五 | 濱江 | 延壽 | 元寶鎮 | 一六 | 同 | 同 | 大青川 |
| 六 | 同 | 五常 | 朝陽川 | 一七 | 同 | 葦河 | 周家營 |
| 七 | 同 | 同 | 太平川 | 一八 | 同 | 延壽 | 中和鎮 |
| 八 | 同 | 同 | 小山子 | 一九 | 牡丹江 | 虎林 | 清和 |
| 九 | 同 | 同 | 三個頂 | 二〇 | 江 | 依蘭 | 七虎力 |
| 一〇 | 同 | 綏棱 | 玉榮廟 | 二一 | 同 | 湯原 | 四合屯 |
| 一二 | 同 | 同 | 東黑馬劉 | 二二 | 龍江 | 訥河 | 北學田 |

**青年移民**　**實施理由**　邦人の滿洲移住を奬勵し日滿兩國の不可分關係を益々强化することは緊要であり而も今次の支那事變の勃發に依り滿洲國に於ける鐵道の守備、在滿邦人の保護、政治的思想的、後方攪亂の豫防鎭壓、軍需品配給の安全等、後方勤務の爲滿洲移民の重要性は著しく加重し來つた。

然るに既定計畫である壯年移民は時局に對應するに足る大量送出を短期間に遂行することは困難なる實情に在るので、大量送出が比較的容易で而も單獨移住の期間長く且つ建國精神竝に滿洲移住の重要使命を徹底せしめ得る青年移民を送出することが時局の要求に適つてゐるのである。

**青年移民沿革**　滿洲に於ける邦人の青少年移民は昭和九年當時滿洲國顧問東宮大尉及加藤日本國民高等學校長が饒河に大和村少年隊少年十三名を入植せしめたのを嚆矢とし昭和十二年青年移民制度の確立を豫想して滿洲移住協會に於て長野外五縣より青少年三百名を募集し孀江開拓訓練所に入所せしめ相當の實績を擧げたのである。尙第四次農業移民團の城子河竝に哈達河に於ても昭和十二年宮城、山形兩縣出身の少年隊十數名を入植せしめた。

**成立經過**　滿洲青年移民の重要性は民間有識者に於ても之を認めて昭和十二年十一月石黑忠篤外五名は政府に對し滿蒙開拓青少年義勇軍編成に關する建白書を提出する處があつた竝に於て政府に於ても同年十一月三十日の閣議に於て昭和十三年度より可及的多數の青年移民を實施する旨の決定を見たのである。右閣議決定に基いて本省に於ては追加豫算を計上要求し、昭和十三年度青年移民送出數は三萬人、豫算額は昭和十二年度六一九、〇六〇圓、昭和十三年度五、五七五、八八三圓に決定を見た。

**實施要綱**　青年移民の全貌を明かにする爲次に昭和十三年度實施の青年移民の要綱を揭げる。

(一)、目的　日滿兩國の特殊關係を强化し同昌共榮の理想を實現して東洋平和の確保に貢獻する爲概ね十六歲乃至十九歲迄の青年を多數滿洲國に送出して大量移民國策の遂行を確實且容易ならしむることを目的とする。

(二)、送出員數　昭和十三年度に於て三萬人を送出する。

(三)、募集　全國各道府縣より募集する　募集機關は道府縣で滿洲移住協會、大日本聯合青年團各團體其の他が之に協力する。

第五編　移植民及海外拓殖事業　第一章　移植民

五五四

五五五

(四)、內地訓練　茨城縣東茨城郡下中妻村內原に青年移民訓練所を特設し拓務省監督の下に滿洲移住協會をして應募者に對し約二ヶ月間心身を鍛錬し建國精神の徹底及協同精神の涵養を爲さしめ之に要する諸費用は拓務省に於て負擔す。

(五)、輸送　渡滿費用は拓務省が負擔し上陸港(陸路輸送の場合は安東又は輸城)に到る迄の輸送宿泊等の斡旋は滿洲移住協會が當り上陸港以後は滿洲拓殖公社が斡旋する。

(六)、現地訓練　滿洲國內に左記五ケ所の青年移民訓練所を設置し渡滿後概ね三ケ年間農民に必要な心身の鍛錬を行ひ建國精神の徹底及農業技術を習得せしむる訓練所の經營主體は滿洲拓殖公社で日本國政府は渡滿後三ケ年間の生活費の一部を補助し滿洲國政府は必要の衛生施設、交通通信施設、自衛施設を行ふことになつてゐる。

| 訓練所名 | 省名 | 縣名 | 所在地(最寄驛) |
|---|---|---|---|
| 嫩江鐵驪 | 龍江 | 嫩江 | 伊拉哈(拉濱線伊拉哈) |
| 孫吳 | 黑河 | 孫吳 | 孫吳(北黑線孫吳) |
| 寧安 | 牡丹江 | 寧安 | 沙蘭鎭(圖佳線東京城) |
| 鐵驪 | 濱江 | 鐵驪 | 鐵驪(綏鐵線鐵山包) |
| 勃利 | 三江 | 濱江 | 勃利(圖佳線勃利) |

(七)、現地訓練所職員及指導員　現地訓練所では本部に所長以下教士、醫師等の職員の外概ね一千人に付十二人の指導員を附してゐる。尙指導員は日本內地で養成するが之に要する諸費用は拓務省が負擔するのである。

(八)、既定移民計畫との關係　現地訓練を終了したる者に對しては逐次既定計畫に依る壯年移民に編入して集團移民又は自由移民としての助成を與へて獨立せしむるのである。

現地訓練所の狀況　滿洲拓植公社は昭和十三年度豫算一〇、一七六、三四八圓を以て大訓練所を設置し各訓練所に所長以下の滿洲鐵道總局に於て訓練生一千名を分擔し鐵道自警村訓練所十箇所を設け訓練所の整備を急いでゐる。尙南滿洲鐵道株式會社

滿洲移住協會及滿洲拓植株式會社の創立　滿洲移民事業の發展を助成する目的を以て、昭和十年十月に滿洲移住協會が創立せられ、次いで滿洲國內に於ける日本內地農民の移住地確保の目的を以て、同年十二月日滿合辨の滿洲國特殊法人滿洲拓植株式會社が設立せられた。而して前者は昭和十二年四月財團法人となり、後者は同年八月一旦解散し新に日滿兩國條約に基く兩國籍法人たる日滿合辨の滿洲拓植公社の設立を見舊會社の業務を承繼し資本額も五千萬圓となつた。滿洲移住協會は(イ)移民事業に關する調査、宣傳及紹介、(ロ)移住者の訓練竝に渡航斡旋、(ハ)移住者宿泊所の設立及經營等の諸事業を行ひ、又滿洲拓植公社は(イ)移住用土地の取得、管理及分讓、(ロ)移住者に必要なる施設及其の經營、(ハ)移住者に必要なる金融、(ニ)移住者に必要なる事業の經營を目的とする會社又は組合に對する出資及金融、(ホ)其の他前記各號に關聯附帶する事業を行つて居る。

農業集團移民以外の計畫　滿洲事變後日本內地に於ける滿洲移民計畫は各方面に起り、拓務省農業集團移民の外に、或は既設機關を利用し、或は特に之を目的とする新團體を組織し其の實行に移つたものが多い。拓務省は此等の新計畫の統制を圖ると共に國策としての滿洲移民の完全を期する爲、確實なる計畫を有するものに對しては、相當の補助金を交付し、其の指導監督を爲して來たのである。此等の自由移民(昭和十二年度以前に計畫されたものを含む)に

は左の諸計畫がある。

一棵樹開拓組合(天照園移民)　東京市深川區埋立地に在る天照園勞働者收容所主小坂凡庸夫は、同收容所出身勞働者を滿洲に移住せしめ、以て新農村を營ましむる計畫を樹てた。乃ち東京市、關東廳其の他有志者の援助に依り、昭和七年六月先づ關東州內の金州馬家屯に創立せる實習所に於て移住者に現地訓練を施した上、當時興安南省通遼縣錢家店なる東亞勸業株式會社所有地に小作人として入植せしめたが、其の後移住者の增加に伴ひ土地狹少を告げたので、適地を舊東北政權關係の三番堂場內の一棵樹部落附近に選び、昭和九年春期より同地に移轉、營農に從事せしめて居る。同組合は入植以來多數の脫退者を出し、又前後二箇年天災に遭遇し成績甚だ振はなかつたが、現在尙五十七戶の人々が踏み止つて努力しつゝある。而して昭和十二年度には滿拓より資金の融通を受け同年八月畑野喜一郎氏を組合長として天照園を經營より分離獨立して一棵樹開拓組合を組織した。

衞生施設は今尙缺くる處多く、從つて流行病の發生等を見ることあるも之が防疫機關の活躍を見るに及んで漸次良好化するに至つた。治安狀況は通遼及錢家店に夫々日滿兩國の軍隊が駐屯し概して平穩であるが、夏期高粱繁茂期に土匪の橫行を見ることがある。尙本移民村は滿洲國政府より有形無形の援助を受けて來たが本事業の發達を促進せしむる爲拓務省より昭和十一年度に一萬圓の助成費を支出し移民定着に必要なる諸施設を爲さしめた。

天理村　天理村は天理教團の計畫に係り、哈爾濱郊外阿汴阿の東亞勸業株式會社所有地を買收し、昭和九年十一月より移住者を送致し現在戶數七〇、人口三六八名に上つてゐる。

移住者は天理教本部より資金の供給を受け農耕畜產の本業以外之が產物の加工販賣の經營に關し組織化せる施設を有してゐる。特に團本部には教化部として教會、小學校及び診療所を設け、又各戶獨立迄一戶り當所要資金平均七、五〇〇圓の豫算を計上してゐる。尙昭和十二年度以降滿拓より資金の融通を受け獨立して經營することとなり、其後昭和十三年には經營を天理教青年會より天理教廳に移管し山田清治郎を村長とした。

鏡泊學園　鏡泊學園は滿洲國產業の改良發達に獻身すべき模範人物養成の目的を以て昭和七年十月吉林省寧安縣鏡泊湖畔に設立せられ、職員十五名の下に學生約二百名を入園せしめたるも同園は不幸匪彈の爲め指導者山田悌一を喪ひて事業上一頓挫を來し、昭和十年十一月第一回修了生を送出すると同時に開散の餘儀なきに立至つた。これより先拓務省は同事業の國策的使命に鑑み之が助成の爲め昭和十年度に於て補助金一萬圓を交付したるもその甦生を見るに至らざりしは遺憾である。

同園の開散に伴ひ修了生及在園生約百五十名の處置に就ては原則として昭和十一年度に於ける拓務省移民の一部として採用する方針を採り、昭和十年取敢へず其の一部として約三十三名の入植者を見たる外他に就職する者、歸國する者入營する者等十數名を算へたるも右以外の約二十九名は現地に止まりて所期の目的たる學園村樹立に努力し、その後成績見るべきものありて現在員は二十五戶二十九名となり、昭和十二年度には滿拓より資金の融通を得た。

鐵道自警村(鐵道總局移民)　滿洲國鐵道總局は其の沿線に於ける治安の保全竝に產業開發を目的とし國鐵從業員をして沿線地に鐵路自警村を設置し、業務の傍農業牧畜の經營を行はしめ、十箇年にて獨立自營せしむる目的を以て昭和十年先づ奉山線女兒河、奉吉線口前竝黑山頭、濱北線綏化、齊克線、泰安及平齊線白城子の六箇所に六十九戶百三十六人を入植せしめた。此等移住者は獨立守備隊除隊兵にして滿洲に永住を希望するものの中農業に經驗有るものを以て充て、之に對しては每月手當若干圓を五箇年間交付するの外一戶當り約十町步の土地を無償貸與し、家畜、農

具及種子等を無償交付して之が定着を助成せるものであるが、更に昭和十一年度に於ては京圖線蛟河、拉濱線小城、京濱線双城堡、濱綏線山市、濱洲線安達、北黒線龍鎭、京白線紫岡の七箇所に、百三十五戸二百八十三名を入植せしめ、次で昭和十二年度に於ては濱北線白家、訥河線訥河、濱綏線阿城、圖佳線寧安及び東京城、拉濱線四家房、京濱線五家、奉吉線明城及び蠏山屯、大鄭線泡手の十箇所に、二百十五戸を入植せしめた本計畫は國鐵沿線の警備を主たる目的とするものであつて十分當初の目的を達成せるものなるが、農事經營の方面に於ては尙施設上考ふべき點あるを以て指導其他の方面に於て改善を加ふると共に政府に於ても農業移民として効果ある計畫なるを以て之を農業自由移民と認め昭和十二年度には一戸當り二百圓を補助し以て其の安定に資してゐる。

林業移民（滿洲國林野局移民）　昭和十一年滿洲國實業部林野局に於ては同國官行斫伐事業の經濟的且つ合理的なる運營を爲さんが爲斯業勞働者の中堅として內地人勞働者を招致し、滿人勞働者の指導誘掖に當らしむると共に之を移民として定住せしむる方策を樹てたり。その實施計畫は概ね十月より翌年三月迄の冬期間林業に從ひ其の餘の期間は農業を營む農、林兼業の內地人移民である。

昭和十一年拓務省に於ては右計畫の確實有望なるに鑑み農業自由移民として取扱ふこととし、先づ農林省に對して移民の斡旋を依頼し、主として靑森、秋田兩縣出身者にして林業に經驗を有する者百三十四名を選び、間島省和龍縣古洞河及び延吉縣草皮溝、濱江省寧安縣二道河子、三江省勃利縣大靑山に移住せしめ、次で昭和十二年度に於ては更に同上地區に百三十九名を入植せしめ、漸次その擴充を計りつつあるものであつて、拓務省は之に對し渡航費及自作農創設費金を補助した。尙本計畫は本年度七十二戸を入植せしめ更に續々と增加せしむる豫定である。

鶴岡炭鑛移民　本移民は三江省湯原縣滿洲炭鑛株式會者鶴立煤鑛に於て炭鑛勞働に從事する勞務者移民にして其の募集は內務省の斡旋に係り各應募者に對しては勞働訓練所に於て特殊の訓練を施授したる後渡滿せしめたものである。その目的とする所は滿洲國產業開發に協力する日本產業勞働者を派遣し現地に於て邦人勞働者の實力を示現し、以て對滿產業勞働移民の進出開拓を圖らんとするものにして拓務省は之に對し渡航費を補助し更に會社に於ても移民の定着を圖る爲土地宿舍を提供してゐる。尙移住者は五十六名であつて十二年七月渡滿した。

饒河移民　昭和九年以來滿洲移住協會に於ては農業集團移民の實績に鑑み三江省饒河附近の地を選び靑少年を主體として模範的自作農創設を目的とする自由移民を計畫した。その建設工作は機械力に依るよりも寧ろ團員の勞働力により漸進的なる建設を主眼とし拓務省は之に對し昭和十二年度に補助金を交付した。昭和十三年六月本計畫を改め將來靑年移民訓練所とすることとし團員中の適任者は靑年移民幹部に充當することとした。

吉林省松島移民　本移民計畫の代表者松島親造は吉林領事館員にして同地方の良好なる土地に內地人入植の必要を痛感し、入植方法等を研究しつつありたるところ關東軍其の他に於て其の眞情と意氣に感じ又其の計畫にも危險性なきを認められたるを以て之を具體化することとなつた。

仍つて同人は鄕里長野縣より移住希望者約四十二戸を招致し、京圖線江密峰、吉奉線白山子、双河鎭、拉濱線水曲柳の四箇所に入植せしめ、各村は約十戸の組合組織とし、一戸當り概ね水田七町步畑一町步を耕作し、拓務省より農耕資金として一戸當約五百圓を補助した。

呼倫貝爾開拓組合　舊鏡泊學園關係者古賀新作を中心とし、同學園の者及び學園以外の者十三名は興安北省濱綏線免渡河の興安農場を經營しつつあつたが昭和十二年在チチハル笠井部隊隊長の後援に依り同部隊の除隊兵中の入植希望者八十八名を新に加へ組合組織の村を作り、その營農方針は農牧併營にして一戸當り經營面積は五十町步內、耕地三

十町歩牧地二十町歩とし、機械農業に依り、小麥、燕麥、大豆等を栽培する豫定である。これより先關東軍、拓務省、滿洲國等關係方面に於てはその營農計畫に就き合同協議して方針を樹て自由移民として適當保護することに決定した。尙本移民團の入植を完了せるは十二年四月二十九日にして農耕は當初土地、氣候の差に依り相當に困難であつたが着々成績を收め本年度は略々豫定の收穫を見るに至つた。

**蛟河開拓組合**（新潟青年農業移民團）　昭和十一年一月吉林省額穆縣烏林保に小作農として入植せる片桐堅司以下九名は克く困難に堪へ、夏は農耕、冬は炭燒に依り銳意自作農たらんと努め、漸く營農資金の一部を貯ふる迄に至つた。昭和十二年自由移民として附近の土地を買收し更に鄉里に於て七十二戶の同志を得、昭和十三年度より本格的に農耕に移つた。總面積五百九十町にして一戶當り水田四町歩畑三町歩の耕作豫定である。

**鐵驪岩手村開拓組合**　濱江省鐵驪駐屯千泥守備隊長の發意に基き岩手縣より自由移民を招致、鐵驪縣石長附近に定着せしめんとし、三箇年計畫を樹てたるが、本年度に於て百二十戶七十六名の入植を了へ、一戶當り耕作面積は水田一町歩畑四町歩にして更に牧畜を加味する豫定である。

尙昭和十二年度に於て補助金を交付せる自由移民を示せば左の通りである。

**昭和十二年度に補助せる自由移民一覽**

| 名稱 | 代表者 | 入植地區 | 戶數 | 人員數 | 營農形態 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大黑山開拓組合 | 原尾京一 | 吉林省磐石縣第二區大梨樹保安條頂子甲 | 七戶 | 七人 | 主トシテ米作馬四頭 | 坂口部隊除隊兵ヨリナル |
| 隼人村開拓組合 | 田代正滿 | 吉林省磐石縣第五區南坡磚河套 | 六 | 六 | 主トシテ米作 | 〃 |
| 白山子開拓組合 | 宮崎千博 | 吉林省永吉縣第二區孤館子 | 七 | 一〇 | 〃 | 松島氏ノ計畫ニナル |
| 江密峰開拓組合 | 井口美喬 | 吉林省永吉縣江密峰 | 九 | 一〇 | 〃 | 〃 |
| 双河鎭開拓組合 | 後藤保一 | 吉林省永吉縣双河鎭 | 一〇 | 二 | 〃 | 〃 |
| 水曲柳開拓組合 | 今村清 | 吉林省舒蘭縣水曲柳 | 八 | 一三 | 主トシテ大豆作 | 〃 |
| 饒河大和村 | 功刀辨一 | 三江省饒河縣 | 八二 | 八二 | 主トシテ麥作綿羊一二五頭 | |
| 呼倫貝爾開拓組合 | 古賀新作 | 興安北省索倫族兎渡河 | 六三 | 六三 | 主トシテ麥作馬七五頭牛六七頭 | 笠井部隊除隊兵ヨリナル |
| 三河共同農村 | 岡部勇雄 | 興安北省額爾克納左翼旗三河依根 | 五 | 七 | 主トシテ畑作綿羊二三頭 | |
| 仙洞農林共勵組合 | 玉川藤八 | 牡丹江省寧安縣仙洞 | 一三 | 二九八 | 主トシテ畑作 | 滿洲國林務司ノ計畫ニナル |
| 古城鎭農林共勵組合 | 福田倉次郎 | 三江省勃利縣古城鎭 | 九九 | 三〇〇 | 主トシテ米作 | 〃 |
| 二道溝農林共勵組合 | 石井秀太郎 | 間島省和龍縣西城村二道溝 | 七六 | 一九五 | 主トシテ畑作 | 〃 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 三岔口農林共勵組合 | 小玉勘五郎 | 間島省濱縣三岔口 | 三五〇 | 二六 | 〃 | 〃 | | |
| 鐵道自警村 | 滿鐵鐵道總局 | 國鐵沿線 | 二五〇 | 六五〇 | | 鐵道總局ヨリ三ケ年間警備手當ヲ支給ス | | |
| 昭和松陰村 | 中山公威 | 吉林省磐石縣幕山屯 | 一〇 | 一三 | 主トシテ米作 | | 山口縣昭和松陰塾生ヨリナル | |
| 新京力行村 | 永田稠 | 新京郊外 | 三〇 | 一三八 | 主トシテ蔬菜作 | | 日本力行會ノ計畫ニナル | |
| 高知開拓組合 | 岡崎泰治 | 吉林省舒蘭縣小塘保大章塘 | 一五 | 一五 | 主トシテ米作 | | | |
| 第一次綠故移民 | 第一次團長 | 三江省綏川縣 | 六 | 一八 | | | | |
| 第二次綠故移民 | 第二次團長 | 三江省依蘭縣 | 七八 | 大 | | | | |
| 第三次綠故移民 | 第三次團長 | 濱江省綏稜縣 | 一三 | 一三 | | | | |
| 鶴立崗炭鑛移民 | 滿洲炭鑛株式會社 | 三江省湯原縣興山鎭 | 五六 | 五六 | | 內務省職業課ニテ斡旋ス | | |
| 城子河徒弟移民 | 城子河團長 | 牡丹江省密山縣城子河 | 一七 | 一七 | | | | |
| 哈達河徒弟移民 | 哈達河團長 | 牡丹江省密山縣哈達河 | 一四 | 一四 | | | | |



| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鞍山少年工移民 | 滿洲鑛鋼所 | 奉天省鞍山 | 三四 | 三四 | | | | |
| 新潟縣商工移民 | 新潟縣廳 | 奉天新京ハルピン | 三七 | 三七 | | | | |
| 計 | | | 一、〇九三 | 二、二四 | | | | |

**第二　朝鮮人移植民**　鴨綠江及豆滿江の一衣帶水を隔てたる滿洲への朝鮮人移住は、啻に地理的のみならず、歷史的にも亦密接不離な關係にあり、其の沿革は相當古いものがある。清朝康熙帝の頃、既に間島地方には相當數の韓人農業移住者の點在を見たるが、降つて明治二、三年頃より逐年其の數を增し、昭和十二年十月一日在滿大使館の調査に依れば九三七八七八人である。今朝鮮人の滿洲移住を、間島と間島以外の二地方とに分つて之が概略を述ぶれば左の通りである。

間島地方は往時支那と朝鮮との國境が明瞭でなかつたのと、同地方が支那の東北邊隅に在つて、地味肥沃なるに不拘、人口稀薄であつた關係上、昔時より自然國境地方の住民にして、恒常的に移住する者多く、就中明治二十三年の凶歉に際しては、北鮮地方の罹災民が相次いで移住し、明治四十年間島在住の朝鮮人保護の爲、統監府臨時派出所が設けられてよりは、爾來鮮人移住者の數は增加の一途を辿つて今日に及び、昭和十二年十月一日の統計では、實に四十八萬四千三百九十四人を示し、其の耕地面積の過半も亦朝鮮人の所有であり、且つ滿洲國人の所有の耕地も殆んど朝鮮人に依つて耕作せられ、正に間島は朝鮮の延長の如き狀態を呈して居る。

間島を除く滿洲、所謂表滿洲への移住は、先づ鴨綠江對岸卽ち東邊道地方に初まり、恰も間島地方と同樣朝鮮內地

を移動する如き感じの下に農耕に從事する者多く、此等は支那人の捨てて顧みざる濕潤地を求めて水田を開墾し、漸次奥地に進出したものである。日露戰役後、安奉線の開通せられてよりは、俄に平安南北道を主とし南鮮方面の農民にして、南滿鐵道を通じ其の沿線や北鐵沿線及吉敦沿線を目指して北上する者增加し、大正二、三年頃よりは其の趨勢更に著しくなり、滿洲事變後に至り、帝國の保護の從來より濃厚となるに伴ひ一層の傾向に拍車を加へ、東に進み西に出でて現在に於ては、東蒙古、鄭家屯、泰來方面は固より、遠く熱河地方及蘇滿國境各地に迄伸展し、昭和十二年十月一日の統計に據れば、四十五萬三千四百八十四人に達して居るが、其の實數は之に倍して居るものと思はれる。

次に在滿朝鮮人に對する施設の概要を觀れば

滿洲事變前に於ける施設　半島の地を去つて大陸の沃野に憧れ、滿洲に渡つた朝鮮人の多くは赤手空拳何等の資本を有せざる爲、日夜奮鬪努力に依りて得たる秋收も、多くは滿人地主に收むる小作料に或は高利債務に徵收せられ、之に加へて舊軍閥の苛斂誅求は酷く、常に農耕資金は勿論、日々の生活の糧にも追はれる悲慘なる生活を續けて來た。右に鑑み韓國は遠く統監府時代、間島に臨時派出所を設け、是等朝鮮人の爲に種々の保護施設を講じ來つたが、日韓合併後は益々其の施設を擴充し、是等同胞の伸展を圖り各地に總督府職員を駐在せしめて直接朝鮮人の保護に當らしめたる外、外務省、滿鐵會社と協力し、年々多額の經費を支出して教育、衞生、獸疫豫防、金融、產業及救濟等各般の施設を講じ、之が充實に努めて居る。

滿洲事變後に於ける施設　滿洲事變と共に蜂起せる兵匪、共匪、土匪の難を蒙つた奥地居住の朝鮮人は、鐵道沿線其の他市街地に避難し一時は間島及表滿洲共其の數各三萬餘人の多きに達した朝鮮總督府は新京に事務官を派遣駐在せしめる外、部內の相當數の職員を增員し、又各避難地中重要なる箇所には臨時に多數の職員を配置し、軍部、大使館、領事館側と協力して之が救濟に遺憾なきを期したのである。而して滿洲國の建國成り滿洲の情勢は一變し、多年舊軍閥の誅求に喘ぎつつあつた在滿朝鮮人は、滿洲國の國是とする五族協和主義と帝國の愛護の下に新しき生活への更生を期し、他方朝鮮內に於ける一般民衆も亦、此の畫期的現象を機として新に渡滿する者が日々に增加し來つた。茲に於て總督府は先づ既住者に對する生活安定の方途を講じ、從來の教育、醫療、金融、產業等の諸施設を益々積極的に擴充し、次いで事變に依る避難民の永久的處置を講ずる爲、表滿洲に於ては昭和六年度に鐵嶺、昭和八年度に營口及河東、昭和九年度に綏化、昭和十年度に三源浦の五安全村を建設したのである。是等の安全農村には何れも南滿及北滿一圓に亘る避難鮮農及其の他貧困なる鮮農を收容し、以て將來自作農たらしめんとするもので營口農村の一部を除き昭和十二年一月から土地家屋代其の他建築に對し年賦償還を開始した。是等各農村の情況を概述すれば左の通りである。

安全農村戶口及耕作面積調　（昭和十二年九月末）

| 農村別 | 耕作面積水田 | 朝鮮人 戶數 | 朝鮮人 人口 |
|---|---|---|---|
| 鐵嶺 | 九、一三四 | 三八三 | 一、九〇二 |
| 營口 | 四〇、三六五 | 一、八四九 | 九、五一三 |
| 河東 | 一六、五六九 | 六八三 | 二、九九三 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 綏化 | 一〇、四四四 | 四五〇 | 二、一二七 |
| 三源浦 | 三、四五二 | 一七一 | 七五八 |
| 合計 | 七九、九六四 | 三、五三六 | 一七、二九三 |

間島地方は特に思想的に複雜にして、滿洲事變以前より不逞團の巢窟、共匪の根據地であり、善良なる鮮農は絶えず其の迫害を蒙つて來たが、滿洲事變直後に在りては王德林の擾亂あり又兵匪、共匪隨所に跋扈し殺害、放火、掠奪、拉致等暴戾至らさる無き慘虐を蒙り、奥地居住の鮮農は陸續として安全地帶に難を避けた。

朝鮮總督府は是等避難民に對し極力應急的保護を加へ、次いで間島の實情に鑑み、此の方面に集團部落を建設したのである。本部落は自ら衞り且つ耕す一種特異の農民部落にして、昭和七年度に九箇所、同八年度に十六箇所、昭和九年度に五箇所を建設した。本施設の實現は間島に於ける安全圈を擴大し、兵共匪の蠢動を壓迫することとなるを以て、匪賊は必死の勢を以て部落の建設作業を妨害し、數十回に亘り襲撃を敢行したが、自衞團は常に勇敢に應戰し、克く之を排撃して部落を完成せしめた。是等の部落は今や全間島に亘り暴逆の限りを盡しつつ荒れ狂ふ匪賊に對し、要所要所に占據し、以て間島治安上最も効果的なる一大役割を演ずるに至つて居る。總督府は是等集團部落に收容したる鮮農の爲、各般の施設を集中して將來模範農村たらしむる豫定である。現に是等の集團部落に收容せる鮮農は昭和十二年六月末にて二千九百八十三戸一萬七千八百二十人である。

尙集團部落と共に本部は別に昭和七年度より東洋拓殖株式會社と協定し、同年度より向ふ五箇年間に二百萬圓の資金を以て二千五百戸の自作農を創定すべく計畫し、目下尙事業進捗中であるが、昭和十三年八月末日に於ける實績は創定戸數二千八百戸、所在土地面積一萬三千六十五町歩にして、之に要したる資金は百六十八萬二千四百十四圓である。

以上述べた朝鮮總督府の滿洲に於ける朝鮮人に對する保護撫育に關する諸施設は敎育施設中の滿鐵沿線に於ける普通學校十四校及東拓の間島に於ける自作農創定事業の二者を除き其の全部を擧げて昭和十二年十二月一日滿洲國に於ける帝國の治外法權の撤廢と同時に之を滿洲國政府に移讓した。

**鮮滿拓殖株式會社の創設**　從來朝鮮人の滿洲移住に關しては全く自然の儘放置し、只現地保護に付各般の施設を講ずるの狀態に在つたが滿洲事變を契機とし、滿洲の新天地を目指して渡滿する鮮農漸次其の數を增加するに及び、必然的に鮮滿農間に種々耕作上其の他の紛爭を滋生し、隨つて之が既移住者の穫得したる小作權の確保にも脅威を與へる狀態に至つた。

而して一面鮮內過剩人口の一部は勞働者として內地に渡航し、內地勞働界に異常なる影響を及ぼすに至る狀態等のあるに鑑み、朝鮮總督府は先づ在滿朝鮮人の統制を圖り、次いで鮮內よりの滿洲移住を助成することとし、依て以て鮮內に於ける過剩人口を緩和し、內地に於ける勞働問題の調整に寄與するの方針を確立し、其の實行機關として昭和十一年九月制令に依り、特別の保護と監督下に立つ資本金二千萬圓の鮮滿拓殖株式會社を設立した之の機關に依り南鮮地方に於ける過剩人口の北鮮地方移植を圖ると共に、滿洲國の滿鮮拓殖株式會社と一體不可分の關係を創り、以て事業の圓滿なる運行を圖ることとした。

朝鮮農民の滿洲國への移植　朝鮮總督府は滿洲事變に因り朝鮮に避難した鮮農及南鮮地方の水害罹災鮮農を以て間島に集團部落を增設し又表滿洲營口、鐵嶺、綏化の各安全農村の區域を擴張して之に移植し其の生活を安定せしめた。其の移植者數は昭和九年に五百六十戸を營口農村に昭和十年に二百四十戸を間島集團部落に昭和十一年に營口、鐵嶺、綏化の各農村に計五百九十二戸總計千三百九十二戸約六千九百六十人であつた。

朝鮮より滿洲國に新規に統制された集團移民を入植せしめたのは鮮滿拓殖株式會社設立後の昭和十二年以後の事である。今其の概況を述べむ。

昭和十二年朝鮮農民の滿洲國への移植、朝鮮總督府では昭和十二年に於て京畿、忠北、慶北、慶南、江原、咸南及咸北の七道より素質善良にして滿洲移民として適當なる鮮農を嚴選して間島省延吉、汪清、安圖の三縣へ二千三百三十一戸奉天省營口縣（後に錦州省盤山縣に區域變更さる）へ百九十八戸合計二千五百二十九戸を移植せしめた。入植地は滿鮮拓殖株式會社の社有地で概ね百戸內外で一集團部落を構成し滿洲國側及會社側で農業其の他各般の指導監督を行ふもので此の集團移民は間島では一戸當農耕地（畑として）四町歩を配當し營口は水田二町歩を配當す移住旅費（汽車賃は總て運賃五割引とす）食糧費、家屋耕牛、其の他營農に要する費用を貸付し農耕地の熟化を俟つて十五ヶ年內外の年賦償還法により土地、家屋、耕牛其の他の費用を完濟せしめ自作農たらしむる建前である。此等の移民部落では滿洲國及會社で教育、衞生、警備等の公共施設を行つてゐる。

昭和十三年も前年と同樣の方法で朝鮮總督府では京畿、忠北、忠南、全北、全南、慶北、慶南及江原の八道から移民二千七百九十九戸を嚴選し間島省延吉、汪清、安圖の三縣吉林省樺甸縣及通化省金川、輝南、柳河の三縣の會社所有地集團部落に移植せしめた入植後の移民に對する取扱方法も前年と同樣である。

**北支安全農村**　今次支那事變勃發に伴ひ北支に於ける避難朝鮮人及阿片販賣等不正業に從事する朝鮮人の轉向者に對し恒久的の救濟安定策を講ずるの必要生じ朝鮮總督府は軍部及外務省と協議の上昭和十三年一月冀東政府と協定して朝鮮總督及外務省援助の下に東洋拓殖株式會社をして寧河縣蘆臺附近の土地三千五百町歩を租借し之に鮮農千戸を收容し模範農村を建設せしむることに決定し旣に建設に着手中である。本農村は附近の蘇運河の流れを重油發動機に由る揚水唧筒に依り灌漑し主として水田を經營せしめんとするもので鮮農一戸に付水田二町歩畑四段歩とを割當て畑作は棉作及蔬菜を栽培せしめむとする計畫で鮮農入村後數年を經て農耕地熟化し收穫の見透が着き次第農耕地家屋其の他設定費に對し年賦償還を開始しその完了を俟て自作農を創定せんとする目的である警備、敎育、衞生、金融に關する施設も鮮農入村と共に施爲することゝなつてゐる。

## 第六節　外地移植民

外地に於て比較的開拓の餘地多き地方に對し、之が開拓竝に指導の爲內地農業者を移住せしめ、海外の其れと相俟つて開拓奬勵の方策を講ずるは極めて緊要なる時務である。

**朝鮮**　政府に於ては昭和八年迄、此の地に移住する者に對し移住費に付補助金を交付し以つて奬勵に努めた。尙主として大正年代に於ては東洋拓殖株式會社の行つた三千九百戸の內地人移民があるが、右に付ては「第四編東洋拓殖株式會社を參照されたい。政府の補助に依る移住地の主なるものに不二農村產業組合移住地　最初不二興業株式會社の經營に係り、大正十二年度より移住者を收容して居る。而して不二農村產業組合及平康產業組合等がある。

昭和三年三月右會社の事業中移住地に關する分のみを分離獨立せしめて不二農村と稱するに至つたものである。事業は全羅北道沃溝郡米面（群山府外）に在る約一千町歩の干拓事業地に內地農業者を招致し、土地を分譲し、以て獨立農創設を目的とするものにして、一戸に付水田三町歩、畑一反歩の分譲を爲し土地代、住宅代、水利組合費竝に組合事務費其の他は年賦償還の方法に依つて居る。不二興業株式會社時代卽ち大正十二年度以來移住者の招致を始め、昭和十三年四月末現在に於て戸數三百十七戸に達して居る。

**平康産業組合移住地**　昭和三年平康産業組合設立せられ、江原道平康面に土地を選定し、同村第一回の內地人農業者を移住せしめ、昭和十一年四月末現在に於て戸數百一戸を算へる組合員の經營地は一戸當五町歩とし、各（部落十五戸乃至二十戸）毎に共同耕作を行ひ、以て勞力の利用を安全ならしめ、二土地代、住宅代、水利組合費等は年賦償還の方法に依つて居る。當移住地移民は主として茨城縣友部日本國民高等學校竝に山形縣立自治講習所卒業生にして、其の經營成績は概ね良好である。

**其の他**　前述の外に大體同趣旨及同條件の下に移住者を收容し、是れに對し當省より渡航費の補助を受けたるものは豆滿農場百三十三戸、山田農場十戸、其の他三十六戸である。

**臺灣**　臺灣に於ける內地人移植民に付ては之を農業移民と漁業移民との二にして先づ其の沿革を述べん。

**農業移民**　明治四十年の頃、島內八箇所に於て企圖されたる私營移民の計畫は失敗に歸したが、總督府に於ては明治四十三年東部臺灣に內地人移民の計畫を樹て、吉野村、豐田村及林田村を建設せしめた。昭和十二年末に於ける是等三村の合計戸口數は六百四十八戸、三千二百十九人である。此の外大正四年臺東製糖株式會社が、總督府の補助の下に其の所有地に內地人移民を招致し、其の後別に臺東開拓株式會社を設立し、其の經營の下に更らに內地人を招致したこともあるが、共に成績は良好でない。昭和十二年末に於て七十八戸を殘すに止まる狀態である。

**漁業移民**　明治四十二年總督府は各地方廳に補助金を交付し、相當數の移民を招致せしめたが豫期の成績が擧らず、何れも離散した。其の後大正十五年及昭和二年の兩年度に於て臺北州廳當局は總督府援助の下に臺北州下蘇澳に移民四十九戸百八十九人を招致したが、移民の定住と相俟つて其の後自由に移住する者が多く昭和十二年度末に於て內地人漁業者は二百六十九戸、千十五人の多きに達し沖合漁業を中心に相當の成績を擧げてゐる。

次に右農業移民及漁業移民の最近に於ける計畫を一瞥するに總督府は昭和七年より同十一年迄に於て、臺中州北斗郡秋津村（沙山村を改名）に內地人移民約百六十戸を移植せんとするの計畫を樹て、昭和十一年度迄既百五十六戸を收容した。移民一戸に對しては耕地約五町歩及宅地一反五畝を割當て、之が地代金は無利息十年々賦に依り償還せしめ、其の他家屋建築費、飮料水設備費、荒地開墾費、農具費、役畜費、醫療費等に付ては相當額を補助してゐる。尙昭和十年高雄州屏東郡九塊庄に二十五戸を收容し日出村と稱し、更に同十一年百六十五戸を收容し、其の內百戸を同郡里港庄に收容し千歲村と稱し、六十五戸は同郡九塊、鹽浦の兩庄に跨る地域に收容し之に常盤村と命名した。其の他臺中州北斗郡北斗街附近に昭和十一年度に於て豐里村（八十六戸）、同十二年度に於て鹿島村（二百戸）を建設し、又臺南州嘉南共榮協會の同州斗六郡榮村を移民事業統一の爲之を總督府に移管せしめ、昭和十一年度に三十二戸同十二年度に五十戸を收容した。尙昭和十二年に於ては臺東廳下に五十九戸を收容し敷島村と稱した。

**漁業移民**　總督府は昭和七年度より同十二年度迄に於て臺東廳新港郡新港庄に內地人漁業移民四十五戸を移植したが昭和十三年度に於ては更に十戸を增加し計五十五戸とする豫定の下に實施中である。尙昭和十三年度に於ては新に修築が出來た花蓮港廳花蓮港郡花蓮港街花蓮港に四年繼續を以て內地人漁業移民百戸移植の計畫を樹て其の第一

次年度計畫の實施中である。移民に對しては漁船漁具の新調費、家屋建築費、飲料水設備費及醫療費等に相當の補助金を交付するの外、宅地百坪以內、耕地五反步以內の割當を行ひ之が助成を爲すことになつてゐる。

**樺太**　樺太に於ける內地人移植民は、樺太廳に於て明治三十九年以來農業移民の渡航を奬勵して居る。農業移住者に對しては一戶に付未墾地十町步を標準として無償貸付し、五年乃至七年以內に成墾せる者に其の貸付地全部を無償讓與する。此の外トラクターに依る拔根開墾、種子の無償給與、產業奬勵補助、開墾奬勵補助、家屋建築補助、家畜貸付等を實施するのみならず、大泊は移住者に對する休泊所をも設置して保護を與へて居る。昭和三年以後は集團植民地制を併行し島內諸所に集團植民地を設定し、移住者指導所を置き指導員を駐在せしめて農事の指導及生活萬般に涉る世話をなし又一般移民と同樣の助成をなすの外更に移住費(三百圓)を補助し移民の定住助成を一層厚からしむることとした。斯くて領有後內地人農業者の移住したる者は現在約一萬餘戶に上り、其の中集團移民は昭和十二年末に於て千四百七十七戶現住してゐる。

昭和八年以來移民の收容戶數は每年集團移民百五十戶、自由移民三百戶計四百五十戶と定めたが最近五ケ年の移民收容實績は左の通りである。

| 年次 | 集團移民 | 自由移民 | 計 |
|---|---|---|---|
| 昭和八年 | 一四二 | 五四五 | 六八七 |
| 昭和九年 | 一五八 | 六六七 | 八二五 |
| 昭和十年 | 一四四 | 三七八 | 五二二 |
| 昭和十一年 | 一六五 | 二九一 | 四五六 |
| 昭和十二年 | 一四三 | 一六七 | 三一〇 |

**南洋群島**　南洋群島への內地人移住は固より自由であるが、從來政府に於て特に之が奬勵を講じたことはない。南洋廳は最近パオラ支廳及ポナペ支廳管內に移住適地を選定し、農林業を目的とする移住者の入植に應じて居る。卽ち一戶割當を五町步とし三年を一期限として土地の無料貸下を行ひ、期間內に成墾したる者に對しては所定の地代金にて賣拂ふこととして居る。其の入植者收容數は昭和十三年八月末現在三百三十戶を算して居る。南洋興發株式會社は同社農場に於ける甘蔗竝にタピオカ栽培の爲時々農業移民を募集し、サイパン、テニアン、ロタ及ポナペの諸島に渡航せしめて居る。同會社は是等移民に對し渡航費及耕作費金を一箇年据置月一分の利子で前貸する。移民は一戶當約五町步を割立てられ、五年間の契約で小作し收穫甘蔗を會社に賣却して約八割五分を小作人の所得とするものと、契約勞働者として同社工場に從業するものとの別がある。是等の移民數は昭和十三年十月末現在サイパン支廳管內に於ては三月末現在迄に約二千六十八戶、九千百二十七人に對して居る。

# 海外拓殖事業

の時穫收び延に餘丈は樹成の年五四琲珈しげ上て育
……んらあのもきし樂に何如が家一にさきんの

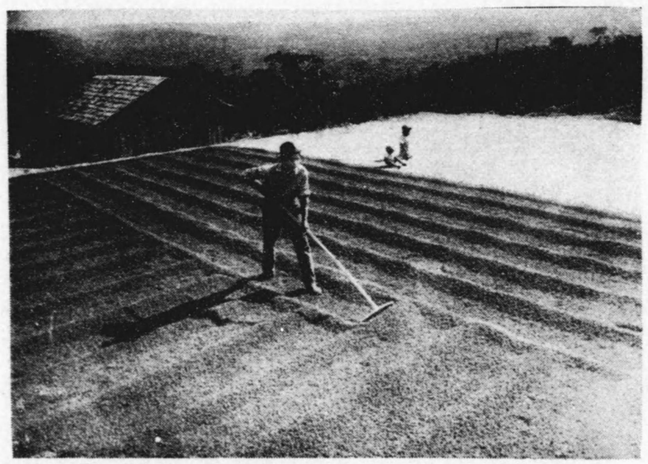

躍活の命懸自各てしに模規小も備設だ未中農立獨半
景光の闘奮力努が年青一

アマゾンに於ける邦人住居風景（ベレー）



アマゾンに於ける産業株式會社移住地の農場（ニッケイ栽培）



パストス移住地に於ける養蠶業（上簇の狀況）



パストス移住地邦人製糸工場内部

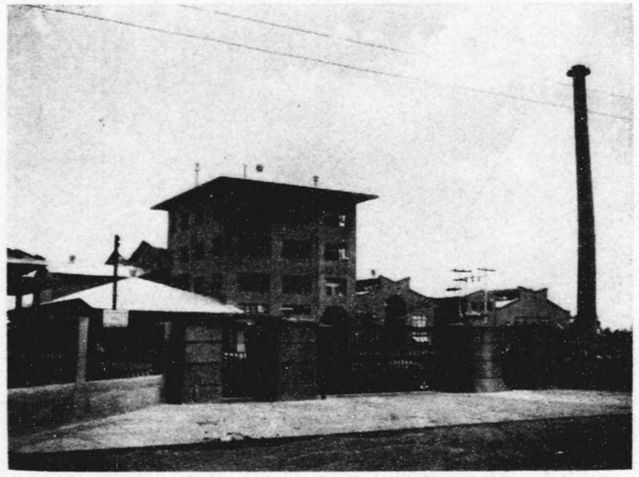

パリンタワク・ビールル株式會社工場正門

同工場仕入室の一部

日大、りあに村ンヨリカブ籽十郊北市ラニマ資律比は社同
に資出同共の名數人島比に並易貿阪大、産物非三、酒麥本
萬十年、昭和十二年一月設立せられ資本金百萬ペソ、年係
すと場市を地各島比は品産生、す有を力能の函

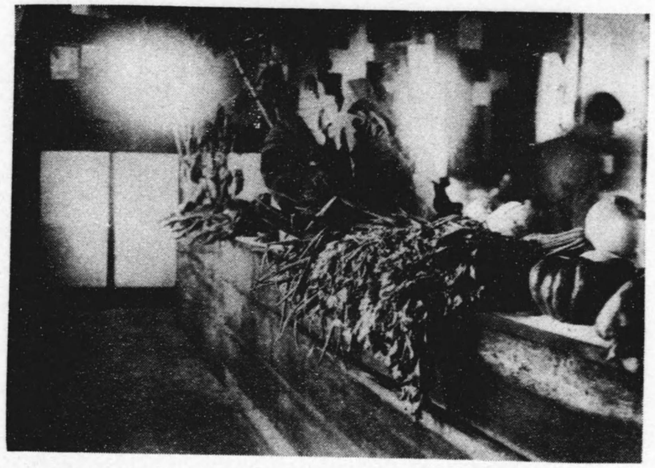

菜野の産生人邦るけ於に地住移イアグラパ

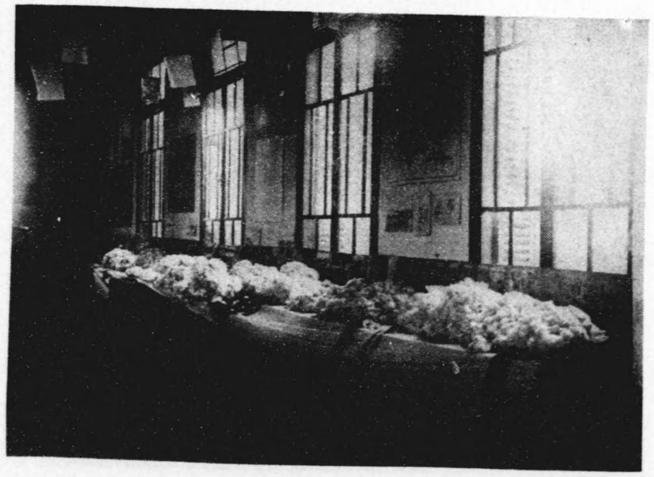

花棉の産生人邦るけ於に地住移イアグラパ

佛領ニューカレドニア島アニドレカーロゴ社會式株業鑛山鐵ルベーヌ島同
（トンセーバ十六至乃トンセーバ五十五量有含、石鑛鐵部全は
のもの狀塊方前）頭露の山鐵るけ於

況實事工設建場炭貯山鐵ロゴ社會式株業鑛アニドレカ、ルベーヌ島同

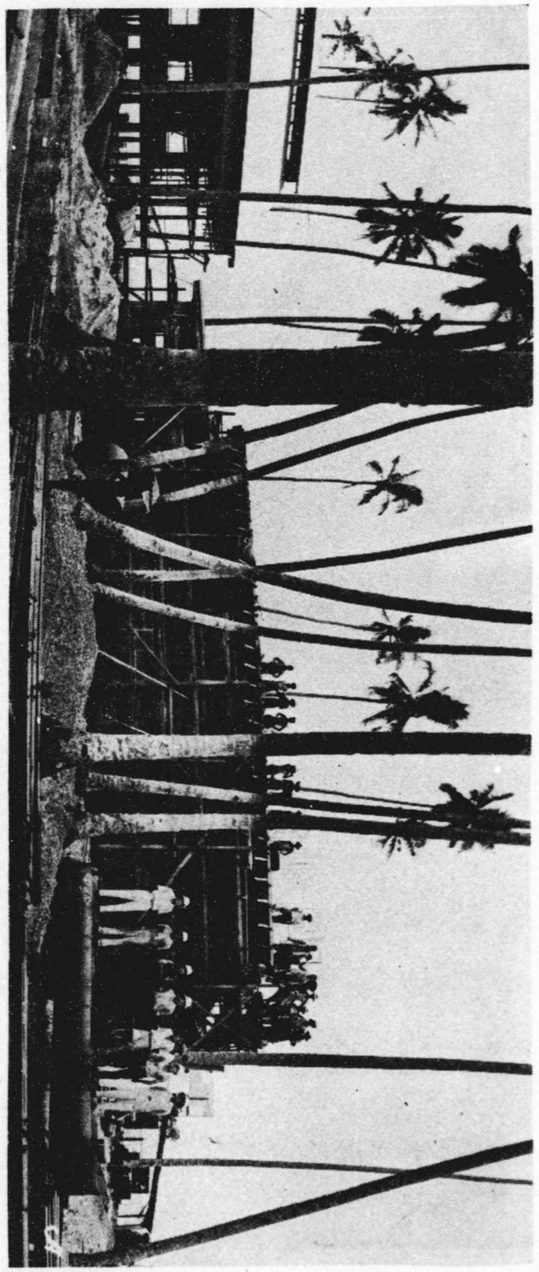

ソヨジイレボーコ，ドップ，ーシるけ於にガンアポンサ實律比

人邦み營を業請鏈同及業漁釣鮪鰹でし に社會業漁るす營經り依に幷合比日が社會式株產水洋南
りな（圓萬十七約貨邦）ンペ萬十四額產年，名十六員業從

頭露大の山鑛ングンツるけ於に島半來馬

しに頭露大の山鐵ングンツの社會式株業鑛本日るけ於に國王ヌガンレト
るあでのもるす達に呎千さ長、呎百二巾、呎百四十二さ高て

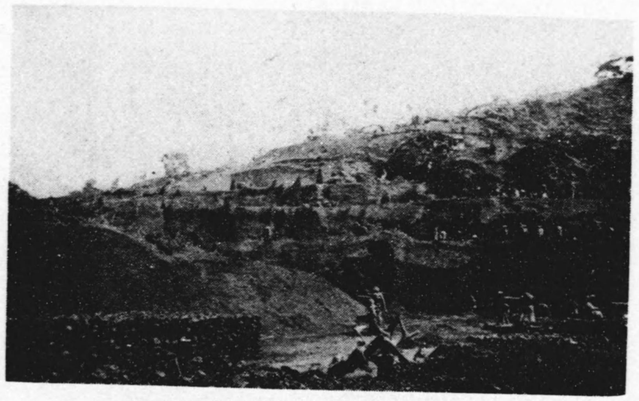

場鑛採山鐵ムナリモ那支度印佛

業作鑛採山鐵ンヴク同

本鐵鑛採掘事業は臺灣拓殖株式會社が印佛に於て比合辨に
佛國當局の好意的助援の下に經營中のものである

産國米及産アニギーユニ

較比長維纖花棉

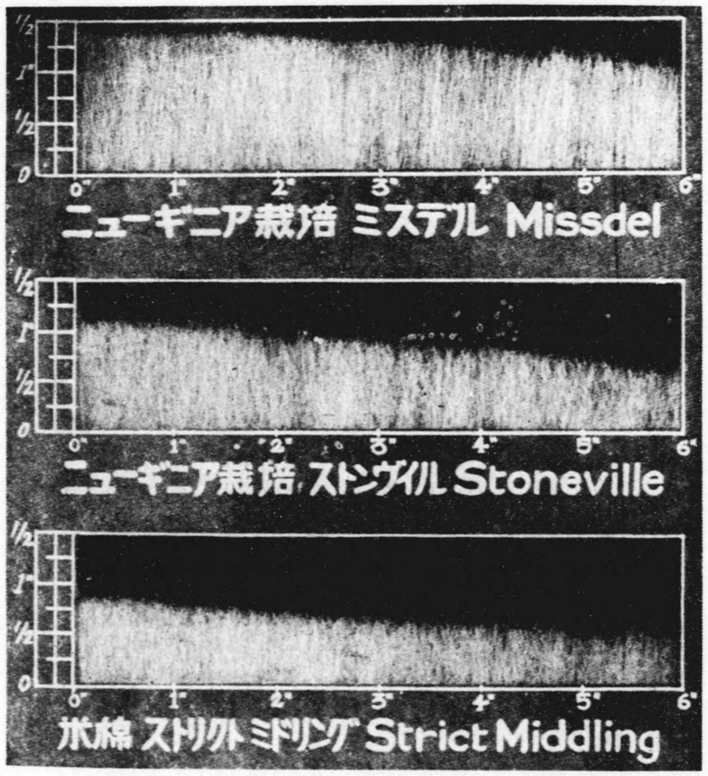


棉の年數は社會式株發興洋南我て於にアニギーユニ領關るゐてれら知て以を開未着りよ度年二十和昭りなゝとこるす化業企し功成にれ之に遂果結の究研作試の花關は社會がたつ至にるす付作を歩町百七約に地業事のミルサ及ミモはで日今、手るあで様ののもるす有を畫計るな模規大し關に作棉りよ前建の拂提濟經のと印るあでのもるせ較比を維纖のと花棉産國米と花棉アニギーユニ産生社會は眞寫

場工トツナヽコ•トーケシデ川古るけ於にオバダ賓律比

況狀る割を殻の實の子椰　(一)

業　作　滌　洗　(二)

トツナヽコ•トーケシデたつ上來出　(三)

百五千三至乃千三月ケ一でのもる係に營經の社會式株殖拓川古
す出輸に國衆合カリメア部全ど殆は品製す有を力能産生の箱

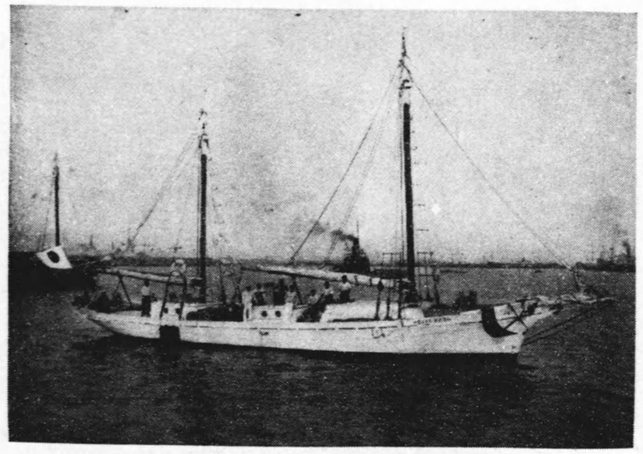

ダイバー・ボート（眞珠貝採取船）

南洋群島パラオを根據としてセレベス近海に近出漁して眞珠貝殻（白蝶貝）を採取する四十噸級の漁船にして海國日本の技術を發揮しつゝあり

タワオのマニラ麻栽培作業場にて一休中の移住者

日本產業護謨株式會社の經營に係る英領北ボルネオにおけるタワオ農園のマニラ麻園の入植就働するタワオ移民は昭和十二年二月に第一回の渡航を見て以來現在五十一家族三百餘名に上つてゐるが何れも豫想外に凌ぎ易い氣候と安易な生活に心より喜んで日々の仕事に勵み三年後の獨立を樂しみにしてゐる

# 第二章　海外拓殖事業

## 第一節　海外拓殖事業の沿革

南洋及南米方面に於ける邦人の各種拓殖事業に付て其の發達の沿革を觀るに、馬來半島に於ける石原產業海運株式會社及日本鑛業株式會社等の鐵鑛業、爪哇高原地帶に於ける養蠶業及比律賓ダバオに於ける麻、南洋各地に於ける大規模の漁業等、邦人の創意に係る三、四の例外を除いては護謨の栽培、椰子の栽培等の創業の歴史は古いが、其の大部分は歐米人に先鞭を附けられ、驥尾に附して今日の發達を爲して居るものと觀られる。從つて歐米人の事業が、今日既に組織を充實して堅實なる經營を爲せるに比し幾分遜色はあるが、比較的後年の著手に屬するものとしては、內外人共に驚異の目を以て觀る程度に發達して居るものも尠くない。南洋各地に於ける邦人の護謨や椰子の栽培事業は、明治四十年前後に創められたものであるが、爾來年と共に發達し、殊に歐洲大戰前護謨市價の暴騰に際して內地資本家の護謨事業を創始するもの簇出し、以て今日の大を致したのである。又比律賓ダバオ地方に於けるマニラ麻の栽培事業も、大體護謨栽培と其の發達の軌を一にするものであるが、其の著しき發展は遂に今日世界のマニラ麻市場を左右する程の勢力を有する迄に至つた。

其の他伯剌西爾國サンパウロ州西北部地方に於ける珈琲栽培、アマゾン河流域に於ける棉花、米、グワラナの栽培竝に植民事業、亞爾然丁國ミシオネス地方に於けるマテ茶の栽培、同國チヤコ地方に於ける棉花の栽培等、何れも邦人の海外拓殖事業中特筆すべきものである。尙其の他南洋各地に於けるオイルパーム、シトロネラ、トバ、茶、珈琲、

規那、棉花等の栽培、比律賓及ボルネオに於ける木材事業、南洋に於ける遠洋漁業等、何れも力強き發展の過程に在る。

## 第二節　海外拓殖事業の現況

**第一　南米地方**　南米地方に於ける邦人の拓殖事業は、多くの場合植民事業を伴ふのが普通であるが、又全然植民事業を伴はざるものもある。植民事業に關係するものは主として伯剌西爾に於て行はれ、海外興業株式會社、日南産業株式會社、海外移住組合、南米拓殖株式會社、アマゾニヤ産業株式會社等は、現に何れも植民事業を併行せしめて相當の事業を遂行して居る。

植民事業を伴はざるものは、ペルー海岸地帶パルパに於けるペルー棉花株式會社の棉花栽培、同國パンパヤクに於ける星製藥株式會社のコカ栽培、伯剌西爾國サンパウロ州に於ける海外興業株式會社、東山農事株式會社、日伯拓殖株式會社、野村合名會社の珈琲園の經營、パラー州に於ける南米拓殖株式會社直營部の棉花、米、カカオの栽培、亞爾然丁國ミシオネス州に於ける邦人のマテ茶栽培及中米メキシコ西岸地方に於ける日本水産株式會社の水産業等がある。是等南米及中米諸國に於ける拓殖事業は其の地遠隔なる爲内地事業地間の交通、運輸竝に通信上種々の不便があるが、他面當該諸國は其の人情竝に土地取得の關係に於て極めて企業者に有利なる爲、目下内地資本家に於ても熱心に研究せられ、今後も此の種事業は相當發達を見るの機運に在る。

**農業　珈琲**　南米諸國に於て珈琲の主産地は伯剌西爾にして、之が産出の主なる州はサンパウロ、ミナスゼラエス、エスピリツト・サント、ペルナンブコ、バイヤ、パラナ、リオ、ゴヤス及サンタ・カタリーナの九州にして、珈琲價格調節政策も此の九州聯盟會議で決定されたものを施行して居たが、千九百三十年十月臨時政府設立と共に從來の人爲的調節策を廢止し、翌千九百三十一年二月には珈琲對策新法令あり、又同年四月各珈琲生産州との間に協定せられた事項を基礎として珈琲對策が施行せられ、現在に於ては五千萬株以上の植付面積を有する州は植付禁止が實施せられ、又價格調節の爲過剩生産は燒棄せられ千九百三十一年以來三十七年迄の燒棄量は五千六百七十二萬袋に及んで居る。

全世界に於ける珈琲樹數は、千九百三十三年度に於て五十億一千四百三十三萬株であるが、伯剌西爾のみで二十九億八千八百四十萬株を有し、栽培面積約三百九十七萬町歩である。其の中サンパウロ州が十五億六千萬株にして、伯國總植付樹數の約五十%に相當して居る（一九三七年伯國外務省出版「ブラジル」に據る）。

邦人の栽培狀況　近年邦人の珈琲園を經營するもの頓に其の數を增加した。一介の移民より身を起して土地を購ひ自ら珈琲を栽培せる者は、ノロエステ線に二千八百家族、此の所有樹數四千五十七萬株、ソロカバナ線に一千八百家族、所有樹數一千百八十五萬餘株、其の他に於て四百家族、九百八十萬餘株に達して居る尙其他を合算すれば六千五百萬株に達する。邦人の所有樹には幼樹多く、全部は生産するに至つて居ないが、生産量多く年産精撰珈琲は七十餘萬袋、其の價額は現今の珈琲不況時代に於ても尙二千萬圓以上と算定されて居る。

此の外資本家にして珈琲園を經營する者多く、三菱系の東山農事株式會社は、資本金百十萬圓を以てパウリスタ線カンピーナスに一千五百十九アルケールス（我が約三千七百九十七町歩）の既成耕地を買收し、二十五萬株の珈琲樹を栽培して居る。同社は昭和三年及同四年には更に中央線ピンダモンニンヤガーバ、サブカイヤに牧畜、米作を主とする一千四百六十アルケールスの耕地を買收した。

神戸に本店を有する日伯拓殖株式會社は資本金五百十萬圓で、昭和三年ノロエステ線アバニヤンダーバに五百アルケールス（我が約一千二百五十町歩）のパラマンサ耕地を買收し、目下二十七萬株の珈琲園を經營中である。

又大阪の野村合名會社はパラナ州の北部カンバラ郡附近に一千三百四十二アルケールス、珈琲樹數二十九萬株の一農場を經營中であるが、此の外に海外興業株式會社はパウリスタ線に一千四百六十町歩、三十萬株の珈琲園を持つて居る。

需給關係　千九百三十六——三十七年度は、世界一般に珈琲の豐作で三千六百八十三萬袋を產出したが、伯剌西爾では二千一百七十萬袋の收穫があつた。（萬國農事統計年鑑）

而して世界の需要は

| | | （ワイルマンス・ブラジリアン・レヴイウに據る） |
|---|---|---|
| 一九二八—二九年度 | 二二、二五一、〇〇〇袋 | 一九二九—三〇年度　二三、五五四、〇〇〇袋 |
| 一九三〇—三一年度 | 二五、〇九一、〇〇〇袋 | 一九三一—三二年度　二三、七二三、〇〇〇袋 |
| 一九三二—三三年度 | 二二、八四八、〇〇〇袋 | 一九三三—三四年度　二四、四五一、〇〇〇袋 |

にして、伯剌西爾より輸出したる數量は左の通りである。（D・N・Cに據る）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一九二八年 | 一三、八八一、四五五袋 | 一九三二年 | 一一、九三五、二四四袋 |
| 一九二九年 | 一四、二八〇、八一五袋 | 一九三三年 | 一五、四五九、三〇九袋 |
| 一九三〇年 | 一五、二八八、四〇九袋 | 一九三四年 | 一四、一四六、八七九袋 |
| 一九三一年 | 一七、八五〇、八七二袋 | 一九三五年 | 一五、三二八、七九一袋 |

輸出狀況　千九百三十五、六兩年度に於ける、世界各國國別輸入量は左表の通りである。（D・N・Cに據る）

**世界各國珈琲輸入量**

| 國名 | 一九三五年 | 一九三六年 | 國名 | 一九三五年 | 一九三六年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 阿弗利加 | 俵 | 俵 | 亞細亞 | | |
| アルゼリア | 二四一、二八四 | 二三五、三七八 | 計 | 一三、九九七、〇二一 | 一三、九二九、六五八 |
| エヂプト | 一三八、五五二 | 一一九、一七三 | 錫蘭 | 二七、六〇八 | 一八、三九二 |
| ツニシア | 二三、二一五 | 二六、七〇〇 | 日本 | 五七、〇三六 | 一〇〇、五六三 |
| 南阿聯邦 | 二三六、四一二 | 二三六、一四九 | シリア及リバノ | 一九、五四三 | 一七、三九二 |
| 計 | 六三九、四六三 | 六一七、四〇〇 | 計 | 一〇四、一八七 | 一三六、三三七 |
| 亞米利加 | | | 歐羅巴 | | |
| 亞爾然丁 | 三七七、一五三 | 三六八、三一九 | 獨逸 | 二、四五九、七九六 | 二、五八八、六九九 |
| カナダ | 二六五、一七三 | 三〇五、九六八 | 墺地利 | 八七、八三一 | 七七、〇五五 |
| 智利 | 五四、〇四二 | 五〇、五四三 | 白耳義 | 八一六、四六〇 | 八七三、二五七 |
| 北米合衆國 | 一三、二七二、五〇六 | 一三、一七六、四八九 | ブルガリア | 七、九五二 | 八、三九七 |
| ウルガイ | 二八、一四七 | 二八、三三九 | 丁抹 | 四一九、一九九 | 四五一、五三四 |

| | | |

の各種農作物經營は更に有利なるものあり、現に豫想以上の成績を示して居る狀態なれば、此の珈琲植付禁止令に依り、珈琲價格吊上策は一般各種農作にも好影響を及ぼすに至り、伯國は將來共我國にとつて益々有望なる移住先たることに變りはない。

次に最近に於ける我國珈琲輸入の狀況を示せば左の如くである。

**我國に於ける各國別珈琲輸入狀況**（一九三五年度）（インステチュートカフェに據る）

| 國別 | 代表數 | 比率 | 國別 | 代表數 | 比率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 爪哇 | 二四、五四一 | 四三・二% | アデン | 一一四 | 〇・二% |
| 伯剌西爾 | 一七、二二四 | 三〇・七% | ニカラグア | 一一三 | 〇・三% |
| アラビヤ | 六、五七四 | 一一・六% | ベルー | 一〇二 | 〇・二% |
| 米國 | 四四六 | 〇・九% | サルバドール | 四五 | — |
| グアテマラ | 一、九七三 | 三・四% | 英領印度 | 一七 | — |
| 英領東阿弗利加 | 八六二 | 一・五% | メキシコ | 一五 | — |
| 布哇 | 五四二 | 一・〇% | コスタリカ | 一六 | — |
| 亞爾然丁 | 四四 | — | 阿弗利加諸國 | 八六一 | 一・五% |
| コロンビヤ | 四八〇 | 〇・八% | 其の他 | 二、三七〇 | 五・七% |
| エクアドル | 三二六 | 〇・五% | 計 | 五六、六八五 | 一〇〇・〇% |

●マテ茶●　マテ茶は南米パラグアイ國の原産にして、一名パラグアイ茶とも稱せられる。往時此の地の原住民族たるグアラニー族が、西班牙征服者に栽培法を教へたるもので、現在は伯剌西爾の南部諸州及マット・グロッソ州、亞爾然丁のミシオネス直轄州にも栽培せられて居る。亞爾然丁に於けるマテ茶の栽培は昔は野生の新葉を採集したが、今日では殆んど自然林は見當らず、皆栽培に依つて居る。國內生產量は需要（年消費量約十萬瓲）の約五割內外に當つて居る。故に亞國政府に於ても國內のマテ茶栽培を保護奬勵する爲に輸入品には重稅を課して居る。亞國に於けるマテ茶の栽培は、千九百三年初めて行はれ爾來年と共に發展して、最近では栽培面積約四萬五千町步、生產額五萬一千瓲と見られ、歐洲人植民者に依り逐年增加の趨勢を辿り、又機械調製法の改良行はれ品質の向上を期待せられて居る。亞國農務省發表の分類に依れば、マテ茶の品質はパラグアイ產を以つて最良品とし、亞國產及伯國マットグロッソ州產を中等品、伯國南三け產の茶を劣等品として居る。

亞國に於ける大產地はミシオネス直轄州及コリエンテス州北部地方である。ミシオネス直轄州の官有地に邦人の入植せるは千九百二十年歸山德治氏を以て最初とし、今や其の數四十數家族百八十名に及び何れもマテ茶の栽培を主とし、千九百三十四年度に於ける收穫高は約三十四萬瓲に達し、土地、風土の優れたると相俟つて事業は著々として發展して居る。之を亞國のマテ茶消費量に比すれば未だ極めて少量にして、將來發展の餘地大なりと云ふべきである。

●カカオ●　伯國は阿弗利加黃金海岸に次ぐ主要產出國にして、其の千九百三十二年に於ける產額は一百萬三千噸であつた。伯國主要產出州はバイア州海岸地帶にして、同國產出額の九割八分を產し、最近バイヤ州は國立カカオ研究所を新設し改良增殖に腐心して居る。其の他はアマゾン河流域を占むるパラ及アマゾナス兩州である。アマゾンはカカオの原產地であり昔時は世界の主要產地であつたが、護謨採取黃金時代に於て全く衰退した爲十年前より之が栽培を爲

し、現今漸く再興の域に至つた。南米拓殖株式會社も亦、パラ州に存する其の植民地に五年前より主要作物の一として之が植付を爲し、既に昭和九年より僅少ではあるが生産を開始し、加工施設として既に醱酵乾燥場二棟（建坪八十平方米）を有して居る。尙右植民地に於けるカカオ栽培狀況は、直營農場及試驗場に於て約三十萬本移住者自作耕地に於て九萬八千本にして、一陌當り植付本數は四百本乃至六百二十五本である。

グアラナー　グアラナーは椋科に屬し、枝の先端に蔓を生ずる蔓性灌木にして、其の果實は多量のカフェインを含有するので醫藥の効大なるものあり、歐米に於ては製藥工業の原料に供せられて居る。

グアラナーは伯國アマゾンの特産物にして、同地には野生して居るが其の産出少く、年々漸增する需要に應じ得ず爲に十數年前よりアマゾナス州マウエス地方には之が栽培が始められた。

我國のアマゾン興業株式會社も亦、千九百二十五年業を起し邦人移住者を移住せしめたが、事業中途にして放棄の已むなきに至つた。今日では殘留せる約四十家族の移住者が、栽培に努力して自立生計を營んで居る。

伯國に於ける年產額は約百噸を出し、大部分は輸出せられて居るが、我國にも南米拓殖株式會社又はアマゾニア產業株式會社に依り輸入せられ、藥用に利用されて居る。

棉　伯國に於ける棉花栽培の歷史は、十五世紀に於ける伯國發見當時既に北部熱帶地方に野生の棉花が存在して居つたが、是れが人爲的に栽培せらるゝに至つたのは、ポルトガルの植民開始に其の起源を發するものと認められる。最初はバイヤ州の海岸地帶に栽培せられ、後漸次パラ、マラニョン、パライバ、ペルナンブコ等に普及し、今日では殆んど全國に於て生產せらるに至つた。

伯國內に於ける棉花栽培の好適地は、約八千萬町歩あると稱せられて居るが、一九三六——三七年度植栽現在棉作の行はれて居る面積凡そ二百六十二萬町歩、其の年產額約四億八千萬瓩である。現在の主要生產地は大體サンパウロ、バイアの諸州である。而して南部地方に於ては主として草棉、北部熱帶に於ては主として木棉が生產せられ、從來纖維の長さに於ては北伯棉が優れて居たが、近年サンパウロ州の棉花は政府當局の非常なる奬勵に依つて品質頓に向上し、平均二七・八粍より最長三二粍に達する良質の棉花を生產するに至つて居る。

サンパウロ州に於ける棉花栽培の歷史は古く十七世紀の中葉に發し、其の後は伯國に於ける主產物である珈琲の勳きに支配せられて今日に及んで居るが、千八百六十六年度の珈琲市價の激落に因つて棉花栽培は生れたと云つても差支へない。其の後歐洲大戰と千九百十九年の大降霜とに因つて愈々棉花熱が嵩じたが、結局一進一退にして、概括的には珈琲の順調な時は之に押されて居た。然るに千九百二十九年の世界的經濟恐慌と珈琲の生產過剩とに依つて棉花熱は再び勃興するに至つた。

從來サンパウロ州の棉花生產額は約三千萬瓩內外にして、州內消費額は年約四千萬瓩に達する爲、之が不足高は北伯棉の供給に依つて補つて居たが、前記の如く珈琲の暴落に因り棉花の栽培生產は激增し、併せて北伯地方棉花栽培地の大旱魃とサンパウロ州紡績業の勃興とに依つて、千九百三十一年より棉花相場の高騰を示し、千九百三十二年には、一アローバ（一五瓩）實棉に付十六ミルレース乃至十八ミルレースと云ふ暴騰振りを示し、引續き棉花の好景氣を出現し、千九百三十四年四月、北米に於ける棉花作付減反令は伯剌西爾棉花をして一層有利確實たらしめたのである。一九三七——三八年度サンパウロ州に於ける棉花の生產高は、約二億五千萬瓩、其の中約二分の一は在留邦人に依つて生產せらるると云ふ全く驚くべき發達を遂げて居る。

聖州棉花の本邦輸入　在伯邦人間に今日の如く棉花熱の勃興を見るに至つたのは實に一九一九年の大降霜に起因する

處であるが、其後幾多の迂餘曲折を經て今日に及んだのである。殊に日本系資本の聖州進出に依つて急激なる棉花栽培熱起り、基礎堅く將來益々堅實なる發展を遂げるものと思はれる。

今聖州方面に於ける本邦資本の主なるものは日伯棉花、東洋棉花、江商棉花、日本棉花等にして日伯棉花は聖州五箇所に繰棉工場を新設又は買收し之を經營すると共に、邦人棉作者に對して金融を行ひつゝある。一方東洋棉花に於いてはブラジル法律に依つて南印棉花會社を設立直接繰棉の買付を爲す外生産地帶に九箇所の繰棉工場と契約之を賃貸借經營しつゝある狀態である。現に本邦人農家の栽培しつゝある棉花は日本棉花、江商棉花よりの派遣社員により繰棉の買付を爲すと共に之を本邦に輸入しつゝある。

今伯國棉花の本邦輸入數量を記すれば大體左の如し。

| 年度 | 數量（一俵當一八〇キロ） |
|---|---|
| 一九三三年 | 四二六俵 |
| 〃　三四年 | 一〇、〇六五〃 |
| 〃　三五年 | 一三、七〇〇〃 |
| 一九三六年 | 二五五、〇〇〇俵 |
| 〃　三七年 | 二三五、〇〇〇〃 |

**パラグアイに於ける棉花栽培**　一九三七農年度に於ける栽培面積三萬二千七百町歩實棉生産高三萬一千一百五十噸に過ぎないが今や漸く搖籃時代を脫せんとする狀態にある。海外移住組合聯合會の同國移住地に在つても棉作を奬勵せる結果一九三七農年度に於ける栽培面積は一百八十五町歩實棉生産高は一百三十八噸に達し繰棉工場をも有するに到つてゐる。

**ペルーに於ける棉花栽培**　棉花はペルー國農産物中の大宗にして、海岸濕潤地及山地等に於ける栽培地面積は約三十二萬六千エーカーに及んで居る。大部分は海岸地帶の二十七地方或は奥地の二地方に栽培せられ、其の種類は約七種ある。國産棉としてはピウラ地方のアスペロ種（粗質）及ピマ種、奥地のセミ、アスペロ種（半粗質）、チンチヤ地方のスアヴェ種（滑質）あり、外に埃及種より得たるミタフキフキ種及サケル種等があるが、大部分はタンギス種にして全地帶に栽培せられ、全生産額の約九十一％を占めて居る。收穫期は一般に四月より八、九兩月迄である。

千九百三十三――三十四農年度の産額は六萬四千二百噸であつた。（二千封度一噸）

千九百三十三年度輸出額は約五萬九千一噸、國内消費額は五千六百四十五噸である。因みに前記タンギス種とは同國ピスコの農業家タンギス氏が同地の棉花が天候及害蟲に原因して栽培を脅かさるるを遺憾とし、之に抵抗し得る品種を求め千九百五年以來改善に努力したる結果、スアヴェ種より派生せる一變種が最も抵抗力を有することを發見し、之に周到なる栽培法を講じて其の目的を達成し得たもので、今やペルー産棉花の約九割は此の種のものである。

ペルーに於ける邦人の棉花事業經營は主として左の地方に行はれて居る。（單位アネーガーダス、我が約三町歩）

| 地方名 | 面積 |
|---|---|
| チンボーテ | 三五 |
| パラモンガ | 一三〇 |
| リマ | 三一〇 |
| 地方名 | 面積 |
| サンニコラス | 五〇 |
| チヤンカイ | 二、三〇〇 |
| カニエテ | 六〇 |
| 合計 | 二、八八五（我が約八・六五五町歩） |

是等の地方に於ける邦人は耕地を借入れ又は小作し、奥地では土地を購入して栽培して居る者もある。耕地を租借し、棉花栽培を經營する主なるものは左の通りである。

| 耕地名 | 租借面積 | 經營者 |
|---|---|---|
| パルパ耕地 | ファネガーダー五〇〇 | 秘露棉花株式會社 |
| レツテス耕地 | 五〇〇 | レツテス農事株式會社 |
| ラワカ耕地 | 二五〇 | 岡田、元西共同經營 |
| カキ耕地 | 二〇〇 | 同 |
| ヘスス・デル・パイエ耕地 | 三〇〇 | 岡田幾松 |
| ヘクアン耕地 | 一〇〇 | 同 |
| ミラフローレス耕地 | 一五〇 | 同 |
| サン・ホセ耕地 | 一五〇 | 同 |
| 合計 | 二、一五〇（我が約六・四五〇町歩） | |

右の中秘露棉花株式會社は大正十五年六月設立せられ、資本金百萬圓（內六十萬圓拂込）にてペルー國チヤンカイ郡パルパ耕地に五百ファネガーダス（約一千五百町歩）を租借して、棉花栽培事業を經營して居る。其の耕地は直營地と小作地とに分れ、小作人の現在數は九十八家族にして、其の內日本人は四十八家族、大部分は沖繩縣人である。耕地內には繰棉工場有り、直營地生產棉及小作人より買上げたる棉花を繰棉して居る。工場動力は水力電氣に依り繰棉機七臺、壓搾機二臺を動かして居る。又鐵道引込線があつてチンカイ港より輸出されて居る。農場の生產額は年額繰棉二萬キンタル（一千噸）內外にして、從來は大部分を英國に輸出して居たが、兩三年來日本に於けるペルー棉の需要勃興に應じ、每年多量を日本へも輸出するに至つた。尙棉實は國內石鹼及醬油會社へ供給して居る。レツテス農事株式會社は、昭和三年在留邦人を株主として資本金三十萬ソールを以て設立せられ、前記秘露棉花株式會社と略々同面積の棉花栽培小作地を租借經營して居る。又在留邦人を主體とし少數のペルー人を加へ、資本金二十五萬ソールのウアラル繰棉工業株式會社が昭和六年に設立せられ、繰棉作業、石鹼及製油作業を經營し、其の成績も亦良好で該方面へ漸次進展して居る。

我國との關係に付ては、同國にて生產せられたる棉花は主として毛織混織、其の他特殊織物に使用するに適するので、最近我國綿業の進展に從ひ之が需要を喚起し、昭和九年度に於て約九千四百俵（五百封度俵換算）の輸入があつたが、同十年度には約一萬六千二百俵輸入せられ、今後益々增加の傾向にある。

亞爾然丁に於ける棉花栽培　亞國北部の所謂グラン・チヤコ地方には棉作に適する廣大なる地域あり、就中チヤコ直轄州は其の中心を爲し全國棉花栽培面積の八割を占め、フオルモサ、コリエンテス、サンチヤゴ・デル・エステロ、サンタフエ、サルタの諸州は之に次いで居る。千九百三十四——三十五年度に於ける栽培面積は、二十八萬六千二百陌、棉花生產高は二十三萬八千三百磅、輸出價額二千四十萬ペソ（紙幣）にして、仕向先は英、獨、佛、西の諸國である。チヤコ直轄州には數年前棉作を主とする邦人の入植を見たが、經營上困難を生じ分散した。

ジュート（黃麻）　財團法人アマゾニア產業研究所は、伯剌西爾國アマゾナス州に於てジュートの栽培を計畫し、千九百三十一年十月、同州パリンチンスに於ける同研究所中央試驗所農場に於て、之が試驗的栽培に着手し、其の後印度ベンゴール農事試驗場より取寄せたる種子を以て二町歩の地積に植付け各種試驗を續行中の處漸く昭和十一年成功し同研究所を株式會社に改組し同地に於て本格的栽培を打ち始めた。其の作付面積も十二年末に於て九十町歩を超へ更に同國政府の勸奬の下にアマゾン地方一帶に大規模栽培の調査中である。

又墨國に於ては農學士內田重雄氏が邦人として初めて黃麻の栽培を計畫し、千九百三十一年及同三十二年の二箇年に亘り、ナヤリツト州に於て前後三回之が栽培の實驗を完了し良好なる成績を擧げ、同國官民間に多大の注意を喚起した。

米　伯剌西爾　伯剌西爾は從來米の輸入國であつたが、氣候及土地の關係が米作に甚だ好適して居る關係上急速に之が發達を見るに至り、千九百十六年には之を海外に輸出するに至つた。千九百三十五年度に於ける伯剌西爾全體の米生產額は、百二十五萬四千瓲にして、其の價は九千三百萬圓に達し、其の中サンパウロ州は第一位を占めて五十三萬七千八百七十九瓲、第二はリオグランデ・ド・スール州の二十萬六千三百四十瓲、第三位はミナスゼラエス州の十萬八百八十五瓲、其の他一萬瓲以上の產額ある州はゴヤス、マラニヨン、パラ、リオ・デ・ジヤネイロ、パラナ、サンタカタリナ、マツトグロソ諸州にして、殆んど全伯剌西爾に於て生產せられて居る狀況である。

伯剌西爾米は千九百三十一年には約九萬瓲（價額五萬五千コントス）を海外に輸出せられたが、千九百三十二年に於ては各地に於ける旱魃の爲收穫量を減じ、二萬七千九百三十七瓲、價額一萬八千百三十七コントスであつた。

伯剌西爾米の主なる輸出國は亞爾然丁を第一とし、第二位はウルグアイにして、次に獨逸、智利、白耳義、波蘭、ポルトガル等の順位となつて居る。

伯剌西爾に於ける邦人米作の歷史は相當古く、千九百十年には水野龍氏がリオ州に於て、州政府に對してサント・アントニオンに日本植民地建設の契約を爲し、之に米作を試みることとし、當時の淸浦農商務大臣等の後援に依り、植民地建設の爲に派遣されて居た隈部三郎氏が其の衝に當つたが、マラリヤ罹病と資金の募集不如意との爲遂に不成功に終つた。又リオ州のデューリツヒ商會が、皮革商の傍ら三百町歩の農場を經營し、千九百十一年テキサス州の米作經驗者星名謙一郎氏を聘して米作の改善を圖つたが、同氏は雇主との議合はず、翌十二年其の關係を絕つに至つた。サンパウロ州に於ける米作は其の大部分は邦人の手に依つて生產せられて居るが、千九百三十二年に於ける在伯邦人は、百四十一萬七千四百七袋の產出高を示した。輓近棉作の盛んなるに伴ひ米作不振の狀態にあり、千九百三十五年には籾六十萬俵、價額約二百七十萬圓を產するに至つた。今之をサンパウロ州在住の邦人のみに付て、各線別に示せば左の如くである。

| 線別 | 生產高（袋） |
|---|---|
| ノロエステ線 | 四九八、四四三 |
| ソロカバナ線 | 一六四、九七二 |
| パウリスタ延長線 | 一二七、七八三 |
| ドラデンセ線 | 六、九五二 |
| 其の他 | 二、八一二 |

（備考）一袋は六〇瓩入なり

| 線別 | 生產高（袋） |
|---|---|
| ハウリスタ本線 | 三五八、七八三 |
| サントス・ジユキア線 | 一三五、四四三 |
| イグアツペ地方 | |
| アララクワラ線 | 三一、一八三 |
| 中央線 | 一八、〇八〇 |
| 合計 | 一、三四四、五五一 |

海外移住組合聯合會經營のアリアンサ、バストス、チエテ、トレスバラス等の植民地に於ても、移民に對し稻を栽培せしめて居るが、千九百三十二年度の生產額は合計約十萬俵（籾六十瓩俵）であつた。海外興業株式會社經營のイグアツペ植民地は古くより米作地として知られ、移住者は各々二、三町歩の稻を栽培して居る。其の生產額は千九百三十二年度に於て籾三萬九千七百九十一俵であつた。此の外東山農事株式會社經營の中央線ピンダ農場に於て、同會社直營にて水稻約同二百アルケールス（五百町歩）を栽培して居る。

此の外在伯邦人の米作地として通稱三角ミナスのイガラバーバ（モヂアナ支線）附近を第一とし、此處には模範的産業組合設置せられて精米所を所有して居る。其の他ノロエステ線のペンナ産業組合、ソロカバナ線プレシデンテ・ウエンセスラウ、ノロエステ線アラサツーバ及パウリスタ延長線マリリア等は邦人米作地として主要なるものである。又アマゾン地方に於ては米に不足を來し、他州及外國より年々多量の輸移入を爲して居る狀態に注目し、南米拓殖株式會社はパラ州アカラ植民地に於て米作に力を注ぎ爲に年々産額を增加し、近年は州産額の約一割を産し、アカラ米と呼ばれるに至つた。昭和十一年の産額は籾一萬四千俵（六十瓩入）、栽培面積七百五十町歩にして、生産したる籾はアカラ植民地の精米所に於て精白し、ベレーン市場に於て販賣して居る。

アマゾナス州パリンチンスに在るアマゾニヤ産業研究所事業地に於ても亦、地方需要に應ずる目的にて米作に力を注ぎ、約二百町歩の米作を行つて居る。

ペルー　ペルーに於ける米作地帶はパカスマーヨ、チクラーヨ及ランバイエーケ谷に於て幼稚なる方法を以て栽培せられ、作付面積は約十八萬七千エーカーにして、地方精米所に於て脫穀せられて居る。

同國は千九百三十一年迄支那より多量の米を輸入して居たが、現今は地方の需要に應ずるに充分なる生産がある。國內消費量は每年六十萬俵（約七萬噸）、千九百三十五年度の收穫高は、約五萬四千噸にして國內の需要を充すに足らざるものあるとのことである。尙同國は國內米作保護奬勵の爲、輸入米に重き關稅を課して居る。此の保護政策と近來同國米作奬勵との爲ペルー農民の米作に從事する者增加し、元來米作を得意とする邦人の間に於ても、近年是れに從事する者も現はるるに至つた。併し近來棉花の暴騰に因り全國的に米作は不振の狀態を續けて居るも將來大いに有望視されて居る。

亞爾然丁　亞爾然丁に於ける米作は、千八百八十年頃より行はれて來たものであるが、種々の理由で不振の域を脫せず、現在に於ても米は主として輸入に俟つの狀態で、政府は之が奬勵を爲して居るが未だ消費量を充すに十分でない。亞國の米作は所謂ツクマン米を以て知られる北部ツクマン州に最も多く、サルタ、ブエノスアイレス、エントレ・リオス、ミシオネス等の諸州にも栽培せられて居る、一九三四——三五年度に於ける栽培面積は約一萬五千五百町歩、生産高約三萬五千五百噸に達し、西班牙、伊太利等の國民が米作に從事して居る。亞國に於ける米作は今後に期待される展上最も有望なる農業の一にして、今日栽培に從事して居る者もあり、同國に於ける邦人の米作は今後に期待されるところが多い。

メキシコ　メキシコに於ける米作は僅少であるが、昭和五年メキシコ産業株式會社が設立せられ、同國モレロス州の外人農園（面積一千二百町歩餘）を買收し、稻、玉蜀黍、アルファルファ等を栽培して居る。昭和十年の水稻作付面積は百四十二町歩にして、其の收穫高も漸時增收を見つつある。

園藝作物（蔬菜、果樹等）　伯剌西爾　南米に於ける邦人蔬菜栽培中特筆すべきものは、伯剌西爾特に聖市近郊に於ける其れであり、北米加州に於ける日本人の生産する蔬菜が全米に供給せられて居るのと同樣、伯剌西爾特に首府リオ・デ・ジヤネイロ市及サンパウロ市の都會人は、其の殆んどが在伯邦人の手になれる野菜に依つて生活して居ると稱しても過言でない。其の中主なるものは馬鈴薯を第一とし、蕃茄、甘藍、玉葱、苺（ストロベリー）等が主要なるもので、就中馬鈴薯、蕃茄の如きコチヤには馬鈴薯生產者產業組合を、中央線モヂダスクルーゼスには蕃茄出荷組合を組織して、統制ある生產と出荷とを爲して居る。

今千九百三十四年度に於ける伯國竝に在サンパウロ邦人の馬鈴薯及蔬菜栽培狀況を示せば左の通りである。

## 馬鈴薯栽培狀況

| 地域 | 生産量 | 單價 | 邦貨四ミル換算 |
|---|---|---|---|
| 全伯國 | 六、三三八、〇〇〇俵 | 二〇ミルレース（俵） | 三一、六九〇、〇〇〇圓 |
| サンパウロ州 | 二、六一八、〇〇〇 | 〃 | 一三、一四〇、〇〇〇 |
| 在聖邦人 | 六五〇、〇〇〇 | 〃 | 三、二五〇、〇〇〇 |

前記邦人の馬鈴薯栽培狀況を各線別に示せば左の通りである。

| 線別 | 植栽面積 | 家族數 | 生産量 | 生産額 | 一アルケール當リ平均數量 | 平均單價 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ソロカバナ線地方 | アルケール 八六六 | 二二五家族 | 二六〇、〇〇〇俵 | 五、二〇〇、〇〇〇ミルレース | 三〇〇俵 | 二〇ミルレース（俵） |
| 聖市郊外 | 八二三 | 四〇八 | 二四七、〇〇〇 | 四、九四〇、〇〇〇 | 〃 | 〃 |
| 英國線地方 | 四四五 | 一六一 | 一三三、二五〇 | 二、六六五、〇〇〇 | 〃 | 〃 |
| セントラル線地方 | 三六 | 一六 | 九、七五〇 | 一九五、〇〇〇 | 二七〇 | 〃 |
| 計 | 二、一七〇 | 八一〇 | 六五〇、〇〇〇 | 一三、〇〇〇、〇〇〇 | | |

（此の邦貨三、二五〇、〇〇〇圓）

## 邦人蔬菜栽培狀況

在伯邦人の果樹栽培も亦最近著しく增加し、伯國に於ても重要なる海外輸出品としてバナナ、柑橘類があるバナナの栽培地は主としてサンパウロ州ジュキア鐵道沿線にして、千九百三十四年の調査に依れば、百五十二萬七千五百株のバナナ樹が邦人の手に依つて栽培せられて居る。

今是れが植栽面積及價額を示せば左の通りである。

| 種類 | 生産量 | 價額 |
|---|---|---|
| トマト | 五〇六、八〇〇箱 | 五、〇六八コントス |
| 甘藍 | 一六三、〇〇〇 | 七〇八 |
| 苺 | 四〇、〇〇〇 | 二一九 |
| 瓜 | 四四、三〇二 | 一九九 |
| 胡瓜 | 四四、一三二 | 一七八 |
| 南瓜 | 一三〇、四五〇 | 一四七 |
| 豆 | 一六、一〇〇 | 一一五 |
| 菜豆 | 一六、一二五 | 二二四 |
| 豌豆 | | 一、〇六七 |
| 蔬菜 | | |
| 花卉 | | |
| 椰子 | | |
| その他 | | |

| 植栽面積 | 家族數 | 生産量 | 生産額 | 一アルケール當リ平均數量 | 平均單價 |
|---|---|---|---|---|---|

| | アルケール | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 一、〇一五 | 株 | 家族 | | |
| | | 一、三二七、三〇〇 | 一六 | 一、三二七、三〇〇 | 果 |
| | | | | 一、六二九、二五〇 | ミル |
| | | | | 一、五〇〇 | 果 |
| | | | | 一・一〇〇 | ミル |

其の他邦人の果樹栽培として主なるものは、柑橘に次いで葡萄、梨、栗、パインアップル等がある。聖州に於ける邦人果樹所有本數は大體柑橘類九萬九千二百八十四本、其の他の果樹一萬五千五百五十本である。

而して在伯邦人の蔬菜、果樹栽培者は益々增加の傾向に在り、漸次邦人獨特の技術が認められて居るので、將來此の方面に於ては、邦人の獨占するところとなるのではないかと思はれる。

亞爾然丁　邦人の蔬菜栽培業はブエノス・アイレス市郊外南部鐵道沿線を中心とし、其の數約二百家族に達し、投資額約二百萬圓年產約二百五十萬圓で此の地帶に於ける全生產量の二割乃至二割五分に當つて居る。邦人の蔬菜同業組合が組織せられてより既に十年以上を經過し、會員相互は著々健全なる步を續けて居るが、少數の例外を除き殆んど全部が借地農たるの域を脫しない。

邦人の花卉栽培業はブエノス・アイレス市郊外中央線及コルドバ沿線を中心とし、現在に於ては其の數百家族を超え、投資額約二百萬圓、產額は約二百萬圓に達し、此の地帶の全生產額の約四割に當つて居る。元來花卉栽培業は邦人の最も得意とするところにして、此の地に於ても益々增加する傾向を有し、既に多數の土地所有者も出で、同業組合も組織されてゐるブエノス・アイレス市に於て時々行はるる花卉指導研究機關として蔬菜、花卉兩同業組合は昭和十三年に夫々試作所を設立し益々確固たる基礎の上に斯業の前途は赫々たるものがある。品評會に於ても、邦人出品が斷然他國人を壓し、數年來邦人側で殆んど全部の賞品を獲得してゐる。

亞國は果樹栽培の盛んな國であるが、未だ邦人にして此の方面に發展せる者は割合尠く、僅かに亞國西部アンデス山麓なるメンドサ州に於ける星清藏氏を中心とした數十人が、桃、梨、メロン、葡萄等の栽培に從事して良好なる成績を擧げて居るに過ぎぬ。又最近林檎、梨、葡萄等の栽培を目的として、南部リオ・ネグロ河に沿つて內田正練氏外數名の邦人が入植したが、其の成績は今後に俟つべきであらう。其の他ブエノス・アイレス市郊外チグレ附近にも蜜柑、桃等の栽培に從事する邦人もある。

養蠶業　伯剌西爾　伯剌西爾に於ける養蠶業は千九百四年サンパウロ州で初めて試みられ、爾來州政府の保護奬勵に依り逐次增加し、千九百三十四年度に於ては桑樹植付數約一千五百萬本、生繭收穫量五十萬瓩に達し、之が飼育者は約四千五百家族であつた。

生絲工場は約六十三にして、養蠶、製絲、絹織業等に關する一切の投資額は約六萬三千コントスである。

千九百三十三年及千九百三十四年に於ける在伯邦人の養蠶狀態を示せば左の通りである。

| 年 | 次 | 桑樹數 | 蠶種掃立量 | 收繭量 | 飼育者數 | 生產額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一九三三年 | | 一、八三八、〇〇〇本 | 一五二、六五〇瓦 | 二六一、一〇〇瓩 | 六一三家族 | ミルレース |
| 一九三四年 | | 二、一四五、三〇〇 | 一八〇、七〇〇 | 三五九、七〇〇 | 八八一 | 一、〇七九、二二〇 |

卽ち千九百三十三年に於ける一家族平均蠶種掃立量は二百四十九瓦にして、其の平均收繭量は四百二十六瓩六、蠶種一瓦の生繭收穫量は平均一瓩七餘である。千九百三十四年に於ける一家族平均掃立蠶卵數量は二百五瓦で、平均收繭量は四百八瓩、蠶種一瓦に對する生繭收穫量は一瓩九にして、同年に於ける平均生繭一瓩は三ミルレースである。

伯國に於ける養蠶業は主として邦人が副業的に經營したものであるが、政府の奬勵補助に依つて最近は之を主業と爲す者もあり、サンパウロ州に於ける全産繭の約六割は邦人の手に依るものである。邦人の各集團地に於て養蠶に從事する者あるも、特に海外興業株式會社經營のイグアツペ、レヂスト植民地に於て、又ソロカバナ線アルバレス、マツシャードに於ては共に養蠶組合を組織し之が飼育に從事して居るが、其の他パウル市附近及マリリア地方に於ても盛んに飼育せられ、移住組合聯合會のバストス移住地及チエテ移住地に於ては、之が飼育に從事する者年々增加して居るので、千九百三十三年より共に製絲工場を建設し、移住地内生産の繭を絹絲として販賣して居る。從來サンパウロ州に於ては、千九百二十二年伯國政府の補助金に依つて創立せられたる、伊太利系のカンピーナス内國絹工業會社が、州生産繭を一手に買上げて居つたが、最近千九百三十二年にカンピーナスにアツシソン系のサンパウローカンピーナス絹業株式會社が創立せられ、益々斯業の發達に拍車をかけて居る。伯國殊に聖州地方に於ける養蠶は政府の奬勵と相俟つて、氣候、濕度、地味等自然の好條件に惠まれて居る爲、桑樹は無肥料にて良く生育し、而も一年を通じて大部分綠葉を持つて居る爲、養蠶は年四回乃至十回之を飼育することが出來、將來邦人の爲には極めて有望な産業である。

亞爾然丁　亞爾然丁に於ては絹絲、絹織物等の輸入の防遏の爲、種々の方法を以て養蠶の奬勵策を講じて居るが、未だに試驗時代に過ぎぬ。養蠶業は米作と共に亞國に於ける邦人の發展上最も有望なる農業にして、將來邦人が此の方面に注目することを期待して居る。此の秋に當つてミシオネス在住の山口喜代志氏が、數年前マテ茶栽培の傍ら養蠶を試みたことは特筆に値する。

又近年横濱市に在る對ラテン・アメリカ貿易商の加藤合名會社は、ブエノス・アイレスに本邦生絲を原料とする機



臺三十臺を有する絹織物工場を設立し、相當の成績を收めて居る。

**水産業**　メキシコ沖合に於ける邦人水産業　メキシコ領低加州沿岸に於て鮑、石花菜、伊勢蝦等の採捕に從事する中小漁業者約五十人あり、別に此の沖合にサンデイゴを根據とし、大洋産業株式會社は約三百人の邦人を擁し、百五十噸の漁船二隻と數隻の漁船を有して鰹、鮪の漁業を行ひ、年額二〇萬圓の收入を得て居る。其の生産物はメキシコ北米、日本及支那へ仕向けられて居る。更にメキシコ大西洋岸に於て鯛等を採捕し、之を首都メキシコ市へ賣捌く邦人約五十人がある。又日本水産株式會社は昭和十年より、當地太平洋岸及大西洋岸へトロール船一三隻、其の乘組員計約二五〇人を派し、更に昭和十二年より魚類の鹽干製造を行ふこととなつて居る。

伯國及亞國沿岸等に於ける邦人漁業　伯國サントスには約數十人の邦人漁業者が組合を作つて、近海に於て底魚を採捕して居る。少し南下してパラナにも十數人沿岸漁業を行ふ者がある。亞國に於て漁業を行ふ爲設立されたる南米水産株式會社は、此處數年間現地官民と操業上の打合を行ひ、旁々内地水産物の販賣を行つて來たが、昭和十一年十月より正式に亞國及ウルグアイ沖に於て漁撈を行ひ、其の成績良好なので、昭和十二年更にトロール船一隻釧路丸を增派せり。

**商業**　南米諸國に於ける邦人の商業的活動に就ては、移民の渡航の目的が殆んど總て農業であつた關係上、歐米諸國人の活躍には比較すべきもないが、農業より轉じて商業を營む者も次第に增加し、中にもペルーに於ける邦人の商業は相當の發展を示し、其の勢力は仲々に侮り難いものがある。

伯剌西爾　伯剌西爾國に於ける在留邦人の九割迄は耕作に從事し、昭和十年十月一日現在の商業人員は僅かに一千八百六十九人に過ぎない。大部分サンパウロ州内の各都市に在つて、陶磁器、玩具、雜貨、食料品等の物品販賣業に從

事して居るが、農産物集散の爲農産物仲買商として深く奥地に活躍して居る邦人も尠くない。現在貿易商九、物品販賣業五百十九であるが、未だペルー等に於ける邦人商業の如き大勢力を有する迄には至つて居ない。其の主なるものは貿易商にサンパウロ市の瀬木無限責任合資會社、合資會社蜂谷兄弟商會等があり、物品販賣業はサンパウロ市の中矢商店、サントスの菅山商店、リオ・デ・ジヤネイロの蜂谷兄弟商會、ブラジル合同物産株式會社等がある。物産仲買商にはサンパウロ市に日伯物産株式會社、リベロンプレートに大海商店、ブロミツソンにカーザ・東山等があり、何れも相當の成績を擧げて居る。

其の他に昭和十年十二月、日伯協會（設立當時は日伯經濟協會と稱す）が設立せられ、本部を東京に置き、伯國首府リオ・デ・ジヤネイロ市に本邦事情紹介の實行機關として支部を設置し、伯國に於て本邦の文化を紹介認識せしめ、兩國の親善を增進すると共に特に兩國間の通商貿易の促進に力を注いで居る。本協會の斡旋に依り、本邦より伯國向け送付した見本品は既に五千點を超え伯國よりも重工業に關する相當多額の引合を見るに至つたが、設立日尙淺きにも拘らず著々好成績を示して居る。

●●●　ペルー　ペルー國に於ける邦人は、明治三十二年より農業移民として渡航したものであるが、當時ペルー國の勞働條件劣惡にして奴隷と異らず、獨立せんとするも土地の獲得困難であつた爲次第に耕地を去り、現在に於ては總在留人口の八割は首府リマ及其の商港カイヤオに集中して、陶磁器、食料品、雜貨等の物品販賣業、珈琲店、理髮店等の職業に從事して居る。

現在ペルーに於ける邦人商業人員は約六千四百八十五人にして、貿易商の主なるもの二三、物品販賣業一千七百七十三あり、資本總額は約一千五百九十萬ソレースに及び、日、秘、支、獨、英、伊人の競爭激烈なる間に在つて、克く優勢なる地位を保つて居る。其の全國に亘る強力なる小賣網の擴張は實に目覺しきものあり、英、米、獨の外商と雖も、商品の販賣には邦人小賣商の勞力を無視し得ざる狀態にして、其の勢力は益々增大の傾向にある。

邦人貿易商の數は多きも資力薄弱にして外銀筋の信用も得られず、又固有の金融機關を有せざる爲大量の取引を爲すものは殆んどない。小賣商も近時の經濟的不況と政情不安の影響とを受けて競爭激烈となり、邦人間に於ても亦競爭起り、下級職業を營む者の中にはペルー下層階級と競爭する者出で、排日的氣勢を惹起する虞あるに至つた爲、在留邦人相圖り新事業、新方面への轉換策として、地力農產業の開發、森林地方への移住、新規開店の制限禁止等の自己整理案を樹て、其の一部は既に實行せられて居る狀態である。

邦人商店の分布狀況はリマ、カイヤオ兩市最も多く其の半ばを占め、リマ縣下のチヤンカイ、カニエテ、レツテス等の棉花耕地に多く分散して居る。商店の主なるものを擧ぐれば、貿易商にはリマに野々宮商店、石井兄弟商會、未富商會、林商會があり、モリエンドに古屋商會、トルヒーヨに有馬商會等がある。物品販賣業にはリマに佐藤金物店、屋宜松商店、カイヤオにエル・ソール・デル・パシフイコ、ワンカーヨに奥川商店、サンニコラスに近藤商店、カサグランデに小泉富治商店、アヤクーチヨに石川貞一商店、サンビセンテに葉山左五一商店、サンハシントに雨森勇次郎商店等がある。

●●●　メキシコ　メキシコ國に於ける商業者は、明治三十年頃より明治三十六年に亘つて渡航し、炭坑、砂糖耕地に入つて勞働に從事して居た邦人が風土病と內亂の爲失敗に歸し、其の半數は都會に移つて商店を經營したのに創まる。現在メキシコ國には約一千二百人の商業者が在留し、メキシコ市を始めコアウキラ州、コリーマ州、チウアウア州、シナロア州、ソノラ州等各地の都市に分散し、貿易商六、雜貨、藥品、食料品等の物品販賣業等多數ある。其の主なるも

のは貿易商のラ・ハポネサ（辻愛子）、大陸企業株式會社、ラ・ハポネサ（辻眞）、物品販賣業のラ・ヌエバ・ハポネサ、エル・セルロイデ、テイエンダ・アシダ、玉浦商會、エル・ソル・ナシエンチ、東京商會、藥種商のボテイーカ・ハポネサ（古川常吉）、ボテーイカ・ハポネサ（岡精一）、農産物仲買商のアシエンダ・サンビセンテ、ポブラール等である。

**亞爾然丁**　亞爾然丁國に於ける邦人商業の濫觴は日露戰捷の直後にして、內地貿易商は當地の有望なるを認め、首府ブエノス・アイレス市に店舖を開設し盛んに取引が行はれるに至り、遂に今日の如き日亞貿易の隆盛を齎らすに至つたのである。爾來日亞貿易の益々親密の度を加ふるに至り商業移住者も亦年々增加し、現在當國の商業者は約一千五百人にして、大部分は首府ブエノス・アイレス市に集中し、其の主なる貿易商は二十五にして、陶磁器、絹綿布、貝釦、雜貨等を取扱ひ、物品販賣業は百三十一を算する。主なる貿易商は三井物產株式會社、高嶋屋飯田株式會社、日本棉花代理店、瀧波商店、原商店、辻才次郎商店、山田商店、勝田商店、村井商店、安藤商店、本田商店等があり、又邦人唯一の美術骨董品商としてラ・メゾンサツマ、橫濱商店、其の他カフエー店として內外人間に「カフエー東京」として普く知られて居る貝原商店等がある。日亞貿易も逐年進展を見つゝある。

**工業**　當地方に於ける工業は他の產業に比すれば甚だ不振である。且つ其の內容を見ると甚だ貧弱にして、內地工業者が資本と技術とを持つて進出したる者は極めて少なく、其の多くは農業者の轉業したる者である。從つて移民の歷史の古いペルー、メキシコ國に於ては其の數も多く、又相當成功者もある。又農業者の轉業したる者多き結果大工、石工、塗工、洗濯業者、飮食料品、嗜好品製造の如く在留邦人目當か、又は工業的技術より見て低級なる業種に從事する者が多い。然し後に述べる如くメキシコに於ける石鹼、絹織物、ペルーに於ける電球、帽子等邦人事業として誇り得べき事業もある。大體に於て工業に從事する邦人は成功せる模樣であり、又漸次高級な工業に移りつゝある現狀にある。又最近に於ける通商事情に依り、本邦工業者の海外に事業を起さんとする情勢の漸次盛んとなつて居ることは喜ばしい現象である。

**中南米**　中南米諸國に於ては未だ工業が十分に發達せず、工產品の大部分を輸入に仰ぐの狀態であるが、各國共產業の工業化促進の爲、高率なる關稅其の他の方法に依り國內の工業を保護奬勵して居るので、有望な工業が少くない。然し邦人にして工業に從事せる者進出し昭和十一年九月現在の統計に據れば、約五千五百九十六人にして其の中主なる者は、伯剌西爾に二千四百三十六人、亞爾然丁に八百二十八人、ペルーに一千四百七十二人、メキシコに八百六十人となつて居る。而して前述の如く其の大部分は小規模なものであるが、墨國に於ける石鹼、絹織物、ペルーに於ける電球、ゴム、帽子、亞爾然丁に於ける絹織物の諸工業は、日本人の事業として誇り得るものにして、殊にペルーに於ける電球事業は、同國の製造專賣權を持つて居る點に於て注目されて居る。最近此の方面に對しても、本邦業者の進出を見んとして居ることは好ましい現象である。

**第二　南洋地方**　南洋地方は我が國內工業原料品の一大供給地として、既に重要なる關係を有するのみならず、其の交通、運輸竝に地理、氣候等の關係に於て將又人情及政情等の點に於て、邦人及邦人資本に對し其の進出を誘引する力極めて大なるものがある。從つて古くより邦人の此の地方に移住し農業に從事する者も尠くない。

然るに近年國內工業の發達に依り、其の原料の生產取得及國際的取引を目的として、此の地方に於て各種の企業投資を見るに至つた。今日邦人の護謨、椰子、マニラ麻、砂糖、茶、珈琲、規那、棉花及木材等の農林事業を始め、鐵鑛業、石油事業及水產業等は殆んど南洋全體に亘つて行はれ、其の投資總額の如きも二億圓を超過すると稱せられ、

其の歴史の古きと其の投資額の大なる點とに於ては、邦人の海外拓殖事業地中滿洲地方を除き第一位に在る。近年此の地方に於ける邦人事業は一般的に世界的不況或は經濟機構の變化等の影響を受け相當窮地に陷り、從つて生産費の低下、生産及取引の合理化等に銳意力を致し難局打開に努力したのであるが、熱帶農産物の常として、價額の高低甚だしく事業景氣の浮沈をくり返す事を覺悟せねばならぬ。

尙南洋方面に於ける海外拓殖事業は我國産業に對する原料供給地として我國經濟界と極めて緊密なる連繫の下に發達して來た爲、今次支那事變の勃發以來採られた經濟界の統制强化は必然的に南洋方面に於ける邦人の拓殖事業に重大なる影響を與へつつあるを以て之が摩擦を減少し、邦人の企業維持上必要な種々の處置を講じ以て將來建設せらるる東亞の新經濟體制に卽應する樣努力して居る。

護謨　邦人が護謨事業に手を染めてから三十年、其の間市況の浮沈甚しく經營上の苦辛並ならぬものがあつた。曩に大正九年に始つた市價の不振は停止する處無く大正十一年には將に二十仙臺を割らんとするに至りたるを以て豫々計畫されて居た不況打開の對策としての輸出制限は、和蘭の協調を得られざる儘に單獨、英領のみで同年十一月から之を實施する事となつた。之が爲滯貨が逐次消化せらるるに從ひ市價は持ち直し大正十四年末には實に一封度一弗八十餘仙と云ふ躍騰振りを示すに至つた。然るに蘭領に於けるゴム生産の增加と密輸出とに依り輸出制限の威力漸く失はれ來りたるを以て、施行六ケ年にして昭和三年十一月限り輸出制限は解除さるるに至つた。其の爲市價の落調は一層歩度を早め、昭和七年六月には一封度四・五仙と云ふ未曾有の暴落を見るに至つた。其の間に處して當業者は護謨園の改良、事業の合理化を計る等銳意生産費の引下げに努めたのであるが、市價四・五仙では到底追隨すべくもなく其の苦心は容易ならぬものであつた。



然るにR・G・A（Rubber Growers Association）は護謨栽培の此の窮境を救ふものは國際的に生産を制限する以外に方法のなき事を可決し、和蘭業者も亦實際的にして有效なる案あらば限産參加の用意ありとの聲明を發表するに至つたので兩國の當事者間に於て協議を重ねた結果昭和九年四月二十八日協定が成立して同年六月一日より昭和十三年に至る四年七ケ月間の期間生産を制限することを發表した。協定參加國は蘭領馬來、英領北ボルネオ、錫蘭、サラワク、英領印度、緬甸、暹羅、蘭領印度及佛領印度支那の九ケ國である。

其の後護謨價は鰻上りに昂騰を續け、昭和十二年三月には四十五仙半と云ふ昭和四年以來の高價を現出し業者も我世の春を謳ひ、現地は非常な活況を呈するに至つた。其の間に二、三の邦人護謨園間に合併が行はれたことは喜ぶべきことである。

然るに米國に於ける不景氣は護謨の需給基調に變化を來し相場は再び下落の歩調を辿るに至り昭和十三年四月には十五仙臺に落込みたるに鑑み國際委員會は九月以降限産率を四十五％に縮減したが殆んど其の效果も現はれず、而も一方滯貨漸增する有樣なので業界の安定を期する爲昭和十三年末を以て滿了する限産協定を更に向ふ五ケ年間延長する案を決議した。

本更新協定は從來の協定の修正であつて、此の延長期間內に於て現在の植付面積の五％の新植を許可すること竝に昭和十四、五年に於ける植替は無制限であるが其の以後はその時の狀勢により判斷すること等が主なる協定內容である。

邦人護謨園の分布狀態を示せば左の通りである。

## 邦人護謨園の分布狀態

一、邦人護謨園地方別面積（一九三七年調）

| 地方 | 推定租借面積（英反） | 植付面積（英反） | 生産面積（英反） |
|---|---|---|---|
| 馬來半島 | 一〇四、〇七六 | 七五、九三三 | 五八、三八三 |
| 英領北ボルネオ | 二三、五六五 | 一三、四八七 | 一二、七六五 |
| サラワク | 七、八四八 | 五、一三四 | 三、二一九 |
| 蘭領スマトラ | 一四七、〇一九 | 二二、八八六 | 一七、五三九 |
| 同ボルネオ | 四〇、八〇六 | 一三、六五七 | 一一、七三一 |
| 同爪哇 | 四、五三九 | 四、一九三 | 三、〇三八 |
| 同セレベス | 一、四八九 | 一三一 | 一二三 |
| 比律賓 | 一二三 | 一二三 | 一二三 |
| 合計 | 三二九、四六五 | 一三五、五四四 | 一〇六、九二一 |

二、邦人企業の規模に付ては左表に依り其の大要を知ることを得る。（一九三七年調）

| 規模（植付面積） | 會社 | | 個人 | |
|---|---|---|---|---|
| | 數 | 植付面積（英反） | 數 | 植付面積（英反） |
| 一萬英反以上 | 三 | 六四、五六八 | | |
| 五千英反以上一萬英反以下 | 四 | 二九、九五七 | | |
| 二千英反以上五千英反以下 | 四 | 一四、一一七 | | |
| 一千英反以上二千英反以下 | 五 | 七、五〇五 | 一 | 一、〇〇〇 |
| 五百英反以上一千英反以下 | 二 | 二、一六五 | 三 | 二、一一六 |
| 二百英反以上五百英反以下 | 八 | 四二六 | 一〇 | 二、九六八 |
| 百英反以下二百英反以上 | | 一、三七四 | 一三 | 一、九三一 |
| 合計 | 二六 | 一二〇、一一二 | 一四九 | 四、二五五 |
| | | | 一七六 | 一二、二七〇 |

三、邦人護謨園生産高及國內消費量對比表

| 年次 | 邦人護謨園生産高（噸） | 消費高（噸） |
|---|---|---|
| 一九二七年 | 一〇、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇 |
| 一九二八年 | 一二、〇〇〇 | 二四、〇〇〇 |
| 一九二九年 | 一二、五〇〇 | 三四、〇〇〇 |
| 一九三〇年 | 一三、〇〇〇 | 三三、〇〇〇 |
| 一九三一年 | 一四、五〇〇 | 三八、〇〇〇 |

| | |
|---|---|
| 一九三二年 | 一七、〇〇〇 |
| 一九三三年 | 一五、〇〇〇 |
| 一九三四年 | 一二、七五〇 |
| 一九三五年 | 一〇、三五〇 |
| 一九三六年 | 九、三五七 |
| 一九三七年 | 一二、五五五 |
| 一九三八年（推定） | 八、二五〇 |

四、世界ゴム界に於ける邦人ゴム事業の地位

| | | |
|---|---|---|
| 世界ゴム栽培面積（一九三四） | 八、一五九、二六六 | 英反 |
| イ　邦人ゴム栽培面積（一九三七） | 一三五、五四四 | 英反 |
| 割合 | 一・六六% | |
| 世界ゴム投資額 | 約三拾一億九千萬圓 | |
| 邦人ゴム投資額 | 約　八千萬圓 | |
| ロ　割合 | 二・五% | |
| 順位 | 英、蘭、米ニ亞ギ世界第四位 | |
| 世界生産總額（一九三六） | 八五二、一七三噸 | |
| ハ　邦人生産高（一九三六） | 一六、〇〇〇噸 | |

| | |
|---|---|
| 五三、〇〇〇 | |
| 六二、〇〇〇 | |
| 七四、〇〇〇 | |
| 五二、〇〇〇 | |
| 六一、〇〇〇 | |
| 六二、〇〇〇 | |
| 五〇、〇〇〇 | |

次に嗜好料作物に就き述れば

珈琲　南洋に於ける邦人の珈琲栽培事業としては會社が企業的に經營して居るものは從來東部爪哇に在る南國産業株式會社のテンポアセオ園及蘭領スマトラ島アチエ州コタチヤネ町附近に在る野村東印度殖産株式會社のブキット・トサム園の二園に過ぎなかつたが最近葡萄牙領チモール島に於ける南洋興發株式會社の出資に依る日葡合辨のS・A・P・T（ソシエダデ・アグリコラ・パトリア・エ・トラバーリヨ・リミターダ）が同島に於ける珈琲栽培業を行つて居る。

| | |
|---|---|
| 割合 | 一・八八% |
| 世界消費總額（一九三六） | 一、〇二〇、一〇〇噸 |
| ニ　日本内地消費額（一九三六） | 六一、〇〇〇噸 |
| 割合 | 五・九八% |
| 順位 | 米、英、獨ニ亞ギ第四位 |

テンポアセオ園は大正七年に南國産業が和蘭人會社より之を買收したもので珈琲樹中には買收前の植付に係る老齢樹もあるが多くはそれ以後に植付けられたもので大部分は護謨との混植である。又ブキット・トサム園は大正十五年の創業に係るもので兩園とも珈琲の種類は悉くロブスタ種である。

昭和十二年末現在に於ける之等珈琲園の租借面積（S・A・P・Tは全租借面積）、植付面積、生産面積並に昭和十二年に於ける生産數量等は左の通りである。

| 會社名 | 農園名 | 租借面積 | 植付面積 | 生産面積 | 昭和十二年生産數量 |
|---|---|---|---|---|---|
| 南國産業株式會社 | テンポアセオ | 五七九陌 | 單植 一〇陌 | 單植 二七五陌 | 擔 一、四七六 |
| 野村東印度殖産株式會社 | ブキット・トサム | 一、六二三 | 混植 二七五 | 混植 二二六 | 一、八一四 |
| S・A・P・T | | 一五、八〇〇 | 五、〇五七 | 三、二五七 | 三、二五〇 |

生産品は南國産業は悉く之を生産地に於て賣却して居り、野村東印度殖産は四分の一前後を日本向として他は地方賣（主として首都メダンに於ける委託販賣）とし、又S・A・P・Tは殆と大部分を蘭印及歐洲に仕向けて居る。然るに日支事變による華僑の排日は邦人生産珈琲の賣却を困難ならしめ邦人同業者は苦境に立つに至つたので出來る丈け我國に輸入の途を開き其苦境打開に資する必要があるのである。

茶　邦人の茶栽培業は、現在南國産業株式會社、南洋興業株式會社及チカネリー栽培株式會社の三會社が爪哇に於て行つて居るのみである。爪哇に於ける茶栽培の起源は二百年の往時に遡るが、邦人會社にして之に著手したのは大正七年末で、南國産業株式會社は先づウノサリー高地に於ける和蘭人會社を買收し、次いで翌八年の初め獨逸系會社を買收したもので、南洋興業株式會社は初め東印拓殖株式會社が、大正七年和蘭より買收したものを、大正十二年に讓渡を受けて今日に及んだものである。チカネリー栽培株式會社は武田長兵衛商店の經營に係るもので昭和六年末及七年規那栽培の目的を以て西部爪哇に於て買收した二箇所の茶園に於て茶の栽培を行つて居る。昭和十二年に於ける之等三會社の茶植付面積、生産面積、生産數量等を示せば左の通りである。

**邦人茶植付面積生産面積並に生産數量**

| 經營者 | 農園所在地 | 植付面積 | 生産面積 | 生産額 |
|---|---|---|---|---|
| 南國産業株式會社 | 爪哇ウノサリー | 三六二陌 | 三四四陌 | 〔半〕瓩 |
| 同 | 同 チンダリー | 二四六 七七 | 二四五 七七 | 六一八、五一八 |
| 南洋興業株式會社 | 同 ハリムン | 二四七 | 二四七 | 七七五、〇三四 |
| チカネリー栽培株式會社 | 同 チカネリー | 四二五 | 四二五 | 三七六、四四〇 |
| 同 | 同 グンヌン、ベデガ | | | |
| 合計 | | 一、三五七 | 一、三三八 | 一、七六九、九九二 |

生産物の販路　南國産業株式會社のウノサリー、チンダリーの茶は少量が日本へ仕向けられる外主としてシドニーへ、又一部はアムステルダムへ仕向けられる。南洋興業株式會社のハリムンの生産茶の約七割は歐洲に仕向けられ、約三割はバタビヤへ販賣して居る。又チカネリー栽培株式會社の生産茶は殆と大部分歐洲に仕向けられる。

カカオ　南洋に於ける邦人のカカオ栽培は、スマトラ興業株式會社が同社の事業地たる蘭領スマトラ東海岸州キサラン・プロマンデ農園に於て十數年前試驗的に行ひ良好なる成績を示したので千九百三十二年に十英反の植付を行つた。千九百三十八年八月末現在に於けるカカオ栽培狀況は、植付面積三三〇英反、生産面積十英反、一ケ年生産額二、〇〇〇瓩以上に達し、カカオ豆は同園に於て醱酵調製の上我國へ輸送し、明治製菓株式會社川崎工場へ販賣せら

れて居る。同園のカカオ栽培はスマトラに於ける農園式の唯一のもので、若し將來同島に於て邦人に依つてカカオ栽培が著手される曉に於ては、同園に於ける撰定母樹よりの種實も役立ち得るものと豫想せられる。猶葡領チモール島に於ける日葡合辨の S・A・P・T も同島に於てカカオの栽培を行つて居り、一九三七年末に於ける植付面積は九〇〇英反に達して居るが未だ其生産は極めて僅かである。

此の外比島ダバオに於て最近個人に依つてカカオの栽培が試みられて居るが未だ其の面積も少く試驗的栽培の域を脫するに至らない。

尙、纖維作物としてはマニラ麻サイザル麻及棉等がある。

**マニラ麻**　マニラ麻は南洋に於ける邦人の栽培事業中護謨に次いで重要なる位置を占めるものである。明治四十年比律賓ミンダナオ島ダバオに於て初めて邦人に依りマニラ麻の栽培が著手されて以來マニラ麻栽培上優れたる自然的條件を具備して居る同地方に於て邦人の麻栽培に從事するもの續出し、次いで大戰の好況に因る麻市價暴騰の爲內地資本の進出並に移植民の渡航を著しく誘致して同地方に於ける邦人マニラ麻栽培事業は著しき發展を遂げ大正七年には邦人栽培會社六十六社、在留邦人約一萬に達して居た。然るに大正八年に新土地法實施せられて邦人の土地獲得に制限を加へらるるに至り、且又大戰終了後の世界的恐慌に因る麻市價慘落の爲邦人會社の解散沒落等相踵ぎ其數二十餘社、一攫千金の夢破れて歸國するもの亦續出し大正八年には在留邦人僅に二千七百名を數ふるに過ぎない有樣となり邦人麻産業は深刻なる打擊を蒙るに至つたのである。麻産業界に一大革命を齎した動力使用の麻擾機械所謂ハゴタンの發明は此の不況期中に於ける邦人の所産であり、引揚邦人の殘して行つた全麻園を少數の邦人に依り維持經營して行く必要より生れ出たものである。然し大正十三年より麻市況好轉した爲ダバオ邦人麻産業は漸く經濟的に立直ると共に邦人の新渡航を促して事業の擴張行はれ昭和五年には在留邦人約一萬三千人に達した。然るに麻市價は昭和四年末より再び惡化し始め昭和七年末より昭和八年上半期にかけては一時最低三比內外の未曾有の安値をさへ現出し其後も尙六比內外の安値を續け容易に好轉の兆を示さない爲、斯業の前途再び暗澹たるものがあつたが昭和十年夏以來市價昂騰し來り、遂に昭和十一年十二月以降最高二十比を突破するに至り、待望の高値に頓に活況を呈したが此の好況も僅か半歲に止り、其後米國に於ける不況、並に支那事變に伴ふ我國の爲替管理强化の聲に脅かされ市價漸落し昭和十三年に入り復々十比を割るに至り業者は不安の念に驅られて居る。猶本年（十三年）十月ダバオに襲來した颱風は邦人麻耕地に甚大なる被害を與へ其被害面積約六千町歩に亘り其損害額二百萬比に達すると謂はれ業者は目下鋭意之が復舊に努力して居る。

現在（昭和十二年十月現在）ダバオに於ける在留邦人數は一萬五千五百人であるが其の七割はマニラ麻栽培に從事するものである。

**所在分布**　マニラ麻は比律賓群島內に遍く栽培されて居り、從來比律賓の特産物と稱せられて居たが、近年スマトラに於て蘭人に依り試みられた栽培は急激に栽培面積を增大して一時は年産一萬五千噸に達し、將來比島の脅威たるを思はせたが後漸減し、玆數年來に於ける生産は年五千噸に過ぎない狀態である。邦人の麻栽培は從來殆どミンダナオ島の東南部ダバオ灣に面する地方に限られて居たのであるが、最近英領北ボルネオ、タワオに於て試みられた栽培は同地方に於ける麻栽培適地の發見と共に漸次栽培面積擴大せられ、現在其栽培面積約四、〇〇〇英反（內收獲面積約一、五〇〇英反）に達して居る。ダバオに比して未だ問題とするに足らぬが益々耕地面積の擴張を圖りつつあるから其の將來は期して待つべきものがある。

事業規模及投資額　現在ダバオには邦人の栽培會社四十一社を數へるが、中四社を除き他はマニラ麻の單一栽培或は麻及椰子を併せ栽培して居り、之等諸會社のマニラ麻に對する、投資額は大體千二百萬比見當と推定されるが、この外之等會社内に所謂自營者即ち請負耕作者として入耕して居る邦人の投資額が八百萬比に達すると謂はれ、又米、比人其の他の外國人經營耕地に於て麻栽培を行つて居る邦人自營者の投資額が一千萬比と推定されて居り、從つてダバオに於ける邦人マニラ麻總投資額は實に三千萬比に達するものと見られる。タワオに於けるマニラ麻投資額は現在の處大凡八十萬海峽弗位であらう。尚ダバオに於ける邦人會社のマニラ麻栽培面積は直營並に自營者栽培の分を合して一萬五千町歩、又米比人等の外人耕地内に於ける邦人自營者のマニラ麻栽培面積は約一萬七千町歩、合計三萬二千町歩に達して居り、大部分は生産面積である。

産額　ダバオに於て邦人が麻栽培に着手した當時は同地の麻生産額は極めて少く、一九一五年頃でも僅に三萬俵（一俵は二擔）内外に過ぎなかつたのであるが、近年驚異的な發展を遂げレイテ、アルバイ其の他の大生産地を凌駕して遂に現在では群島内麻生産地の主位を占むるに至つて居り、又其品質の優良なる點に於ても斷然他州産のものと區別せられ、所謂ダバオ麻の稱を得て居る。而も其の七十五％内外は實に邦人の手に依つて生産せられて居る實狀にあるから、ダバオを開發して今日あらしめたのは全く邦人の力であると云ふも過言でなく、比律賓麻産業界に於ける邦人の地位は實に重要であると謂ふ可きである。尚タワオに於ける麻栽培の有望なるに着目して英國系の會社が本年より新に之が栽培に着手したと謂ふ事である。最近三箇年間に於けるマニラ麻の比律賓全生産額、ダバオ州生産額、並にダバオ及タワオに於ける邦人生産額等を示せば左の通りである。

| 年次 | 比律賓全生産數量 | ダバオ州生産 | | ダバオ邦人生産 | | タワオ邦人生産數量 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 數量 | 全比島ニ對スル％ | 數量 | 全ダバオニ對スル％ | 全比島ニ對スル％ | |
| 一九三五年 | 一、四八〇、三九六 | 五六四、六〇九 | 三八・一 | 四二三、〇〇〇 | 七五 | 二八・六 | 一、九六六 |
| 一九三六年 | 一、二九五、〇一〇 | 四四三、二五〇 | 三四・二 | 三三二、〇〇〇 | 七五 | 二五・七 | 二、一三〇 |
| 一九三七年 | 一、三〇四、四八三 | 四四七、三二四 | 三四・三 | 三三五、〇〇〇 | 七五 | 二五・七 | 四、三七三 |

（註）タワオ邦人生産數量はタワオ港よりの輸出數量を以て當該年度の生産數量とした。

生産物の用途及販路　マニラ麻は全態芭蕉に似た植物で其の幹莖から採れる纖維は輕くて水に浮び、頗る强靱で海水に對する耐久力が大である爲船舶用ロープとして最も適して居り、産額の六割はこの目的の爲に消費されて居ると謂はれる。この外各種工業用ロープ、トロール・トワイン、麥束用バインダート、ワイン、或は製紙、眞田等の原料として主として日本、亞米利加及英國等に輸出されて居る。

最近三ケ年間に於ける比律賓のマニラ麻の仕向國別輸出數量は左の通りである。

**比律賓マニラ麻輸出高表**

| 年次 | 比島全輸出高 | 内日本向輸出高 | | 内米國向輸出高 | 内英國向輸出高 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 全輸出ニ對スル％ | | | |
| 一九三五年 | 一、四四八、九六三 | 五一八、〇一五 | 三五・七 | 三七三、一六八 | 三三六、一七四 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一九三六年 | 一、三三三、八四三 | 四八〇、二〇五 | 三六・〇 |
| 一九三七年 | 一、三二一、三二三 | 三六五、〇四七 | 二七・七 |

日本との關係　最近三ケ年間に於けるダバオ港及タオワ港よりのマニラ麻全輸出高、日本向輸出高並に邦人生産に係るマニラ麻の日本向輸出高を示せば左の通りである。

**ダバオ港及タワオ港マニラ麻輸出高**

| 年次 | ダバオ港 全輸出高 | ダバオ港 内日本向輸出高 | ダバオ港 邦人生産麻日本向輸出高 | タワオ港 | 三〇九、七四七 | 三一八、二一六 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 三六三、三二九 | 三六一、八三九 |
| 一九三五年 | 五五七、六〇六俵 | 一七〇、一四四俵 | 一二七、六〇〇俵 | 一、九六六俵 | | |
| 一九三六年 | 四五二、〇九八 | 一三四、三八一 | 一〇〇、八〇〇 | 二、一三〇 | | |
| 一九三七年 | 四七三、三九三 | 九二、五七二 | 六九、〇〇〇 | 四、三七三 | | |

註　邦人生産麻の日本向輸出高は日本向輸出高の大體七十五%を占めるものと推定して算出したものである。卽ち之に依つて見ればダバオ邦人生産麻の三分の一は日本へ向けられて居ると謂ふ事が出來る。加之ダバオ港より輸出される麻の六十五乃至七十五%は太田、古川、三井物産其他の邦人輸出商社の手に依つて輸出されて居り、又ダバオ港輸出麻の四十五%前後は日本船に依つて積出されて居る。如斯邦人が其の生産、輸出、運輸より消費等に至る迄凡ゆる方面に亘つて牛耳を取つて居るのは他の拓殖事業に見ることの出來ない現象であり、實にマニラ麻産業上に於ける邦人の勢力は牢乎として拔く可からざるものがある。當タワオ港より輸出されるマニラ麻は悉く邦人の手に依り日本船に積込まれて內地に向けられて總て邦人の生産に係るものである。然し近年邦人の外南洋に於ける棉花栽培熱は漸く興り、南洋興發株式會社は數年前より蘭領ニューギニア北海岸の事業地に於て苦心棉花試作を行ひ來たつた處、遂にその栽培に確信を得たので、愈々昭和十二年度より本格的栽培を開始し同年度は植付面積四〇〇町歩、實棉收量四、三五三ピクルの成績を擧げたが、十三年度は六〇〇町歩を植付け約一〇、〇〇〇ピクルの收獲が見込まれてゐる。又セレベス島メナドの近郊に於て宮地貫道氏が、比律賓ミンダナオ島ダバオ州パダダに於て太田興業株式會社が三、四年來棉花の試作を行ひ相當の成績を擧げてゐる。

**サイザル麻**　邦人の海外に於けるサイザル麻の企業的栽培は、蘭領印度中部爪哇ソロー州スンペルラワンに於ける東印度拓殖株式會社が之を行つて居るに過ぎない。同社は大正七年和蘭商法に依り、Dutch Japan Plantation Ltd を設立すると同時に其の創立を見たもので、其の公稱資本金二百萬圓、投資額約百十萬盾で、永租借面積は四千百六十バウ、農業租借地は一萬二千二百八十九バウを所有し、從來マゼナン、スンペルラワン及バンドンオノレロの三園にサイザル麻及護謨を栽培し、嘗ては七十萬瓩、乃至五十萬瓩のサイザル麻の生産を擧げ、生産品はスマラン市コロニアルバンク經由にて委託販賣を爲し歐洲及濠洲へ仕向けて居た最近數ケ年間は單に農園の管理維持をなして居るに過ぎない狀態にあり、從而其生産量も揭示する程に達して居ない。

**其の他**　邦人の南洋に於ける斯業投資としては、蘭領中部爪哇ソロカルク・クラジヤン・レジヨに於けるゲダレン農事株式會社あるのみである。同社は元資本金六十萬盾の和蘭人會社であつたのを、邦人の內外製糖株式會社が千九百二十年に其の株を買收して經營したが、千九百二十三年、大日本製糖株式會社が之を買收し、越えて千九百二十五年百

七十萬盾に增資して事業の擴張增設を計り今日に及んで居る。

油脂料作物　古々椰子　古々椰子栽培企業は南洋に於ける重要なる農企業の一つであつて南洋に於ける邦人の農企業としても護謨、マニラ麻に次ぎ第三位を占めて居る。

邦人古々椰子栽培の最も盛んなる地方は比律賓群島ダバオであつて英領北ボルネオ及セレベス之に次ぎその他南洋各地に散在してゐる。

古々椰子栽培は之を專業となすものと護謨又はマニラ麻等他の作物の栽培を兼ねて行つて居るものもある。

**南洋各地古々椰子植付面積**（一九三五年）

| 生産地 | 植付面積(陌) |
|---|---|
| 比律賓 | 六〇八、三六〇 |
| 佛領印度支那 | 二二、四五〇 |
| 暹羅 | 六、六二七 |
| 英領馬來 | 二四五、七四四 |
| サラツク | 八、四八四 |
| 英領北ボルネオ | 二〇、八〇六 |
| 蘭領印度 | 四九、五〇九 |

**南洋及世界コプラ輸出數量一覽表**（一九三五年）

| 地名 | 輸出數量(噸) |
|---|---|
| 比律賓 | 五〇九、二〇〇 |
| 佛領印度支那 | 一二、二〇〇 |
| 英領馬來 | 一七一、五〇〇 |
| 英領北ボルネオ | 一〇、七〇〇 |
| 蘭領印度 | 四八七、五〇〇 |
| 南洋計 | 一、一九一、一〇〇 |
| 世界總計 | 一、五九六、〇〇〇 |
| 總計ニ對スル南洋ノ割合 | 七五% |

**邦人の栽培狀況**

**邦人古々椰子園地方別面積**（一九三四年）

| 國名 | 生產面積(英反) | 生產量(噸) |
|---|---|---|
| 英領馬來 | 二五五 | 一、八二二 |
| 比律賓 | 三、五九六 | 三八、九七六 |
| 蘭領印度 | 五、〇五二 | 三二、四五二 |
| 英領北ボルネオ | 三、八六六 | 二二、七三〇 |
| 計 | 一二、七六九 | 九五、九八一 |

尙事業の規模及投資額に就て觀れば古々椰子園は小規模經營にて妨げなき爲、可なり大規模のものがないではないが、概して小規模の個人經營のものが多い。從つて投資額調査の如きも明確を期し難い憾みがあるが、大體七、八百

萬圓と見積られて居る。

椰子園經營者は直接コプラを製造して生産地の商人に賣却するのであるが稀には果實の儘商人に賣渡すこともある。賣買契約を了したコプラは市場に搬出せられて輸出される。

コプラは食料油或は石鹸製造の原料として年々南洋各地より輸入せられる。

邦人の農園産コプラとしては、比律賓ダバオ産のコプラ約二千噸の輸入を最高とし、千九百三十一年より英領北ボルネオ、タワオ産のものが年々五、六百噸輸入せらるゝを主要なるものとする。

油椰子　南洋に於ける油椰子栽培の歴史は非常に新しく千九百十年代に於て漸く營利的に栽培を見るに至つた。其の後植付面積は逐年增加し、一九二三年には三萬四千英反に達した。恰かも此の年大阪の野村合名會社はスマトラ島カランイヌウに在る獨逸人經營の油椰子園を買收經營し今日に及んで居る。

南洋油椰子生産高表（一九三五年）

| 地名 | 植付面積（陌） | | 生産高（噸） |
|---|---|---|---|
| 英領馬來 | 二六、〇二七 | 油 | 二三、一〇三 |
| | | 仁 | 三、五二九 |
| 蘭領印度 | 七四、九一九 | 油 | 一四七、六三四 |
| | | 仁 | 三〇、六一五 |
| 計 | 一〇〇、九四六 | 油 | 一七〇、七三七 |
| | | 仁 | 三四、一四四 |

## 邦人の栽培狀況

### 油椰子栽培に關係する邦人會社（一九三七年度）

| 會社名 | 事業地 | 租借面積（英反） | 植付面積（英反） | 生産面積（英反） | 生産高（噸） | 投資高（千盾） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 野村東印度殖産株式會社 | スマトラアチエ州 | 一一、〇四五 | 四、一〇〇 | 四、〇七〇 | 油核 三、〇六五 五七二 | 二、三一五 |
| 東山農事株式會社 | スマトラ東海岸州 | 八、八四九 | 七、九四三 | 一、〇一八 | 油 五一九 | 二、八〇〇 |
| 大倉スマトラ農場 | 同 | 二五、八三二 | 二、五六四 | 二、五六四 | 未生産 | 一、一四〇 |

大倉スマトラ農場園は既に生産期に達し居り昨年之が生産工場設計機械購入等一切の準備を完了したれども時局關係の爲延期の不已得狀態にある。

生産物の販路　油椰子は古々椰子と異り果實より早く油を製造せねばならず、又椰子核は蘭領東印度に於ては油を採取せず、其の儘悉く輸出せられる。本邦に於てはパーム油は石鹸製造の原料及ブリキ製造工業用として年々輸入される。

米　米は南洋の殆ど各地で栽培されてゐるが、現在邦人の米作事業としてはサラワックに於けるものがその唯一つのものである。即ち年々多額の食糧米を輸入しつゝあるサラワック國の國王の慫慂に依り日沙商會は昭和四年以來度々調査員を派して米作適地を選び、昭和六年より邦人農家を入れて米作の實耕調査を開始し、幾多の苦難を經て昨今漸く將來の見込も立つに至つた。

尙南洋には住民の主食糧たる米に不足し、その供給を外米に仰いでゐる國が多く、其等の國の多くは、日本人の手に依り自國の米作の興らんことを希望してゐる。

**藥用作物**　南洋には藥用として重要な作物が尠なくないが、未だ邦人栽培の見るべきものがなく、僅かに次の如きものが知られてゐる。

**コカ**　邦人のコカ栽培は南國産業株式會社が爪哇に於いて副業的に間作を營みつゝあるに過ぎず、その生産額も昭和十一年度は約四〇〇ピクルを擧げたのみである。

**規那**　南國産業株式會社が爪哇のウノサリー農園等に於て一八七ヘクター（單植全部生産園）に亘り栽培し、一九三三年度は六二、三〇〇半耗一九三五年二四九、九四五半耗、一九三七年二一八、三五八耗の生産を擧げてゐる、同社は和蘭キナ・トラストに加盟し居る爲右トラストの生産制限を受け實際生産力に對し遙に少ない生産を爲してゐる、尙その生産物は殆ど全部和蘭本國に送られる。

この外大阪の武田長兵衛商店が昭和六年爪哇のチカネリー及他二農園に於て前記トラストのアウト・サイダーとして規那栽培を始めたが昭和十二年植付面積三八〇ヘクター乾燥皮五九、八五四耗の生産を擧げた、生産量は擧げて日本に仕向けてゐる。

尙和蘭は新制限條令により一九三七年より向ふ十ケ年間規那の生産を統制してゐる。

**トバ**　トバ根は古くより土人が矢毒又は魚獲用毒として利用し、特に害蟲驅除に有效なものであるが、之が初めて産業的に栽培されたのは馬來半島であり、而も最近の事である。

馬來聯邦政府が積極的に其の栽培を奬勵し始めたのは一九二四、五年以來であるが未だ之を專業とする者少く、多くは幼穉樹又は油椰子其の他永年作物の一時的間作として栽培せられて居るに過ぎぬ。

一九三六年度に於ける馬來半島のトバ栽培面積は一萬一千三百六十六英反であつて輸出額約六百磅を示してゐる。

馬來半島に於けるトバの組織的栽培は邦人が其の先驅を爲したものであるが、現在邦人にして之を栽培する者少く熱帶産業株式會社は曾て馬來半島セナイ園に於て比較的大規模に之を栽培したが、現在は僅か十二英反程に試驗的栽培を行つてゐるに過ぎない。

尙馬來半島の外、スマトラ、北ボルネオ及サラワク等に少數の邦人がトバ栽培を行つて居るが大したものではない。

**香料作物**　南洋には肉豆蔻、丁香等各種の香料植物が生育するも現在邦人にして此種植物を企業的に栽培する者なく唯爪哇、ボルネオ、スマトラ等に於て極く小規模にシトロネラの間作的栽培を行ふ者あるに過ぎず。而も自ら採油することなく生草のまゝ採油工場に販賣してゐる狀態である。

**香辛料作物**　蘭領東印度が世界の胡椒産地として有名なることは既に世人の熟知するところである。胡椒は世界的の香辛料として用ひらるゝ外、蘭領印度を始め其の他の熱帶地に居住する一般人士の嗜好上殆ど日用品とも言ふべく、從つて自家用料として彼等の手で植ゑられて居るが、其の分布は實に廣く蘭領に於ける全生産量の九十九%迄は支那人及土人園の生産であり歐人農園産額は非常に尠い。

邦人の胡椒栽培は東南ボルネオに於ける東印度起業株式會社のスンゲイドア農園、同社移民園及バコン農園等に於て相當に行はれて居り、又西ボルネオのランダ、シンカワン、パマンガ各地方に於ても邦人に依つて栽培せられて居

るが、何れも小規模の個人企業のみである。胡椒以外の香辛料植物に付ては邦人の栽培として統計に上る程のものあるを聞かない。

園藝作物（蔬菜、果樹等）南洋に於ける邦人の園藝は主として高地蔬菜栽培であつて比律賓群島マニラの避暑地バギオの高地に於けるものは戸數六十餘戸（人口約三百人）馬來半島のカメロン高原に於けるものは戸數十數戸である。その他スマトラのブラスタギ及ダバオ市郊外に於ても二、三蔬菜栽培に從事してゐるものがある。

林業　邦人の木材企業は現在に於ては比律賓、ボルネオ産のラワンを主とする南洋材を對象として居る。斯材の輸入は大正七、八年頃に始まり同八年立方米當り製材五圓五十錢、丸太二圓の輸入稅を課せらるゝに至つたが、依然として輸入增加を示し、昭和十二年度も略前年度同樣二百二十餘萬石に及んだ。

ラワン　幾多價格の變遷を經て現在東京市場にては、丸太石十二、三圓で取引せられて居る。畢竟輸入統制の結果供給不足が因をなし高値を保つて居るのである。近時斯材の研究進み、建築家具用材、造船用材、車輛用材、軍需用材、鐵道枕木、橋梁用材、特殊土木用材、電柱、枕木等各種方面に益々其の需要を喚起し來れる外、最近ベニヤ用材として需要增加し斯業の大發展を招來するに至つた。

唐木及チーク　邦人の租借地を得て企業をなせる者無し。昭和十二年度輸入量は夫々、千七百二十萬斤、八十一萬餘圓、一萬四千四百立方米、二百八十五萬圓を示して居る。尙邦人事業の現況を一瞥せん。

各地商社別、規模竝に投資額及融資額を示せば左表の如し。（一九三七年調）

| 地名 | 會社名 | 租借面積（町歩） | 蓄積（萬石） | 實際投資額又は融資額（圓） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 比律賓 | 比律賓木材輸出株式會社 | 一二四、八〇〇 | 一二、〇〇〇 | 一、九〇〇、〇〇〇 融 | |
| | 古川拓殖株式會社 | 五二、〇〇〇 | 三、三〇〇 | 七〇〇、〇〇〇 | |
| | 三井物産株式會社 | 二〇一、〇〇〇 | 二、二九〇、〇〇〇 | | |
| | 株式會社住友商店 | 一〇、〇〇〇 | 五、八五〇 | 一、九七〇、〇〇〇 融 | |
| | 株式會社岩井商店 | 三七、九〇〇 | | 二七〇、〇〇〇 | |
| | ギングー木材株式會社 | 四五、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | |
| | 日比企業株式會社 | 六五、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 六一九、〇〇〇 | |
| | 南洋物産株式會社 | | 五、〇〇〇 | 九七〇、〇〇〇 | |
| | 日比興業株式會社 | 五四、〇〇〇 | 七五〇 | 五〇〇、〇〇〇 | |
| 蘭領ボルネオ | 南洋林業株式會社 | 五〇、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 五、〇八〇、〇〇〇 | |
| 比律賓及蘭領ボルネヲ | 株式會社播磨造船所 | 三二二、〇〇〇 | 一、二〇〇 | 六四〇、〇〇〇 融 | |
| | 株式會社安宅商會 | 九五、〇〇〇 | （有用材）三、一六〇 | 七〇、〇〇〇 | |
| | | | | 六八〇、〇〇〇 | |
| 英領北ボルネオ | 日本產業ゴム株式會社 | 四、五〇〇 | 一五〇 | 六〇〇、〇〇〇 | ゴム園租借地一三、五〇〇町歩內ノ伐採 |
| | 野村商事株式會社 | | | 二〇〇、〇〇〇 | B・B・Tヨリ買材 |
| | | | | アナカンラムバー會社ヨリ買材 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二 | 合資會社山田種章商店 | 五〇〇、〇〇〇 | N・B・Tヨリ買材 |

（註）各商社の過半數は各地に事業地を有するも右表は各商社毎に一括せるものなり

産額及販路　一ケ年の産額は二百數十萬石に達し、地方消費又は支那、關東州に輸出せられる一部を除き其の殆ど全部が我國に向け輸出せられて居る。

我國との關係　我國との關係は貿易上より觀て比律賓との取引最も多く、ボルネオ之に次ぎ、南洋物産、野村商事及山田種章商店の三買材業社の外は何れも邦人の投資乃至融資に依つて經營せられて居る。

現在各國共に木材資源の缺乏を憂慮せらるゝ折柄、蓄積豐富にして材質優良且安價なる南洋材の輸入は、地理的優位を占むる我が邦人が直營其の他の方法により其の發展を計る可き事業と云ふ可きである。

**水產業**　外南洋に於ける廣大なる海洋は熱帶及亞熱帶に跨り鰹、鮪、鮫、鱚、鯛、鰕、眞珠貝、高瀨貝、等の重要魚貝類の生棲多く海上も比較的靜穩にして周年操業し得るのみならず附近に有利なる根據地を控へ更に臺灣、南洋群島よりの出漁にも適し且つ他國民との相剋も少ない以上の諸點より考察すれば南洋漁業の將來は大いに發展の餘地あるものと思はれる。

現在外南洋根據の邦人漁業者は鰹、鮪、眞珠貝、トロール及雜漁業に從事して居り其の年產額は約六百萬圓に達する此の他に南洋を漁場とする臺灣及內地根據の鰹、鮪、トロール、機船底曳網漁業の六百萬圓、內地陸揚香港根據トロール漁業の二百萬圓、南洋廳管下に根據を有する眞珠貝漁業の四百萬圓を合計すれば年產額約一千八百萬圓に及んで居る。

外南洋根據の邦人漁業表

| 漁業別 / 種別 | 鰹鮪漁業 | 眞珠貝漁業 | トロール漁業 | 雜漁業 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 經營者數 | 八人 | 一五 | 一 | 三七 | 六一 |
| 從業者數 | 八四八隻 | 八〇八 | 四〇〇 | 二、七八九 | 四、八四五 |
| 漁船數 | 四二千圓 | 一四 | 一五 | 三七八 | 四四九 |
| 年產額 | 一、五〇〇 | 四〇〇 | 五〇〇 | 三、五三〇 | 五、九三〇 |
| 漁業根據地 | タワオ | 木曜島 | 香港 | シンガポール | |
| | メナード | ダーウィン | | バタビヤ | |
| | タルナテ | ブルーム | | マカツサル | |
| | アンボイナ | コサック | | ダバオ | |
| | ザンボアンガ | ボロ | | サバン | |
| | | ブートン | | バタン | |
| | | | | マニラ | |

鰹鮪漁業　鰹鮪漁業は比律賓、英領北ボルネオ、蘭領セレベス島及附屬諸島を根據として行はれて居る。而して英領北ボルネオに於てはボルネオ水產株式會社がシヤミル島を根據として從業員五四二名を以て斯業を營み漁獲物は罐詰及節に製造し最近又バンゲ島に工場が設立せられた。

比律賓島、ザンボアンガには日比合辨のシーフツドコーポレーションがあり主として鮪繊詰の製造を行つて居る、蘭領セレベス島のメナード及タルナテには大岩漁業合資會社、日蘭漁業會社等があつて節製造及鮮魚の供給をなしその從業員は總數二百三十名を數へその漁獲高は年數十萬圓に達する此の他各地に個人漁業を營むもの多く斯業は南洋に於て最も盛なる漁業の一つである。

外南洋根據邦人鰹鮪漁業表

| 地名 | 經營者 | 從業員 | 漁船 | 年產額 |
|---|---|---|---|---|
| タワオ | ボルネオ水產株式會社 | 人 | 隻 | 千圓 |
| メナード | 英領北ボルネオ移住漁業團 | 五四二 | 七 | 六〇〇 |
| タルナテ | 大岩漁業、日蘭漁業會社、其他一 | 二〇〇 | 三 | 六五〇 |
| アンボイナ | 大岩漁業出張所 | 二六 | 八 | 七〇 |
| ザンボアンガ | 個人漁業者 | 二〇 | 二 | 三〇 |
| 計 | シーフードコーポレーション | 六〇 | 二 | 一五〇 |
| | 八 | 八四八 | 十四 | 一、五〇〇 |
| | | | 六 | |
| | | | 和船 | |
| | | | 四二 | |

眞珠貝漁業　邦人の眞珠貝漁業は南洋群島を根據とする純然たる遠洋漁業組織のものと、外國領土を根據として日本人に依つて經營せられたるものと大別し得べく、外國人經營の斯業に從業員として雇傭せられ眞珠貝採取を行つて居るものとがある。

茲に記する眞珠貝漁業は外國領土を根據とするもののみに關する海外に於ける邦人經營の漁業は蘭領印度及比島に於て行はれ濠洲に於ては日本人經營の漁業は禁止せられて居る爲契約從業員として斯業に從事するものあるに留まる。

現在濠洲に於ける邦人從業員數は約八百名であつて南洋群島根據の邦船乘組員約二千名の半數以上に達し其の內地送金高は約五十萬圓に達する、此の他蘭領ブートンには邦人經營のブートン眞珠株式會社があり蝶貝の養殖を行つて居る。

外南洋根據の邦人眞珠貝漁業表

| 種別 / 地方別 | 邦人從業員 | 邦人漁業者 | 邦人船數 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 木曜島 | 三五四名 | 一 | 一 | 外人船主下ニ乘組員トシテ採取等ニ從業ス |
| ダーウイン | 一四六 | 一 | 一 | 濠洲ニ歸化セル村松次郎ハ漁船四隻ヲ經營ス |
| ブルーム | 二〇五 | 一 | 一 | 外人船主下ニ乘組員トシテ採取業ニ從事ス |
| コサック | 二〇 | 一 | 一 | 濠洲ニ歸化セル村松次郎ハ漁船二隻ヲ經營ス |
| ドボロ | 四七 | 六 | 六 | 邦船乘組員三六名ノ他セレベス貿易會社從業員十一名 |
| ホートン | 一一 | 八 | 八 | |
| 計 | 二五 | 一 | 一 | 眞珠貝養殖業 |
| | 八〇八 | 一五 | 一四 | |

トロール漁業　東支那海、黄海、漁場の衰退は南支那海より濠洲沖合出漁となりたる爲日本水産株式會社香港支店に於ては急速冷凍裝置を有するデーゼルトロール船十五隻を以て操業して居る、漁獲高は現在香港陸揚のみにても年五十萬圓に達し此の他冷凍の上內地以外、上海、比律賓方面にも販賣せられて居るものも相當の額に上つて居る、尙臺灣を根據とするトロール船、機船底曳網、漁船も此の方面に出漁し漁獲物は運搬船に依り內地に輸送して居る。

雜漁業　以上の漁業の他打瀨網、追込網、採貝漁業等の雜漁業がありシンガポール、バタビヤ、マカツサル、ダバオサバン、パタン、マニラ等を根據として行はれ鯵、鯛、鰆、鍛、鰹、雜魚及高瀨貝等を漁獲し其の從業員總數二千八百名年產額三百五十萬圓に及んで居る。

外南洋根據の邦人雜漁業表

| 地名 | 經營者 | 從業員 | 漁業種類 | 漁船 | 年產額 |
|---|---|---|---|---|---|
| シンガポール | 大島公司、石津公司、其他一 | 一、〇三八 | 追込、流網一本釣 | 一七四 | 一、〇〇〇千圓 |
| バタビヤ | 大昌公司、大城公司、其他三 | 二八八 | 追込、曳釣 | 三二 | 四〇〇 |
| マカツサル | 玉城組 | 三二 | 釣及追込網 | 二 | 一〇〇 |
| ダバオ | 後藤金造外十七名 | 一六〇 | 追込、卷網 | 三七 | 四五〇 |
| サバン | 玉城組 | 三六 | 追込 | 七 | 四〇 |
| パタン | 金城組 | 三五 | 追込 | 六 | 四〇 |
| マニラ | 三名 | 一、二〇〇 | 打瀨張網釣 | 一二〇 | 一、五〇〇 |
| 計 | 三七 | 二、七八九 | | 三七八 | 三、五三〇 |

鑛業　現在南洋方面に於て邦人の着手してゐる鑛業は鐵、滿俺、錫、銅、ニツケル、雲母及ボーキサイト及石油の八種目であつて右の內錫、銅、雲母は未だ產出を見ないが近く出鑛すべく着々準備進捗中である。其の他は現在稼行中であつて就中鐵鑛採掘は最も盛んに行はれ最近ニツケル鑛、ボーキサイトの採掘も急激なる發展を見つゝある。

鐵鑛　邦人の經營する鐵山は八ケ所であつて內五ケ所迄は馬來半島に在り他は佛領印度支那、佛領ニューカレドニア及比律賓に於て最近權利を獲得したものである。

スリメダン鑛山　石原產業海運株式會社の經營であつて馬來半島柔佛州に在り鑛石は赤鐵鑛を主とし品位は六十%以上である。大正九年より稼行しつゝあるものである。

太陽鑛山　石原產業海運株式會社の所有であつて馬來半島トレガヌ王國に在り鑛石は滿俺鐵鑛であつて品位は滿俺十六%鐵約三十五%である。此他赤鐵鑛を主とした品位約六十%の鑛石がある。大正十三年より稼行してゐる。

ヴングン鐵山　日本鑛業株式會社の經營する所であつて馬來半島トレガヌ王國に在り鑛石は主として赤鐵鑛にして多少の磁鐵鑛を含有し品位は平均六十%以上である。昭和五年より稼行してゐる。

タマンガン鐵山　南洋鐵鑛株式會社の經營であつて馬來半島ケランタン王國に在り鑛石は褐鐵鑛にして品位は平均五十七%乃至五十八%である。昭和十二年より稼行してゐる。

飯塚鐵山　飯塚鐵鑛株式會社の經營であつて馬來半島柔佛州に在り鑛石は主として褐鐵鑛にして品位は五十%乃至

五十五%である。昭和十一年より稼行してゐる。

佛印の鐵山　印度支那産業會社は佛領印度支那安南州、東京州に鐵鑛區を所有し鑛石は褐鐵鑛又は赤鐵鑛であつて品位は五十%乃至六十五%、昭和十三年より稼行してゐる。

尙此他邦人の進出せるもの一、二がある。

ゴロ鑛山　ヌベル・カレドニー鑛業株式會社の所有に係り佛領ニューカレドニア南端に在り鑛石は褐鐵鑛であつて品位は五十%乃至六十%、現在出鑛準備中であるが昭和十四年一月より搬出の豫定である。

比律賓の鐵山　最近邦人某鑛山會社が比律賓の東海岸の鐵山開發に着手し昭和十四年度より出鑛豫定であつて目下着々準備中である。鑛石は赤鐵鑛、品位は六十%乃至六十七%である。

此他日本鑛業株式會社は西濠洲ヤンピーサウンド島の鐵鑛開發權を獲得し着々準備中の處昭和十三年に至り濠洲聯邦政府は突然鐵鑛石輸出禁止を發令し目下交渉中である尙比律賓には買鑛をしてゐる會社二、三あり年七、八十萬瓲輸入を爲し得る能力がある。

滿俺鑛　既述の石原産業海運株式會社の太陽鑛山の他に馬來半島ケランタン州タンドウ滿俺鑛山がある。後者は日本鑛業株式會社の經營にして品位は五十三%前後昭和十一年より稼行してゐる。此他日比鑛業株式會社は比律賓パラワン州ブスアンガ島に鑛區を獲得し昭和十二年より出鑛してゐる。鑛石品位は五十%前後である。

錫鑛　石原産業株式會社は馬來半島に天滿鑛山及ペレパ鑛山を所有し前者は錫生産制限令に依り休山中後者は目下資金送金の關係より失權せざる範圍にて準備作業を行つてゐる。

此他最近某邦人鑛山會社が遲羅に於て鑛區を獲得し目下開發準備中のものがある。



銅鑛　石山鑛山株式會社は爪哇ソロ市附近に銅山を有してゐるが出鑛設備に多額の經費を要する爲め作業を一時中止した。

ニツケル鑛　太洋鑛業株式會社はニューカレドニア東海岸に鑛區を獲得し昭和十一年より出鑛開始し漸次盛況を呈してゐる。尙此他邦人會社にして南阿に進出せるものあり近く出鑛開始の見込とのことである。

雲母　邦人某は昭和十一年蘭領印度ペーリン島に於ける雲母試掘權を獲得し其後出鑛準備中の處昭和十四年度には送鑛し得る見込なる由である。

ボーキサイト　石原産業海運株式會社及株式會社日沙商會は馬來半島柔佛州に於て鑛區を獲得し前者は昭和十二年末後者は昭和十三年初より出鑛を開始し鑛石は孰れもアルミナ六十%前後硅酸二—三%のものである。

其他　以上の他最近邦人某會社は比島に於てグワノ採掘權を獲得し近く出鑛の豫定なり。

## 商工業

商業　南洋地方に於ける在留邦人の商業人員は六千五百四十九名（昭和十一年十月現在）にして、前年度の六千二百三十九人に比すれば二百六十五人を增加し、比律賓に於て百四十五人增加した。蘭領印度に於ては百十一名減少して居るが之は當國の入國制限規則の實施に依るものである。之を國別に觀れば比律賓の二千四百九十四人を首位に、蘭領印度の二千二百五十四人、英領馬來の一千四百三十六人、英領北ボルネオ、サラワツクの百二十四人、遲羅の百二十三人、佛領印度支那の百二十人等である。就中蘭領印度、英領馬來に於ける邦商の勢力は相當強く、各地に亙る販賣網を有して居る。左に國別に其の概況を說明することとする。

日貨排斥　南洋に活躍する邦商は明治四十年辰丸事件以來數回に亙り華僑の日貨排斥を蒙つて來たが最近本邦商品が南洋居住者の必需品に迄進展するに及び排日貨も昔日の如き實績上らず反つて邦商側に利益を齎らす程にたち至

つた。然し本事變勃發以來相當根強い排斥を受け一時は邦商も苦境に陷入つたのであるが、廣東、漢口の陷落を契機として漸次好轉して來た模樣である。

**蘭領印度**　最近に於ける本邦商品の目覺しき進出と共に之が取扱商たる邦人輸入卸賣業者、小賣業者の進出も顯著となり邦人商業者は今や從來蘭印經濟界に於ける專制的價格決定者たりし歐商輸入業者、華僑小賣業者の地位を脅かすに至つた。之が爲蘭印政府當局は從來の機會均等主義を放擲し、和蘭本國產業保護の意味を以て各種の輸入制限或は割當制を實施すると共に、昭和八年には入國令を改正し、同十年八月二十四日には非常時外國人勤勞條令を制定した結果、本邦人の經濟的發展上尠からざる支障を來すに至り爲に商業人員は前年に比し百十一人の減少を來した。蘭領印度は多種多樣の工業原料品の供給地たるのみならず、六千萬爪哇人の衣食住に缺くべからざる總ての工業製品、機械、器具類を購入するの關係上、輸出入貿易は盛況を極め從來日、蘭、英、米、佛、獨等の貿易商が主要港たるバタビヤ、スラバヤ、スマラン及メダン等に雜居し、商權の確保地盤の擴張に鎬を削り、國內商業上に於ては支那人が牢固として拔くべからざる勢力を有して居た。然るに最近の經濟事情の變化に因り、前述の通り蘭商、華商の地位危くなりたる爲、領內產業の保護統制を標榜して各種營業に就き、免許制度を採用する營業制限令を發布するに至つた。

現在蘭領印度に於ける邦人商業人員は二千二百五十人にして、貿易商七五、綿絲布、絹布、セメント、陶磁器、硝子製品、電氣機械、自轉車、食料品、雜貨、藥品等の物品販賣業者六百七十五人である。其の分布狀況は爪哇に最も多く、總數の六七・五%を占め、バタビヤ、バンドン、スマラン、スラカルタ、スラバヤ、ルマジヤン、バニユワンギ、ケデイリが中心地となつて居る。第二位はスマトラで二三・二%を占め、メダン、タンジョンバレー等が中心地で、其の他セレベス島マカツサ、ボルネオ島ポンデアナにも多く、其の分布地域は全蘭領印度に亘つて居る。

邦人商業者の主なるものを擧ぐれはスラバヤ、バタビヤの三井物產、三菱商事を始めとして千田商會、大同貿易、東洋棉花、日本棉花、江商、守谷商會の各株式會社、大信洋行、メダンの杉本商店等がある。物品販賣業にはスラバヤの松永洋行、シトアルジョの田中物產仲買店、ラワンの大陽商會、バンドンの佐藤商會、櫻洋行、ケデイリの山口商店、ブルオケルトの常盤商店、パレンバンの清榮商會等がある。

**比律賓**　比島に於ける邦人商業の發端がベンゲット道路工事（明治三十六年）從業の爲渡來した勞働移民の一部の轉向にある事は既に移植民の沿革中に於いて述べた通りであるが爾來麻耕地農業移民と共に商業移民の渡航相續き、外國貿易及小賣商方面に活躍し、現在比律賓には二千四百九十四人の邦人の商業者が在留し、貿易商十、陶磁器、雜貨、食料品等の物品販賣業者六百十五を數へ、マニラ、イロイロ、セブー、ダバオ、ザンボアンガ等各地に散在して居る。

比律賓は未だ農業本位國即ち原料生產國にして、國內商業の如きも充分なる發達を見ず、農產物の集散、工業製品の配給の程度に止まつて居る。從來商權の把持者は支那人であつたが、最近に於て日本品の進出其の他の事情に依り邦商益に比商が次第に是等の地位を侵蝕して居る。

邦人商店の主なるものを擧ぐれば、貿易商にはマニラの三井物產、三菱商事支店を始めとして岸本商店、大阪貿易、大同貿易支店、金貨メリヤス、神戶バザー、森自轉車店、ダバオに於ける三井物產ダバオ出張所、太田興業、エス・ナカジマ等がある。物產販賣業にはマニラに高橋商店、日本バザー、アイデアル・バザー、イロイロ州の東京バザー村上商店、セブーの大正バザー、ザンボアンガの旭バザー、ダバオの大阪バザー支店、飯崎、松尾、山路商店等がある。

英領馬來　明治の初期に始まつた邦人の英領馬來への渡航は大正の中期に至るまで漸增し商業界、栽培界に於ける活躍は相當見るべきものが有つたが、大戰後の不況と數次に亘る華僑の日貨排斥とに因つて非常なる苦境に陷つた。然し數年來の我國輸出貿易の進展に伴ひ漸く其の勢を挽回しつつある新嘉坡、マラッカ、彼南等は何れも仲繼港たる關係上、馬來半島奥地は勿論、暹羅、蘭領印度方面への邦品の轉買旺んなる結果、此の方面への進出は有望にして年々發展しつゝある。現在英領馬來には一千四百三十六人の邦人商業者があり、新嘉坡に最も多く彼南、ジョホール州等に分布して居る。貿易商十、陶磁器、硝子製品、呉服類、自轉車、雜貨等の物品販賣業者二百十八がある其の主なるものは貿易商には三井物産、三菱商事新嘉坡支店を始め、株式會社千田商會、加商株式會社、士母他公司、弘榮商會がある物品販賣業には南洋商行、日本賣藥株式會社、越後屋呉服店、伊勢屋、櫻商會、南洋印刷所、都電氣商會、弘榮藥房、日本藥房、ロビン商會等がある。

暹羅　華僑は南洋各地の經濟界に不拔の勢力を有するが特に暹羅國經濟界に於けるそれは絶體的であり內外に不拔の配給網を張つて國內商業を獨占すると共に、外國貿易の大部分を取扱つて居る邦商の勢力は未だ極めて微力にして、最近の日本商品の進出と暹羅政府の親日政策とに依り漸く邦商進出の素地は作られたが、其の數は極めて少なく現在邦人商業人員は百二十三名に過ぎない。邦人貿易商は十八名を數へるがその主たる者は三井物産會社支店、山口洋行江畑洋行、伊藤洋行等であり、物品販賣業には日出藥房等がある。

佛領印度支那　佛領印度支那は他の南洋諸國と同樣原始產業國にして、商工業方面の發達は甚だ微弱なるのみならず、統治國たる佛蘭西が外資の流入を喜ばず、極度に佛國商品保護政策を採つて居る爲、其の發達遲々として進まず、商權の大部分は支那人に依つて占められて居る。現在佛領印度支那に於ける邦人商業人員は七十三名にして、貿易商二十六、物品販賣業六名である。主なる邦商は貿易商に三井物產會社西貢出張所、水谷商店、下村洋行、菊池漆行等があり物品販賣業には株式會社齋藤商店河內出張所、長嶋洋行、山田商店、森瀨商店、中一洋行等がある。

サラワック、英領北ボルネオ、ブルネイ其の他　サラワック王國、英領北ボルネオ、ブルネイ等にも少數の邦人商業者があり、雜貨の輸入販賣に從事して居るが、未だ未開拓の域を脫せず、將來の好發展地として期待されて居る。

工業　南洋の如き天然資源に富める地方に於ては、加工工業又はローカルの工業にして有望なるものが少くないが其の實權は主として支那人及歐洲人の手に在り、邦人は甚だしく立遲れて居る。昭和十一年十月外務省の調査に依れば、南洋方面に於て工業に從事せる邦人數は千九百七十二人にして、他の產業に比し甚だ不振であり、其の內容も甚だ貧弱であつて、內地工業者にして資本と技術とを持つて進出した者は極めて少く、農業者及商業者の轉業した者が多い結果、大工、石工、塗工、洗濯業者、飮食料品、嗜好品製造の如く在留邦人目當か又は手工業的小規模事業に從事する者が多い。然し後に述べるが如く、比律賓に於ける菓子製造、護謨靴製造、繼詰製造の如きは、其の經營方法近代的にして邦人事業として誇り得べきものであるが、其の他は未だ小規模なるを免かれない。

而して工業に從事する邦人は大體に於て成功せる模樣であり、又漸次高級なる工業に移りつゝある現狀に在る。尙最近に於ける本邦對南洋諸地方の通商事情は、本邦工業者をして機械及原料を內地より輸入し、彼地に於て製造工業を起さしめんとする情勢を漸次濃化しつつあり今後此の方面に於ける進出は期待し得べきである。

蘭領印度　蘭領印度は所謂熱帶性氣候と地味の肥沃とに依り、植物性工業原料極めて豐富なるのみならず、之が加工に要する勞力には極めて低賃金なる支那人、土人あり、唯動力に於て電力料金高價にして蒸氣力に依るの外なく之が燃料用の石炭は輸入に俟つの缺陷あるも、豐富なる工業原料と低賃銀の勞働力とに依り、蘭印工業の前途は洋々たる

ものがある。蘭領印度に於ける邦人工業者數は二百七十五人にして、精米、製材、護謨精製加工、製藥、蚊取線香製造、自動車タイヤ修繕、自轉車修繕、電氣器具組立、麥酒、清涼飲料水製造、硝子瓶製造、鐵工、瓦斯熔接、鍍金等の凡ゆる業種に亘り從事せるが、何れも小規模經營に過ぎない。最近我國の經濟力が同地方に對して急激に進出したる爲、蘭印政府は本國及蘭印の和蘭人事業保護の目的を以て、千九百三十四年十月二十三日營業制限條例を發布し、同地在住の邦人營業權に干渉すると共に、同地に對する新なる工業進出を阻止し更に一九三五年非常時外國人勤勞條令を發布して邦人從業員の入國を制限したる爲邦人の工業的進出は可成の困難を伴ふに至つた。

**比律賓**　比律賓は其の位置、亞細亞貿易に對する絶好の配給地に當り、地味豐饒にして各種の資源豐富なるに拘らず、工業に必要なる動力資源竝に資本の缺乏、勞力の割高、住民の企業心乏しき等の諸原因に基き、其の工業は未だ不振の域を脫しない狀態にある。比律賓に於ける邦人工業人員は一千三百三十九人にして、製材、製菓、シャツ製造、味噌釀造、家具製作、木炭製造、カンバス靴製造、清涼飲料水製造等の業種を擧げ得るが、カンバス靴製造及清涼飲料水製造を除き技術的低位の工業のみ限られて居る。而して最近比律賓コンモンウエルス政府の成立に伴ひ日比兩國經濟提携の見地より邦人工業者が同地方に進出し、日比合辨にて新企業を起しつつあり、ナシヨナル工業株式會社の護謨靴製造、パリンタワク・ビールブリユーアリ株式會社のビール釀造南洋水產株式會社の罐詰製造の如きは、其の例である。

**英領馬來**　英領馬來は護謨、古々椰子、油椰子、籐等を始め、幾多有用なる工業原料品に富むのみならず、東洋交通の中心地として製品の搬出極めて容易なるにも拘らず、其の第一條件たる燃料卽ち石炭、石油及重油は輸入に俟ち之に代るべき電力又高價なると、勞働者の能率低きとに依り其の工業は見るべきものがない。

邦人の當地方に於ける工業も亦從つて微々として振はず、工業從業人員は三百二十人を算するも、其の規模小にして、地方的な需要を充す程度のものに過ぎない。

**佛領印度支那**　佛領印度支那は光と熱とに惠まれて工業原料多く、勞働者及燃料豐富にして工業發達の好條件に惠まれて居るが、佛本國は極度の鎖國政策を採り、高率關稅と土地所有の禁止とに依り外國資本の進出を妨げて居る爲、我國の經濟的進出は殆んど不可能の狀態に在る。

邦人の工業人員は僅かに七人を數ふるに過ぎず、是等は自動車塗裝竝に漆器製造に從事して居る。

**暹羅**　暹羅は米を主とする農產物を始め各種工業原料に富むも、動力資源の缺乏、住民の勞働能率低位、外國人土地所有の禁止等の爲、其の工業は未だ不振の域を脫しない。然し最近同國政府は國內工業の振興を圖る爲、先進諸外國の技術と資本を要求しつゝあるが、彼我經濟提携に基き我國の優秀なる技術と資本とに依り、當地方への進出は今後に俟つべきである。

因みに現在の邦人工業者は僅かに十四人を數ふるに過ぎない。

## 第三節　海外拓殖事業の指導奬勵に關する施設

**第一　政府の指導**　海外資源の調査及紹介　邦人の海外企業として有望なる新資源の獲得は、海外進出の國際競爭に立ち後れたる我國として、將又主要工業原料品及特殊食料品等を海外よりの輸入に仰ぐ狀態に在る我國としては、一日も之に忽にすべからざる實情に在る。然るに是等の資源獲得に關しては、地理、氣候、風土、交通、衞生に關する狀態及企業し得べき產業の種類、企業方法採算關係等に關し、科學的にして且つ精密周到なる實地調査を必要とす

るのであるが、斯かる調査は專門家をして相當組織的に行はしむることが必要であり、且つ地域遠隔、交通不便等の關係上多額の經費と日子とを要するので、從來內地企業家の熱心なる希望あるに拘らず、一部の資本家を除いては容易に企畫し得なかつたところである。

然しながら今日の我國に於ては企業團體の海外進出を圖り、工業原料の合理的取得に依り國內產業の振興を圖ると共に、一方海外市場の開拓、貿易の促進に依り失業問題の緩和と國民精神の作興とを圖ることが極めて緊要なことである。故に政府は特に海外に於ける資源中

一　企業の見込あるもの

一　內地工業と聯絡を有し、其の原料を內地に供給し得るもの

等に付て、民間事業の各方面に於ける調査に援助と指導とを與へ、之が具體化に努めて居る。

移住適地の調査及紹介　我國の現狀に鑑み、成るべく多數の移住適地を海外に調査し、其の中有望なるものに對しては敏速且つ具體的なる移住計畫を樹て、最も安全且つ平和的に邦人を移住せしむることは極めて緊急である。然るに斯くの如き調査は前述の海外新資源の調査と同樣に極めて實行困難なる種々の事情あり、移住を希望する個人又は團體のみの力では容易に計畫し、實行し得ない場合が尠くない。斯くて邦人の發展を期し得ない憾がある爲、政府は昭和の四年度以來成るべく民間に於ける此の種調査に援助を與へ、將來邦人の移住し發展の見込ある地方に付て、各般事情を調査せしむると共に、他面實際に移住者を入植せしむる場合に於て、必要なる具體的計畫に關し實地に就て試驗調査せしめて居るが將來此の種の調査に依り新なる移住地を建設し得る見込である。

各種產業に對する指導　今日我が海外發展の基礎を爲して居る移植民及海外拓植事業に從事せる者は、徒手空拳海外萬里の異鄕に活躍せる者が寧ろ多數にして、是等は多く技術的知識經驗を缺き、爲に往々にして豫期しない失敗を招くことがある。故に當省は適地適業の技術的を指導企圖して居る所である。例へば伯剌西爾サンパウロ州に於ける移民は多く珈琲單作に偏し、爲に一朝珈琲の不作又は不況に遭遇すれば十年辛苦の結果が忽ちにして水泡に歸するの狀態である。故に珈琲栽培に關する基本的指導を爲すと共に、他面珈琲單作の危險分散の爲に珈琲以外の栽培物にして、珈琲と併作し得られるものに關して調査指導を爲すこととして居る。南洋に於ける護謨栽培業者に對しても同樣の指導を爲して居る。

以上の施設を行ふ爲、昭和四年度より邦人事業の集團せる海外樞要の地に技術職員を配置又は增置し（以前はサンパウロ市に少數の技術員が居たのみである）專ら邦人移民の農事及各種の拓殖事業の指導に當らしめて居る。

**第二　政府の助成**　產業施設に對する助成　海外興業株式會社、海外移住組合、南米拓殖株式會社、アマゾニア產業株式會社等の如く、海外萬里の異域に於て邦人の爲に移民事業を經營する諸團體の事業は、共の事業地が遠隔にして且つ共の根本に於て多分に公益的性質を有する爲、事業計畫當初に於ては相當の成果を豫想して計畫しても、其の實際に當つては國家に於て相當の指導と助成とを與へなければ、到底所期の目的を達成することが出來ず、又將來の發展を期し得ないのを常とする。仍つて政府は從來是等の事業經營團體に對して特に移民の常に利用する產業諸施設即ち倉庫、精米所、製材所、珈琲精撰場、繰棉工場其の他道路等の建設費に對し相當の補助金を交付し、以て事業の發達を期して居る。尙南米拓殖株式會社及アマゾニア產業株式會社の如く、海外に於て邦人移住地の經營を主たる業務とする株式會社に對しては、其の事業の性質上從來の產業施設助成の方法では不適當且つ不十分であるので、政府は昭和十一年より十年以內の期間を限り、每年會社の移住地建設費の年六分以內に相當する金額を支給すること

し、民間企業としての移植民事業の堅實な發展を圖ることとなつた。又海外に於ける邦人の鑛業、水產業、倉庫業等の多く移民事業を伴はざる拓殖事業を經營する諸事業に對しても亦、同樣の理由に依り其の施設費に對して相當の補助金を交付し、是等拓殖事業の發達を期して居る。

次に玆に特記すべきものに在伯邦人產業組合に對する助成がある。伯國に於ける邦人移民が次第に其の數を增し、各地に發展して集團地を形成するや、是等の集團地に於ては產業組合の必要を感じ、之が設立を見たもの既に五十一組合（其の中法律に依る正式組合は十三組合）に達して居る。產業組合は組合員に相互扶助、共存共榮の良風を馴致し小產業の發展を助長するものであるが、伯國に於ては此の外尙特殊の意義を有するものがある。卽ち移民集團地自治の基礎を確立するのみならず、將來在伯同胞の金融に關して有力なる資金運用機關として中心的活動を爲す使命を有するものである。然るに既設の組合は孰れも設立日尙淺く、倉庫、事務所、精米所其の他の工場等は未だ整備せざる狀態である。從つて是等の產業組合の產業施設に對して相當の補助を與へ、以て組合をして充分なる活動を爲さしむべく努力して居る。而して是れは單に伯國に限らず、南洋方面に於ても邦人移民の此の種自治的組織の出現する傾向に在り、比島ダバオに於てマニラ麻栽培に從事して居る邦人間にも既に二、三の產業組合が設立されて居る。政府は是等南洋方面に於ける產業組合又は漁業組合に對しても勿論、伯國に於けるものに對すると同樣可及的助成の方針を採つて居る。

**公益施設に對する助成**　**教育施設**　政府は邦人が一地方に多數集團し、子弟に對する教育機關設置の必要が認められる場合には、教育會を設立して小學校の開設を爲さしめ、之が建設維持に要する經費に對しては相當の補助金を交付する外、教師の派遣を斡旋する等異鄕に在る者の子弟教育に遺憾なきを期して居る。現在中南米諸國、滿蒙、支那、南洋方面に於て邦人の集團する大都市又は移民地には殆んど小學校が設けられて居る。然し邦人の數未だ多からざる地方に於ては勿論何等教育施設無く、爲に子弟の教育に付不便を感じて居る地方も尠くはない。此の點に付ては相當考慮中である。

**衞生施設**　海外に於ける邦人の爲に衞生施設の必要が認められる地方は、商業其の他の爲に邦人の多數集團せる都會地ではなく、寧ろ都會より隔りたる奥地の農業地帶である。卽ち伯剌西爾に於けるイダアペ植民地、移住組合の經營するチエテ及バスト移住地、アマゾン地方に於ける商拓植民地の如き交通不便なる地方に建設せられた植民地、若は南洋方面に於ける護謨園、麻園等の如く交通不便にして其の上何等施設の見るべきものが無く、而も事業の性質上多數邦人の集合せる地方である。斯くの如き植民地若は拓殖事業地に對し政府は從來補助金を交付して醫療施設を爲さしめ、邦人に對しては勿論、地方土著民に對しても公益的に醫療の使命の發揮に努めて居る。

**移住者收容所**　伯剌西爾其の他遠隔の地に於ける植民地に、內地より渡航して移住する者が移住地到著と同時に住宅を建造することは不可能のことである。玆に於て移住者が各自の住宅を完成する迄、假の宿とするバラックを準備し置くことは移住地經營上の必須條件であるが、是れは移住者保護を目的とする施設である爲、政府は從來此の種の施設に對し補助金を交付し、以て移住地到著の移民に不便なからしむることに努めて居る。

**拓殖金融に關する施設**　海外拓殖事業は外國領土內に於ける事業であり、且つ主として未開地に於て行はるる事業である爲、內地の事業に比し種々なる點に於て不便と困難とを伴ふものである。從つて政府に於ても之に對しては特別の保護助成の施設を爲さねばならぬことは既述の通りである。而して是等施設中現在最も必要とせられて居るものは金融上の施設であらう、我國の海外拓殖事業は地域及事業の性質上、之を南米方面に於けるものと南洋方面に於け

るものとに大別せられることは前述の通りであるが、拓殖金融の觀點からも亦此の區別は必要である。

南米方面　南米殊に伯剌西爾に於ける邦人の拓殖事業は珈琲、米、棉花等を栽培する小企業者を主として居る關係上、之に對する金融は南洋に於けるものとは稍々其の趣を異にして居る。

從來伯剌西爾に於て之が金融に當つて居たものは、主としてサンパウロ州銀行、ノロエステ銀行、コメルシアル銀行、商工銀行等の伯剌西爾銀行とコムミツサリオと稱せらるるものとである。コムミツサリオは伯剌西爾の特殊事情に基いて發生したものにして、農産物の委託販賣事業を本體とし、之に附帶して其の收穫物を擔保として短期又は一年位の中期の金融を爲して居る。

伯剌西爾在住の邦人農業者は廣大なる面積に、而も邊鄙なる地方に小集團を成して點在して居る爲、伯剌西爾銀行の利用は充分に行はれず、寧ろ前述のコムミツサリオが農企業者に對する金融機關として最も恰好のものであるが、現在邦人にしてコムミツサリオを經營して居るものは、唯東山農事株式會社あるのみにして、不況時等には特に金融に困難を感ぜざるを得ない狀態である。茲に於て伯剌西爾の特殊事情に適應したる農事金融機關を設置することは刻下の急務にして、拓務省に於ても大いに之が解決策を考究して居るが、先づ金融の基本的組織たる產業組合の設立助成竝に之が發展に努功して來た結果、前述の通り在伯邦人產業組合は益々發展して居る。

## 第四節　財團法人拓殖奬勵館

設立の趣旨及沿革　我が國は國土狹隘にして人口は逐年激增し而も國家存立上缺く可らざる資源は之を多く海外に依存するの已むなき狀態である。之が爲國內に於ては勤もすれば農村問題、失業問題、思想問題等の社會問題を誘發して國民生活の完全なる伸暢を阻害しつゝある實情である。斯の如き狀態に鑑み我が國刻下の急務は內地と外地とを通じ帝國全版圖の眞に鞏固なる結合を實現すると共に更に我が經濟的活動範圍を廣く海外に擴大して國力の平和的且經濟的進展を企畫することでなければならない。

然るにも拘らず我が國民一般の外地に對する認識並に海外進出に對する關心は未だ徹底を缺くものの如く感知せらるゝは誠に遺憾とする所である。

玆上の理由に基き拓務省に於ては夙に拓殖奬勵館設立の方針を樹立して爾來之が實現に努め來つたのであるが、幸にして朝野各方面の援助を得ることゝなり、昭和十二年十二月二十三日拓務大臣の設立許可を得るに至り同月二十九日設立登記を完了し事業運營の緒に就くことゝなつたのである。

本法人は當初數年間の計畫の下に會館建築を始め一大綜合設施を完備して事業に着手する豫定であつたが、時局に鑑み物的施設の整備は之を後日に委ね當面の急務たる國民の海外發展思想鼓吹に力を注ぐことゝした。

而して本法人の事業の圓滑なる遂行を期する爲政府からは昭和十二年度に於て十萬圓、昭和十三年度に於て四萬圓の補助を受けたのである。

事業の概要　拓殖奬勵館の使命は外地及外國事情を闡明し、邦人の海外發展に資するに足る基礎的調査研究を行ふと共に、一般大衆の認識を深め海外進出の思想を涵養するに必要なる施設を爲すに在る。從て其の事業は差當り左の要領に依り緩急に應じ漸次之が整備を圖る豫定である。

(イ)調査事業　調査事業は本館の目的を達成する上に於て、最も重要なる事項であるが故に之に力を注ぐこととして居る。調査の目標は概ね左の如くである。

一、海外に於ける一般事情を闡明する爲自然的條件、社會的條件等の調査を行ふこと。
二、海外に於ける邦人の移植民及拓殖事業の伸張に寄與すべき特殊調査を行ふこと。
三、國民の海外發展思想を涵養するに足る資料の調査研究を行ふこと。
四、諸外國の膨脹發展史の研究を行ふこと。
五、其の他外地開發並に拓殖事業に資すべき基礎的調査研究を行ふこと。
六、調査は國家として最も重視すべき國策に對應することを目途として之を遂行すること。

（ロ）宣傳事業　宣傳事業は調査事業と共に海外發展を促進する最も重要なる事項である。本館としては普く國民に呼びかけて、外地及外國事情の紹介並に海外進出思想の普及に努める次第である。

事業計畫は概ね左の如くである。
一、宣傳雜誌を頒布すること。（現在月刊「海を越えて」約一萬部印刷頒布）
二、講演會、座談會、映畫會等を開催すること。
三、宣傳啓蒙用單行冊子を頒布すること。
四、宣傳紹介用寫眞及映畫を備付け希望に應じ他團體等に貸付すること。
五、展覽會を開催すること。

（ハ）圖書及資料の蒐集　圖書は本館の目的達成上重要資料であるので、可及的速に之を整備することとし、將來の拓殖圖書館に備へ（現在藏書洋書約一、二〇〇部和書約一、六〇〇部）其の他の資料に就ては事情の許す限り漸次之を蒐集し、拓殖博物館開設の準備を爲す豫定である。

（ニ）外地及外國事情研究の指導　國民の海外發展思想を昂揚し、海外企業の增進を期せんが爲、拓殖事業及移植民事業を企てる向に對しては、資料を供給し或は依賴に應じ研究室に於て科學的精査を行ふ目的達成に遺憾なからしめる方針である。

## 第五節　財團法人日本棉花栽培協會及財團法人東亞緬羊協會

**第一　財團法人日本棉花栽培協會**　我國に於ける棉花の輸入額は最近五箇年の平均に於て數量約十三億四千六百萬斤、價額七億一千八百萬圓の巨額に達し國內需要量の殆んど全部を海外に仰ぐの現狀である。斯の如く我國產業の基調とも言ふべき紡績原料の大部分を我が領域外よりの供給に俟つが如き近時の世界經濟界の動向より觀るも、洵に寒心に堪へないところであつて、之が原料確保を策するは極めて喫緊を要する時務である。斯る諸般の情勢に鑑み昭和八年三月拓務省主催の下に開催せる外地經濟懇談會棉花紡績委員會に委囑して之が對策の樹立を急ぎ、銳意調査研究を遂げたる結果其の大綱の決定を見るに至つたが、右に依れば「棉作適地たる朝鮮及滿洲に於て速に極力棉花栽培の奬勵助長を企圖すべし」との要旨にして、本邦棉花需給の將來に寄與すると共に日滿經濟提携の本義に則し、將又友邦竝に朝鮮の產業開發上にも適當且つ劃切なる方策なるを以て昭和九年四月十八日財團法人日滿棉花協會を設立し既存の滿洲棉花協會（滿洲國）及滿洲棉花栽培協會（關東州）等と協力して叙上の目的達成に努むることとなつた。

然るに最近四圍の情勢は纖維資源確保の要愈急なるものがあるので昭和十二年より從來に於ける事業を一層擴充し單に朝鮮、關東州及滿洲に止らず棉作適地たる臺灣、南洋群島にも能ふ限りの奬勵を爲すことゝし目的達成を期して居つたが、偶々今次の支那事變に伴ふ新局面の展開により更に同方面に對する事業進出をも企圖し昭和十三年二月九日名稱も日本棉花栽培協會と改めるに至つた。

而して協會は其の基金を當初總額二百萬圓と豫定し紡績棉花同業者、南滿洲鐵道株式會社其の他の出捐に依ることゝなつて居たが政府に於ても本事業の國家的重要性に鑑み、右基金竝に經費の一部を補助して其の目的達成に資せし

むるの要あるを認め昭和九年度に於ては總額十五萬圓、同十年度及同十一年度に於ては各十二萬圓の補助を行つた。斯くて協會は創立以來年々二十五萬圓を積立て既に合計七十五萬圓の基金積立を爲したが、纖維資源確保のため一意棉花の增產に努め可及的短期間に所期の目的を達成せしむる必要あるを以て、昭和十二年度より基金積立は七十五萬圓を以て暫く之を中止し之に依り從來に於ける事業を一層擴充し又必要に應じては現存の基金をも事業費に充當し事業遂行に萬遺憾なきことを期してゐる。依つて政府は從來の基金に對する補助を認めざる代りに昭和十二年度以降六箇年間に每年六萬圓合計三十六萬圓の經費を事業費として補助することになつた。

**事業の概要**　協會は棉花栽培の指導奬勵竝に棉花栽培者の福利を增進し、且つ棉花需給の圓滑を圖るを目的とし其の事業は寄附行爲に記載するところであるが、之を列擧すれば左の如くである。

一　棉花栽培の奬勵
二　棉花賣買の斡旋
三　品評會及講習會の開催
四　棉花及綿業に關する調査及研究
五　其の他の棉花及綿業に關する諸般の事項

協會は本部を東京（拓務省殖產局內）に置き事務を統轄し、朝鮮に於ては總督府の施設と相呼應し棉花增產計畫達成に努むる爲め京城（朝鮮總督府農林局內）に支部を、臺灣に於ては朝鮮に於けると同樣臺北（臺灣總督府殖產局內）に支部を設置し、又協會の事業達成の爲めには大阪に於ける紡績棉花當業者と特に緊密な連絡を要するので大阪（綿業會館大日本紡績聯合會內）に支部を設置して其の事業を遂行してゐる。

而して滿洲國に於ける棉作奬勵事業は從來滿洲棉花協會が國家に代行し經營してゐたが、康德五年（昭和十三年）より棉花奬勵事業も他の農產奬勵と同樣國家に於て直接之を統轄することになつたので協會は新機構の下に新に設立せられた農事合作社の棉花事業に對し補助金を支出し其の事業を援助することになつた。關東州に於ける棉作奬勵に關しては州內棉花奬勵機關たる滿洲棉花栽培協會を援助し、南洋群島に於ては南洋群島產業協會に補助金を支出して目的的遂行を圖つてゐる。

昭和十三年度に於ける事業概要を各地域別に示せば次の如くである。

**朝鮮**　朝鮮に於ては前年度同樣棉作講習講話會、品評會、婦人共同耕作圃設置、技術員委託養成、麥間作在來棉試驗委託及宣傳等の事業を實施して居る。

**臺灣**　臺灣に於ても前年度同樣技術員養成及棉花多收競作會を實施して居る。

**關東州**　關東州に於ては本年度新に滿人技術員養成及蚜蟲驅除奬勵を實施せしめたが其の他に就いては前年度と同樣に委託採種圃、品評會等の事業を滿洲棉花栽培協會をして實施せしめてゐる。

**滿洲國**　滿洲國に於ては本年度より新に農事合作社經營の委託採種圃補助竝棉作品評會を開催せしめたが之等は前述滿洲棉花協會解散前には同協會が本協會の補助金により實行して居た事業である。

**南洋群島**　南洋群島に於ては前年度同樣南洋群島產業協會をしてヤツプ、ポナペ、パラオの各島に棉花試作地を設置せしめて居る。

**北支那**　本年二月北支軍特務部の希望に依り棉花の增產と災區救濟の趣旨を以て農民に棉種子を配布すること、し協會は拓務省斡旋の下に朝鮮產棉種子百萬斤を購入北支に輸送し軍特務部に提供した。

尙今後北支に於ける棉花增產の一般指導奬勵は從來舊政權の下にあつた河北棉產改進會を擴充强化して之に實施せしむる方針で居る。

**中支那**　本年四月在華日本紡績同業會上海本部より朝鮮米棉種の購入斡旋方依頼があつたので右種子五百斤を送付寄贈したが、右は上海大道市政府に於て支那棉花向上の爲め管下の農事試驗場に於て實施した在來棉及米棉の試驗栽培の爲め使用せるものである。

又四月下旬協會顧問京都帝國大學教授榎本中衞博士一行を上海方面に派遣し、中南支方面に於ける棉花栽培狀況を調査せしめたが、右に基き更に九月中旬榎本顧問を主班とする棉花紡績代表者一行を上海方面に派し、中支に於ける棉花改良增產策、取引其の他棉花に關する各般の調査を實施の上之を現地當局に報告協議の結果現地に於て中支棉花開發要綱の決定を見るに至つた。尙朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島及滿洲國に於ける昭和十三年に於ける棉花作付反別及收穫高豫想を示せば左の如くである。

(一)　朝鮮に於ける棉花作付反別及收穫高調

(イ)　累年表

| 年次 | 作付反別 | | | 收穫高 | | | 反當收量 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 陸地棉 | 在來棉 | 計 | 陸地棉 | 在來棉 | 計 | 陸地棉 | 在來棉 | 平均 |
| 昭和八年 | 二七、三〇〇・八町 | 五九、三三八・二町 | 一七六、六五九・〇町 | 二四、三二六、四九六斤 | 四五、一〇二、〇九六斤 | 一五九、四三五、五七四斤 | 九二斤 | 七一斤 | 八〇斤 |
| 同　九年 | 一三三、三六七・四 | 六〇、一四七・四 | 一九三、五一四・八 | 二〇、七四三、八八九 | 一五五、〇三五、〇七四 | 一七四、七七八、九六三 | 一五五 | 八六 | 一〇一 |
| 同　十年 | 一四七、六四三・七 | 六一、九二四・二 | 二〇九、五六七・九 | 一六九、九四八、八八八 | 二一三、七四八、九六七 | 一八三、六九七、八五五 | 一一五 | 七一 | 一〇三 |
| 同　十一年 | 一六四、二三五・五 | 六四、三五一・〇 | 二二八、五八六・五 | 八九、三九二、四七四 | 一四七、三七四、二一三 | 一三七、二六六、六八七 | 五四 | 七五 | 六〇 |
| 同　十二年 | 一七五、〇五九・九 | 四八、一一一・四 | 二二三、一七一・三 | 二〇〇、四二〇、二九二 | 三五九、八六八、一七二 | 二一四、八八六、四六四 | 一一四 | 八三 | 一〇八 |
| 同　十三年 | 一八七、一三五・〇 | 四七、〇八六・〇 | 二三四、二三一・〇 | 一八六、一二四、五一二 | 三一、六八一、〇八五 | 二一八、八〇五、五九七 | 九九 | 六九 | 九三 |
| 對前年比較增△減 | 一二、〇三五・四 | 一、〇三五・四 | 一四、二九五、七〇 | △一四、二九五、七〇 | △一、八七九、〇八七 | △一六、一七四、七八四 | △一五 | △一四 | △一五 |
| 同上步合(%) | 六・九 | △二・〇 | 六・五 | △七・一 | △一八・〇 | △七・三 | △一三・一 | △一六・七 | △一三・九 |

(ロ)　昭和十三年道別豫想調

(九月十日現在)

| 道別 | 作付反別 | | | 收穫高 | | | 反當收量 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 陸地棉 | 在來棉 | 計 | 陸地棉 | 在來棉 | 計 | 陸地棉 | 在來棉 | 平均 |
| 京畿 | 一五、六二〇町 | 四八二・三町 | 一六、〇九二・三町 | 一三、四〇七、七三三斤 | 二九九、九二一斤 | 一三、七〇七、六五四斤 | 八六斤 | 六二斤 | 八五斤 |
| 忠北 | 二二、五六二・五 | — | 二二、五六二・五 | 二二、九三七、一二六 | — | 二二、九三七、一二六 | 一〇三 | — | 一〇三 |
| 忠南 | 一七、一五〇・四 | — | 一七、一五〇・四 | 一九、七三五、〇〇〇 | — | 一九、七三五、〇〇〇 | 一一五 | — | 一一五 |
| 全北 | 二二、〇四三・九 | — | 二二、〇四三・九 | 二三、二〇五、〇九六 | — | 二三、二〇五、〇九六 | 一一〇 | — | 一一〇 |
| 全南 | 五六、一八〇・五 | — | 五六、一八〇・五 | 五六、九二六、七三一 | — | 五六、九二六、七三一 | 一〇一 | — | 一〇一 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 慶北 | 三四、六二一・三 | — | 三四、六二一・三 | 三一、九三二、七三八 | 九二 | — | 九二 | 三一、九三二、七三八 | — | 三一、九三二、七三八 |
| 慶南 | 三二、六一七・六 | — | 三二、六一七・六 | 三二、六一七、四六三 | 一〇三 | — | 一〇三 | 三二、一五九、四六三 | 一、三二〇、四六三 | 三二、一五九、四六三 |
| 黄海 | 三、〇一〇・八 | 三二、一二九・七 | 三四、一四〇・五 | 一五、七四九、八四四 | 八三 | 七二 | 七六 | 一八、二五五、二七三 | 一一、三二一、四〇三 | 一九、一七七、四九三 |
| 平南 | 五六・七 | 一四、七七〇・三 | 一四、八二〇・〇 | 一一、三二一、四〇三 | 一三九 | 七六 | 七六 | 一一、三〇〇、一六 | 一、九六二、一二六 | 一三、二六二、一八六 |
| 平北 | 四三・八 | 六、九九二・二 | 七、〇三九・〇 | 三、九六二、八四 | 六七 | 五六 | 五六 | 三、九六二、八四 | 一、四四八、一四〇 | 五、四一一、九八四 |
| 江原 | 四、二三三・四 | 二、六六二・四 | 六、八九五・八 | 一、四四八、一四〇 | 七六 | 五四 | 六八 | 四、六六六、四九六 | 三、二八、三五六 | 七、六九四、八五二 |
| 咸南 | 一・一 | 四六・一 | 四七・二 | 三〇、八二四 | 七四 | 六七 | 六七 | 三一、六三九 | 八一五 | 三二、四五四 |
| 咸北 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計又ハ平均 | 一八七、一三五・〇 | 四七、〇八六・〇 | 二三四、二二一・〇 | 三一、九三二、七三八 | 九二 | — | 九二 | 三一、九三二、七三八 | 一八六、二一四、五二三 | 三二八、八〇五、五九七 |

「備考」一、本表ハ日本棉花栽培協會報告ニヨル

一、收穫高ハ實棉ヲ以テ示ス

## (二)　臺灣に於ける棉花作付反別及收穫高調

### (イ)　累年表

| 年次 | 作付反別 | 收穫高 | 反當收量 |
|---|---|---|---|
| 昭和十年 | 四六〇・六町 | 二一八、二六三斤 | 四七斤 |
| 同十一年 | 五六四・三 | 五二〇、三二二 | 九二 |
| 同十二年 | 四、三八〇・五 | 一、六五四、三四二 | 三八 |
| 同十三年 | 五、三二八・二 | 三、四一一、二〇二 | 六四 |
| 對前年比較增△減 | 九四七・七 | 一、七五六、八六〇 | 二六 |
| 同上歩合（%） | 二一・六 | 一〇六・二 | 六九・三 |

(ロ)昭和十三年州廳別豫想調

| 州廳名 | 作付反別 | 豫想收穫高 | 反當收量 |
|---|---|---|---|
| 臺北 | 七八・二 町 | 三二、〇〇〇 斤 | 四〇・九 斤 |
| 新竹 | 一一五・四 | 三七、五〇〇 | 三二・五 |
| 臺中 | 三、九六二・九 | 二、九七一、二一五 | 七五・〇 |
| 臺南 | 九八二・九 | 二九七、三三三 | 三〇・三 |
| 高雄 | 一七九・〇 | 七〇、五七四 | 三九・四 |
| 臺東 | 九・八 | 二、五八〇 | 二六・三 |
| 花蓮港 | — | — | — |
| 澎湖 | — | — | — |
| 合計又ハ平均 | 五、三二八・二 | 三、四一一、二〇二 | 六四・〇 |

「備考」一、本表ハ日本棉花栽培協會報告ニヨル
一、作付反別ハ甲ヲ町ニ換算ス
一、收穫高ハ實棉ヲ以テ示ス

(三)　關東州に於ける棉花作付反別及收穫高調

(イ)　累年表

| 年次 | 作付反別 | 收穫高 | 反當收量 |
|---|---|---|---|
| 昭和九年 | 二、〇七八・一町 | 一、五〇四、六三七斤 | 七二斤 |
| 同十年 | 二、〇九六・八 | 一、五九三、三九九 | 七六 |
| 同十一年 | 二、四二九・四 | 一、五六六、一七二 | 六四 |
| 同十二年 | 二、六八六・五 | 一、九三九、九九一 | 七二 |
| 同十三年 | 二、九一八・三 | 一、九五三、六六二 | 六七 |
| 對前年比較增△減 | 二三一・七 | 一三、六七一 | △五 |
| 同上歩合（%） | 八・六 | 八・〇 | △六・九 |

(ロ)　昭和十三年地方豫想別調（九月二十日調）

| 地方別 | 作付反別 | 豫想收穫高 | 反當收量 |
|---|---|---|---|
| 旅順 | 四五六・五町 | 三六二、五〇六斤 | 七九斤 |
| 大連 | 五二・〇 | 六一、五三八 | 一一八 |
| 金州 | 一、四五二・二 | 一、一三八、四七六 | 七八 |
| 普蘭店 | 九二四・五 | 三七七、二八五 | 四一 |
| 貔子窩 | 三三・一 | 一三、八五七 | 四二 |
| 合計又ハ平均 | 二、九一八・三 | 一、九五三、六六二 | 六七 |

「備考」一、本表ハ滿洲棉花栽培協會ノ報告ニヨル
一、收穫高ハ實棉ヲ以テ示ス

(四)　南洋群島に於ける昭和十二年度棉花作付反別及收穫高調

| 支部別 | 作付反別 | 收穫高 | 反當收量 |
|---|---|---|---|
| パラオ | 五・四町 | 三、六〇〇斤 | 六六・七斤 |
| ヤップ | 六・二 | 七、一〇〇 | 一一四・五 |
| ポナペ | 一三・一 | 一九、九五〇 | 一五二・三 |
| サイパン | 三八・〇 | 四八、一一三 | 一二六・六 |
| 合計又ハ平均 | 六二・七 | 七八、七六三 | 一二五・六 |

「備考」一、本表ハ南洋群島産業協會報告ニヨル
一、收穫高ハ實棉ヲ以テ示ス

## (五)　滿洲國に於ける棉花作付反別及收穫高調

### (イ)　累年表

| 年次 | 作付反別 | 收穫高 | 反當收量 |
|---|---|---|---|
| 康德元年 | 九二、八六九・六町 | 一三八、八四三、六〇八斤 | 一五〇斤 |
| 同二年 | 五六、九七一・二 | 六三、五一六、二六四 | 一一二 |
| 同三年 | 八二、四一〇・七 | 九五、六四七、八八〇 | 一一六 |
| 同四年 | 一〇一、一二四・一 | 一一三、九五八、一三〇 | 一一三 |
| 同五年 | 八六、二六七・〇 | 八六、六〇七、九三八 | 一〇〇 |
| 對前年比較增△減 | △一四、八五七・一 | △二七、三五〇、一九二 | △一三 |
| 同上歩合（%） | △一四・七 | △二四・〇 | △一一・五 |

### (ロ)　康德五年省別豫想調

（十月末日現在）

| 省別 | 作付反別 | 豫想收穫高 | 反當收量 |
|---|---|---|---|
| 奉天 | 三四、三〇四町 | 四二、〇四〇、七六三斤 | 一二二・六斤 |
| 錦州 | 四七、五〇四 | 四一、二六〇、七二四 | 八六・八 |
| 熱河 | 四、三五六 | 三、二四二、四五一 | 七四・四 |
| 安東 | 一〇三 | 六四、〇〇〇 | 六二・一 |
| 合計又ハ平均 | 八六、二六七 | 八六、六〇七、九三八 | 一〇〇・四 |

［備考］一、本表ハ滿洲國産業部報告ニヨル
一、作付反別ハ陌ヲ町ニ看做ス
一、收穫高ハ實棉ヲ以テ示ス

**第二　財團法人東亞綿羊協會**　羊毛は棉花と共に國民生活の必需品なるのみならず軍需品としても亦必須不可缺のものであるに拘はらず、我國に於ては地價の不廉、放牧適地の缺乏等に禍せられ、綿羊飼育は他の牧畜業に比し實に微々たるもので、從つて其の需要額二億封度、價額約二億圓の殆んど大部分が海外諸國よりの輸入に依存する外なき狀態で洵に寒心に堪えざる所である。斯かる事態は國際貸借上は勿論現下の時局に鑑みる時は、一層その重大性を痛感せしむるものあり、一刻も早く我が經濟圈内に於ける羊毛の供給確保を策することは國策上方に焦眉の急務である。然るに友邦滿洲國は夙に綿羊飼育適地として知られ國民亦古來より綿羊の飼育に長じ從つて滿洲に於ける綿羊の改良增殖奬勵は羊毛資源の開發と共に、他面日滿經濟提携の實踐具體化に資すること大なるは疑を容れないところであ

る。又我帝國領土内に於ても朝鮮殊に北鮮地方は緬羊の飼育地として有望視さるゝ等の實情に鑑み昭和八年夏拓務省主催の下に開催された外地經濟懇談會羊毛紡績委員會に於て愼重審議の結果日本政府補助金、日本羊毛工業會及南滿洲鐵道株式會社其の他の民間有志の出捐を以て財團法人日滿緬羊協會を設立すること、し昭和九年四月十九日同協會の誕生を見るに至つた。

同協會は(一)緬羊の改良及增殖、(二)生產羊毛の調査、紹介、通報及買の斡旋、(三)共進會及講習會の開催、(四)緬羊の改良及增殖に關する研究及調査、(五)其の他緬羊の改良增殖並に羊毛に關する諸般の事業を行ふを以て目的とし現在滿洲國新京及朝鮮京城に支部を設け前者に於ては滿洲國當局との密接なる連絡の下に、滿洲國の緬羊改良事業に當り、後者に於ては朝鮮總督府の奬勵施設に呼應し之を側面より援助しつゝある。

而して拓務省に於ては本事業の重要性を認め昭和九年度以來累年補助金を交付し來つたが、同協會の事業擴充に伴ひ昭和十二年度より每年十五萬圓宛の補助を爲すこと、なつた。而して輓近に於ける羊毛需給の現況と今次事變の進展とに伴ひ協會事業の擴充を必須とする實情に鑑み事業地域の擴張を圖る爲め、昭和十三年七月名稱を東亞緬羊協會と改稱し支那に於ける緬羊改良增殖事業の實施をも企圖することゝした。

**事業の概要**　同協會の事業目的に付ては前章に於て述べた通りであるが、現に實施しつゝある事業として、最も主要なものは、滿洲邦人移民團を中心とする緬羊の增殖改良及滿洲國龍爪に於ける協會直營牧場の經營である。卽ち昭和九年以來同十三年度迄に團に配布した緬羊總額數はコリデール種牡羊五百十五頭、蒙古種牝羊五千五百十一頭であるが、之等コリデール種に依る蒙古在來種羊の改良に付ては鋭意之が指導助長に努めた結果其の成績も頗る良好である。又昭和十二年度に於ては滿洲國三江省勃利縣龍爪に地を卜し協會直營の牧場を新設し將來に於ける改良原種の獲得に對する不安の一掃に努めた。卽ち同牧場は基礎牝羊五千頭を繫養する豫定を以て不取敢同年度に於てコリデール種牡六十四頭、コリデール種牝二千八百六十一頭を輸入し之れに依りコリデール種の純系蓄殖を圖り、以て改良用種牡の供給を確保すると共に本牧場を中心とし移民團緬羊飼育の指導誘掖に當り、向後二十五年後には二百萬頭卽ち一千四百萬封度の羊毛を供給せんとする計畫である。

其の他前年に引續き實施しつゝある講習會の開催、緬羊技術員の養成、滿洲產羊毛加工利用試驗及朝鮮、滿洲國蒙疆地區及關東州に於ける緬羊改良事業に對する補助等の事業は何れも年を追ふて益々良好なる成績を擧げてゐる。

就中緬羊飼育熱の勃興に伴ひ緬羊技術員の窮乏を告げ、本事業進展の阻害せらるゝこと多きに鑑み、昭和十年度以來之が養成に努めてゐるが、既に多數の修了生を出し斯業の第一線に立たしめてゐる。

一方支部に於ても亦夫々地方的特殊事業に應じて緬羊改良事業を行つてゐるが、滿洲支部に於ては農家の副業的羊毛皮加工技術の普及を圖るため、滿洲緬羊組合に對し羊毛皮加工事業費を補助し、斯業の發展に寄與してゐる。又朝鮮支部に於ても同樣の趣旨の下にホームスパン展覽會の開催、種羊の購入配布、生產物の販賣斡旋、其の他各種施設の助成等の事業を行つてゐる。

同協會は以上の外昭和九年以來引續き在奉天滿蒙毛織株式會社に委託し、滿洲產羊毛の利用方法に關する試驗研究を行つてゐるが其の結果は將來に於ける滿洲產羊毛の利用に多大なる希望を期待せしむるものがある。

斯くの如く協會の事業の順調なる發展は延いて今後に於ける一大躍進を想はしむるものものありと謂はねばならぬ。

# 拓務要覽

## 附圖


邦人（內地人）世界分布圖

滿洲農業移民入植圖

中南米ニ於ケル邦人拓殖事業狀況圖

外南洋ニ於ケル邦人拓殖事業狀況圖

昭和十四年二月十五日印刷
昭和十四年二月二十日發行

拓務大臣官房調査課

印刷人　東京市麹町區麹町五丁目二番地
杉田彌太郎

印刷所　東京市麹町區麹町五丁目二番地
杉田屋印刷所
電話九段(33)〇五七四番
圖一一〇二番